

季刊 社会保障研究

Vol. 23

Winter 1987

No. 3

研究の窓

高齢化社会における負担とは何か……………地 主 重 美 274

論 文

公的施策による世代間の移転……………野 口 悠紀雄 276

定年制と労働福祉……………平 石 長 久 284

老人の心の健康と福祉政策……………齋 藤 和 子 294

昭和61年度 研究プロジェクト報告

研究課題Ⅲ 高齢者の消費に関する実証的研究

中高年者世帯における家計構造の変化……………馬 場 紀 子 302

高齢者夫婦世帯の家計構造の変化

……………伊 藤 秋 子・横 田 京・上 村 協 子 318

同居世帯家計と高齢者の生活費——掛川市における追跡調査の分析から——

……………岩 田 正 美 329

パネルデータにみる高齢者の保健医療費……………小 野 信 夸 344

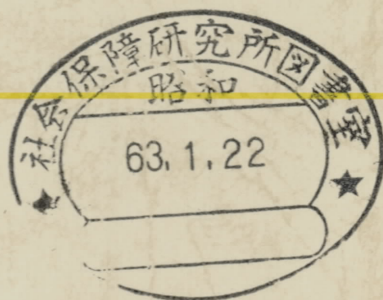
研究ノート

「医薬品の供給」に関する医療保障の概念づけ……………梶 原 麻佐路 356

——“調剤薬”と“医薬品”の存在とその運用——

動 向

社会保障法判例……………堀 勝 洋 372



社会保障研究所

研究の窓

高齢化社会における負担とは何か

地主 重 美

人口高齢化の進行とともに、高齢者の扶養負担が大きな問題として取り上げられ、はげしい論議をよんでいる。とくに高齢化のスピードが速く、その上、老年人口比率が2020年ごろには現在の2倍以上のレベルに到達しようとする予想されているわが国では、この問題がとりわけ深刻にうけとめられている。マスコミはもとよりのこと、社会経済問題に関する研究調査も高齢化に伴う扶養負担とかかわりなしに行われることがむしろ稀なくらいである。最近数年間に行われた社会保障制度の改革や現在進行中の制度の見直しも、その根底には襲いくる高齢化社会における扶養負担への懸念が根を下ろしている。

老年人口比率が高くなれば、それ以下の年齢層の扶養負担は重くなる、という主張が今日ではさながら自明の理のようにみなされ、これに異議をさしはさむのは非常識であり異端であるとさえ考えられている。はたしてそうであろうか。もしかしたら、われわれは常識の魔術にかけられてはいないであろうか。

人口高齢化が社会に与える経済的インパクトを考えるには、二つの見方があるように思われる。第1は全体的な見方であり、第2はコーホートの見方である。全体的な見方というのはこうである。ある経済社会に老齢引退階層と現役勤労階層がいるとしよう。前者は高齢に達して生産活動から引退し、後者の生産した財・サービスを消費する階層である。経済全体でみると勤労する現役世代は、自分たちの生産した生産物の全部を自分たちの欲求充足に充てるのではなく、その一部を老齢引退世代の消費充足に回しているのである。それゆえ、高齢化率が上がり老齢引退人口の比重が高まると、高齢者の平均消費水準が低下していかないかぎり現役勤労世代の取り分が相対的に減少し、それだけ彼らの負担は重くなる。経済全体の生産物を勤労世代と老齢引退世代が共に分かち合わなければならないゼロサム・ゲームを考える限り、これは当然のことである。老年従属人口比率が高くなれば現役世代による高齢者扶養負担が増大するという常識は、ここでいう第1の全体的な見方に立っている、と考えられる。

ところが第2のコーホートの見方に立つと、そのような解釈には重大な問題がある。各年齢コーホートは、現役勤労期間中に、その稼得の全部を消費に充て

るのではなく、その一部を老後消費のために貯蓄する。こうして蓄積された貯蓄は生産部門に投資され経済成長の要因になる。このコーホートはやがて引退し消費生活に入るのであるが、消費の原資は、現役勤労階層からの公的・私的給付ではなく、彼ら自身による稼得期間中の貯蓄である。彼らは、自らの蓄積の果実を消費に回しているにすぎない。単純ライフサイクル仮説にしたがって、生涯期間の稼得所得総額が生涯期間の消費支出総額と現在値においてひとしいとすれば、このコーホートは、高齢引退期に入っても他のコーホートに対して少なくとも経済的には何ら負担を課していないのである。経済的な扶養負担が生まれるのは、このコーホートが生涯稼得所得総額以上の生涯消費支出をする場合に限られる。

ところが統計資料によって推測する限り、現実はいずれとは全く逆である。各年齢コーホートは例外なしに純貯蓄を残して人生の舞台から退場している。後世代にとって高齢者が経済的負担になるどころか、意図したかどうかは別として彼らは何らかの遺産を残し後世代の生活水準を向上させているのである。コーホート的な見方は常識的な高齢者扶養負担観に反するが、誤っているのはこの常識であってコーホート的な見方ではない。

しかしそうだからといって、高齢化に伴う支出増嵩を野放しにしてよいというものではない。各コーホートの生涯期間の純貯蓄がプラスであっても、年齢構成の高齢化によって社会全体の純貯蓄率は低下し、経済成長は鈍化する。それゆえ、高齢化社会に適合した効率的でかつ安定的な社会保障システムを模索していくことは、21世紀にかけて一層その必要性を高めていくのであろう。

(じぬし・しげよし 千葉大学教授)

公的施策による世代間の移転

野 口 悠紀雄

I はじめに

社会保障についての古典的なイメージは、異なる所得階級間での所得再分配であるが、最近では、世代間の再分配機能の重要性が増している。事実、労働年齢人口から老年者への移転を直接の目的とする公的年金の給付は、社会保障給付のなかで最大のシェアを占めるにいたっている。

ところで、この問題を考える場合に、つぎの3点に留意する必要がある。第1は、財政を通じる世代間移転は、公的年金のみによってなされるのではないということである。これ以外に、公債の発行と償還、税制改革などが、世代間の移転を引き起こす。第2は、財政による世代間の移転のみを取り出して考えるのではなく、それらの経済活動に対する影響を考慮する必要があるということである。とりわけ、資本蓄積に対する影響が重要である。第3に、遺産との関連を考慮する必要がある。財政による世代間移転は、家計内での移転、すなわち遺産によって相殺される場合がありうる。以下、本稿においては、こうした問題を念頭におきつつ、財政制度を通じる世代間移転について考察を進めることとする。

さて、こうした問題を分析するには、ライフサイクル・モデルとよばれるモデルが有用な手段となる。このモデルでは、個人の一生を、若年期と老年期に区別する。個人は若年期に労働して賃金所得を得る。この一部は消費されるが、残りは貯蓄される。人々の貯蓄した資産は、生産活動における資本として使われる。人々は老年期には退職

し、資産を次の世代に売却して消費を賄うものとされる。

ここで、議論を単純化するため、若年期（労働期）と老年期（退職後期）の長さは等しいとしよう。第 i 世代が若年期にある時点を第 i 時点とよぶこととすれば、この仮定により、第 i 時点には、若年期にある第 i 世代と、老年期にある第 $(i-1)$ 世代とが共存することになる。また、利子率はゼロであるものと仮定する¹⁾。さらに、IVまでの議論では、遺産の存在を無視する。

II 公債による世代間の移転と 資本蓄積への影響

財政を通じる世代間移転が最も明瞭な形で表われるのは、公債の発行や償還が行われる場合である。そこで、公的年金の議論に先立ち、この問題を取り上げよう。

以下では、次の2つのケースを考える。ケース1：財政支出がすべて税によって賄われる場合。ここで、税は、若年期の労働所得に対して課されるものとし、その額を1人あたり t とする。ケース2：財政支出はケース1と同額で、第2時点においてのみ財源が公債で賄われ、第5時点における増税でそれが償還される場合。

まず、世代別の生涯可処分所得をみよう。財政活動が存在しない場合の各世代の代表的個人の生涯可処分所得は、労働所得 w であるが、ケース1では、それが、 $w-t$ に減少する。ケース2では、公債発行時点において若年期にある世代（第2世代）は税負担を免除され、公債償還時に若年期に

ある世代（第5世代）が余分の負担を負う。ここで各世代の人口が等しい（人口成長率がゼロ）としよう。以下では、簡単化のため、各世代の人口を1とする。すると、第2世代の生涯可処分所得は w となり、第5世代のそれは $w-2t$ となる（他の世代は、ケース1と同様 $w-t$ ）。したがって、第5世代から第2世代に対して、 t 単位の移転がなされるわけである。

では、経済全体の資源配分はどのようにになっているであろうか。いま、 c を生涯可処分所得のうち若年期に消費される比率とし、 C_y , C_o を、各時点における若年世代と老年世代の消費としよう。ケース1では、各時点において、 $C_y=c(w-t)$, $C_o=(1-c)(w-t)$ であり、したがって、消費支出の合計は $w-t$ になる。この場合には、政府支出が t だけあるので、経済全体の支出は、所得（＝生産量） w に等しくなっている²⁾（なお、ここでは静態的な経済を仮定しているため、資本ストックの水準は時間を通じて一定であり、したがって投資はゼロであることに注意）。

ケース2では、第2世代の生涯可処分所得が公債発行のない場合に比べて t だけ増加するから、それがあらかじめ知られているとすれば、第2世代の消費は、第2時点に ct 増加して cw となり、第3時点には $(1-c)t$ だけ増加して $(1-c)w$ となる（表1参照）。また、第5世代の生涯可処分所得は、 t だけ減少するから、消費は第5時点に ct だけ減少して $c(w-2t)$ となり、第6時点には $(1-c)t$ だけ減少して $(1-c)(w-2t)$ となる。したがって、消費支出と政府支出の合計は、定常状態では w であるが、第2, 3時点ではそれより ct , $(1-c)t$ だけ多く、第5, 6時点ではそれより ct , $(1-c)t$ だけ少

なくなっている。ところで、経済全体の生産量は w で一定であるから、 w をこえる支出を賄うためには資本ストックが取り崩されているわけであり、逆に支出合計が w を下回っている場合には、資本ストックが積み増しされていることになる。つまり、当初の資本ストックを K とすれば、第1時点以降の資本ストックの推移は、 K , $K-ct$, $K-t$, $K-t$, $K-(1-c)t$, K となる（表1参照）³⁾。

このように、公債の発行は、世代間の移転や資源配分の変化をもたらすが、経済全体としての支出合計には影響を与えない。これは、公債の発行、償還によって生産活動が直接に影響を受けることはないし、また公債が内国債であるかぎり、その発行によって資源が海外から流入したり償還によって流出したりすることはないことを考えても明らかである。したがって、公債の発行は、経済全体としての負担を後時点に移転させることはない。この意味で、公債は、家計の借入とは本質的に異なる。これは、1950年代にサミュエルソンやラーナーによって指摘された点である。

しかし、公債発行によって資源配分が変化することは、間接的に後世代に影響を与える。それは、すでにみたように、資本ストックが変化するからである。これまでの説明では、各世代の労働所得は w で一定であるとした。しかし、厳密には、これは正しくなく、資本ストックが減少すれば、後の時点における生産量は減少するわけである。したがって、後世代は、生産活動から得られる所得が減少するという意味において、負担を負う。このような意味での“公債の負担”が存在することは、Modigliani (1961) によって指摘された。

表1 公債発行による資源配分の変化

時 点	若年者消費 C_y	老年者消費 C_o	政府支出 G	小 計 C_y+C_o+G	資本蓄積 DK	資本ストック K
1	$c(w-t)$	$(1-c)(w-t)$	t	w	0	K
2	cw	$(1-c)(w-t)$	t	$w+ct$	$-ct$	$K-ct$
3	$c(w-t)$	$(1-c)w$	t	$w+(1-c)t$	$-(1-c)t$	$K-t$
4	$c(w-t)$	$(1-c)(w-t)$	t	w	0	$K-t$
5	$c(w-2t)$	$(1-c)(w-t)$	t	$w-ct$	ct	$K-(1-c)t$
6	$c(w-t)$	$(1-c)(w-2t)$	t	$w-(1-c)t$	$(1-c)t$	K
7	$c(w-t)$	$(1-c)(w-t)$	t	w	0	K

Ⅲ 公的年金による世代間の移転

財政制度のなかには、公債以外にも、世代間の移転をもたらすものがある。その典型的なものは、賦課方式で運営される公的年金である（積み立て方式の年金では、保険料収入と年金給付の現在値を各世代ごとに均等化するように両者の関係を定めるので、世代の可処分所得は影響を受けない）。以下では、まず世代間移転が生ずるメカニズムを明らかにし、つぎに資本蓄積との関連を考えることとする。

<制度改革によって生ずる移転>

最初に、各世代の人口が等しく、また年金水準が一定に保たれているような定常状態を考えよう。このとき、老人1人あたり1単位の年金を給付するには、若者は1人あたり1単位の保険料を負担する。ある一時点をとってみれば、若者から老人に対して移転がなされるものの、個人の一生を通じてみると、若年期に親世代に渡したのと同額の移転を子世代から受けるので、生涯可処分所得は、年金のない場合に比べて変化しない（この場合、年金は、“数理的にフェアである”——actuarially fair——という）。

上では、定常状態を想定した。しかし、制度改革時点を明示的に取り上げてみると、その近傍の世代の生涯可処分所得は、変化しているのである。いま、第3時点（第2世代が老年期にあり、第3世代が若年期にある時点）において、 t の規模の年金制度が導入されたものとしよう。第2世代の生涯可処分所得は、この改革によって t だけ増大する。なぜなら、若年期において保険料を支払わなかったにもかかわらず、退職後に t の給付を受けるからである。つぎに、第6時点（第5世代が老年期にある時点）において、年金制度が廃止されたものとしよう。第5世代の生涯可処分所得は、この改革によって t だけ減少する。なぜなら、若年期において保険料を支払ったにもかかわらず、退職後には給付を受けられないからである。こうして、第5世代から第2世代に対する移転がなさ

れることになる。

これは、Ⅱでみた公債発行と償還に伴う世代間移転と全く同じものである。したがって、賦課方式年金の導入と廃止は、それぞれ、公債の発行および償還と同一の経済的意味をもつといえる。なお、以上では、年金制度の導入と廃止の場合をみたが、給付（＝保険料）の水準が変更される場合にも、全く同様のことが生ずることが、直ちに確かめられる⁴⁾。

さて、年金の場合には、公債の場合とは若干異なる事態が生ずる。それは、他の世代の負担なしにある世代の生涯可処分所得を増大させることである。例えば、上の例で、もし、第6時点以降も年金制度が維持されるならば、第5世代に相当する世代は、無限の将来に先送りされる。したがって、いかなる世代も余分の負担を負うことなく、第2世代の生涯可処分所得が増大するのである。これは、一見して、“無から有を生み出す”魔術のようにも思われよう（公債の場合、償還がない“永久公債”もありうるが、通常は、いずれかの時点において償還がなされる。しかし、年金については、永久公債に相当するものが通常の姿である）。こうした評価がはたして正しいか否かは、後に再び検討する。

<人口構造の変化により生ずる移転>

以上では、年金制度の改定によって世代間移転が生ずることをみた。年金制度が一定であっても、世代によって人口が異なるなら、やはり世代間移転が生ずる。いま、表2に示すように人口が変化するとしよう。すなわち、定常人口は1であるのに対し、第3世代から第5世代のみ人口が2になるとする（以下、この世代を“団塊世代”と呼ぶ）。

表2 人口構造の変化と世代間移転
(保険料固定の場合)

世 代	人 口	保 険 料	給 付	純給付
1	1	t	t	0
2	1	t	$2t$	t
3	2	t	t	0
4	2	t	t	0
5	2	t	$0.5t$	$-0.5t$
6	1	t	t	0

表3 人口構造の変化と世代間移転
(給付固定の場合)

世 代	人 口	保険料	給 付	純給付
1	1	t	t	0
2	1	t	t	t
3	2	$0.5t$	t	$0.5t$
4	2	t	t	0
5	2	t	t	0
6	1	$2t$	t	$-t$
7	1	t	t	0

いま、1人あたり保険料を t に固定すると、1人あたり給付は、定常状態では t であるが、第2世代は団塊世代に養われるため $2t$ の給付が受けられ、第5世代は次の世代の人口が減少するため、給付が $0.5t$ となる。

したがって、ネットの給付（給付－保険料）は、定常状態では0であるが、第2世代では t となり、第5世代ではマイナス $0.5t$ となる。こうして、第5世代から第2世代に対して移転が行われることになる。これは、表1で示した公債発行と償還による移転や、上でみた制度改定による移転と全く同じものである（なお、第5世代人口は第2世代人口の2倍であるから、移転の収支は等しいことに注意）。

給付が t に固定される場合には、1人あたり保険料は、定常状態では t であるが、第3世代は団塊世代の最初にあるため負担が薄められて $0.5t$ となり、第6世代は団塊世代を養うために多額の負担を強いられて $2t$ となる（表3参照）。したがって、ネットの給付は、第3世代が $0.5t$ 、第6世代がマイナス t となり、第6世代から第3世代に対して移転が行われることになる⁵⁾。

いずれにせよ、人口が増加する時点の近傍にいる世代が移転を受け、人口が減少する時点——すなわち、社会が高齢化する時点——の近傍にいる世代が、余分の負担を負うことになる⁶⁾。

前に、他の世代に負担をかけることなくある世代の所得が増大する場合があることを述べた。人口が変化する場合にもこれが生ずる。例えば、表2において、第6世代以降も人口が2に維持されるものとしよう。この場合には、第5世代に相当する世代は、無限の将来に先送りされる。した

がって、いかなる世代も余分の負担を負うことなく、第2世代の生涯可処分所得が増大するのである。給付固定の場合にも、同様のことが生ずる。

人口成長が継続する場合には、これ以上のことが可能となる。例えば、人口が成長率 n で増加するものとしよう。この場合、子世代人口はつねに親世代人口の $(1+n)$ 倍なので、第2世代以降のすべての人が、 t の保険料負担によって $(1+n)t$ の年金を受けることができる。したがって、生涯の可処分所得は、年金のない場合に比べて nt だけ増加することになる。人口成長が続くかぎり、どの世代もこうした恩恵を受け、その負担を負う世代はない。

これは、ネズミ講のメカニズムと本質的に同じものである。ネズミ講の場合には、加入者を無限に増やすことができないので、どこかで破綻する。しかし、公的年金は全国民を強制的に加入させているため、こうした事態には陥らない。したがって、人口が一定率で増え続けるかぎり、これは決して不健全なメカニズムとはいえない。

＜資本蓄積への影響＞

以上みたように、賦課方式の年金がもたらす世代間移転は、“無から有を生み出す”もののようと思われる。しかし、この議論は、年金制度を通ずる直接的な負担のみを問題としており、それが経済活動に与える影響を無視している。とくに問題となるのは、公債の項で述べた資本蓄積への影響である。この側面を考慮すると、結論は大きくかわる。

すでに述べたように、賦課方式の年金がもたらす世代間移転は、公債によるものと全く同じである。したがって、IIで述べた理由により、資本蓄積に影響がおよぶ。

まず、人口が一定である場合を考えよう。第3時点において水準が t の年金が導入されたとすると、すでにみたように、制度発足時に老齢期にある世代（第2世代）の生涯可処分所得は、 t だけ増加する。したがって、IIで述べたように、この世代の消費は、若年期（第2時点）に ct だけ増加し、老年期（第3時点）に $(1-c)t$ だけ増加する⁷⁾。

したがって、資本ストックは第2時点に ct だけ減少し、さらに第3時点に $(1-c)t$ だけ減少し、結局 t だけ減少する⁹⁾。資本ストックが減少すれば、後の時点における生産額が減少する。したがって、後世代は、生産活動から得られる所得が減少するという意味において、負担を負うことになる⁹⁾。

人口が一定率で成長する場合には、上でみたように、すべての世代の生涯可処分所得が増加する。したがって、すべての世代の消費が増加することとなり、資本ストックへの影響は、上で述べた効果にこの効果が加わったものとなる¹⁰⁾。

Feldstein (1974) は、以上で述べたような観点から、アメリカの年金制度が資本蓄積に与える影響の実証分析を行い、年金制度による資本蓄積の減少がアメリカ経済の生産性低下の大きな原因であると論じた。この分析は大きな論議を呼び、論争は現在にいたるまで続いている。

IV 税制改革による世代間の移転

税制改革によっても、これまでみたのと同じ現象が生ずる。それは、税の種類によって税負担の年齢分布が異なるからである。例えば、労働所得に対する課税は若者に比較的重い負担を課すのに対し、消費に対する間接税は、各年代にほぼ均一の負担を課すであろう¹¹⁾。したがって、税構造を変更すると、その直後の世代は、他の世代とは異なる負担を負うこととなるのである。

簡単化のため、労働所得税は若年者のみに課され、消費税は若年者と老年者に等しい負担を課すものとしよう。また、税収は1人あたり t であり、当初はこのすべてが労働所得税によって賄われていたものとしよう。

ここで、第3時点において労働所得税を2単位減税し、その財源として消費税を増税する場合を考えよう。消費税は若年者と老年者で1単位ずつ負担されるので、若年者と老年者の税負担は、改革前は t と 0 であり、改革後は $t-1$ と 1 となる(表4参照)。改革後も、生涯を通じて t の負担を負うことに変わりはない。

しかし、年金改革の場合と同様、改革時点の世

表4 税制改革と負担の世代間格差
(労働所得税と消費課税の代
替が行われた場合)

世 代	若年期負担	老年期負担	総負担
1	t	0	t
2	t	1	$t+1$
3	$t-1$	1	t
4	$t-1$	1	t
5	$t-1$	0	$t-1$
6	t	0	t

代は、他世代とは異なる影響を受ける。いまの場合、第2世代は、他世代より1だけ多くの負担を負う。なぜなら、若年期に労働所得税体系の下で t の税を負担し、老年期にも1の消費税を負担するからである。なお、第6時点で逆の改革が行われれば、第5世代の負担は他世代より1単位だけ少なくなる。

したがって、税制改革によっても世代間の移転が引き起こされるわけである。これは、これまで公債や年金に関して見たのと同じものであり、したがって、資本蓄積への影響を通じて、経済活動へ影響を与えうることになる。具体的には、労働所得税体系から消費税の体系に移行すれば、資本蓄積が増加することとなろう¹²⁾。

従来、公債や公的年金が、世代間移転や資本蓄積への影響の問題を含むことは意識されていた。しかし、税制改革にも同様の問題があることは、あまり注目されていなかった。この点を考慮すると、政策決定にあたっても、年金、公債、税制のすべてを総合的に捉える必要があることが分かる。例えば、今後の税制として所得税と消費課税のいずれを中心とするかは、公的年金給付が将来増加してゆくことと無関係には判断できない。

V 予期されない制度改革や 遺産による調整の可能性

<意図せざる遺産による調整>

これまでの議論では、世代間移転によってある世代の生涯可処分所得が変化した場合、その世代の消費は変化すると考えた。これは、世代間移転(あるいは、それを引き起こす制度改革や人口構

造の変化)が、各世代の生涯の最初の時点において、あらかじめ正確に知られていると仮定したからである。しかし、現実には、この仮定があてはまらない場合が多い。例えば、わが国では1970年代前半に社会保障制度の大きな改革が行われたが、これによって年金給付増額の恩恵を受けた世代が、そのことを制度改革以前の時点において、あらかじめ知っていたわけではない。年金の引き上げは予期せざるものであり、それが彼らの若年期の消費を増加させる効果はもたなかったはずである。

では、生涯の途中時点で予期せざる可処分所得の変化が生じた場合、人々は、どのように行動するであろうか。原理的には、つぎの2つが極端なケースとして考えられる。第1は、生涯の最初にたたき消費計画をそのまま遂行することである。この場合には、可処分所得の変化分だけ貯蓄が変化し、さらに、同額だけ遺産が変化する(変化した分の遺産は、あらかじめ意図したものではないため、“意図せざる遺産”とよばれる)。第2のケースは、可処分所得の変化分だけ消費を変化させることである。この場合は、貯蓄や遺産は変化しない。

さて、第1のケースでは、財政制度による世代間の移転は、遺産によって相殺されるのである。これを具体的にみるため、Ⅲの最初に述べた例(第3時点——第2世代が老年期にあり、第3世代が若年期にある時点——において、 t の規模の年金制度が導入され、第6時点で、これが廃止される場合)を再び取り上げよう。そして、年金制度の導入は予期せざるものであり、第2世代は、老年期における可処分所得の増(t)を貯蓄増にあてたものとする。増加した貯蓄は、遺産の形で子の世代(第3世代)に引き渡される。第3世代は年金によって可処分所得が変化しないので、増加した遺産を次の世代に引き渡す。この世代も同じ理由で遺産を次世代に引き渡し、かくして、増加した遺産は、年金によって可処分所得が減少する世代(第5世代)の手に渡る。こうしたメカニズムが働けば、結局のところ、年金によって引き起こされた世代間移転は完全に相殺されてしまうことになる。

<意図した遺産による調整>

上でみたのは、制度改革が予見されない場合、“意図せざる遺産”によって財政による移転が相殺されるという可能性である。これとは対照的に、すべての制度改革が完全に予見され、かつ人々が遺産動機をもつ場合にも、結果的に同様のことが生ずる。

いま、人々は、後世代をおもんばかって一定の遺産をのこすものとしよう。これまでみたような政府の施策によって世代間の移転が引き起こされると、実質的な遺産は変化し、後世代の厚生が変化してしまう。したがって、人々はこれを相殺するように私的な遺産を調整するであろう。

例えば、Ⅱでみた公債の例において、第2世代は増加した可処分所得を消費増にあてずに、私的遺産を t だけ増加させるであろう。第3世代は、可処分所得が変化していないので、増加した遺産を第4世代に引き渡す。この世代も同じ理由で遺産を次世代に引き渡し、かくして、増加した遺産は、可処分所得が減少する世代(第5世代)の手に渡る。

こうしたメカニズムが働けば、結局のところ、公債発行によって引き起こされた世代間移転は、相殺されてしまうことになる。また、第2世代は、消費を公債発行のない場合と同一レベルに維持しているから、資本蓄積も変化しない。

これは、Barro (1974) によって提起された理論であるが、これが財政政策の評価に関してもつ意味はきわめて大きい。仮にこの理論が正しければ、年金制度が意図している移転はもともと意味がないということになるだろう。また、マクロ経済的なインプリケーションも大きい。なぜなら、この理論によれば、税と公債とは経済効果が全く変わらないので、財政赤字に配慮する必要はないことになるからである。

もちろん、こうしたメカニズムが実際に働いているかどうかは、アプリオリには分からず、実証分析で確かめなければならない。そして、これも最近にいたるまで決着のついていない問題である。ここでそれらについて詳しく述べる余裕はないが、重要な点は、“財政制度による表面上の移転のみ

をみても、世代間移転の全体像は把握できない”ということである。財政制度がもたらす世代間移転の全体像は、人々の消費—貯蓄行動がいかに関与されるかに依存しているのである。

注

1) 厳密にいうと、この仮定には問題がある。後にみるように、われわれのモデルでは、資本ストックが生産活動において重要な役割を果たすとしているが、これは資本が一定の収益をもたらすこと、つまり利率が正であることを意味するからである。しかし、利率を明示的に考慮すると、モデルはやや複雑になる。本稿の目的は、世代間移転やその経済的影響のメカニズムを明らかにすることにあるので、この点に関する厳密性は追求しないこととした。なお、注2, 5などを参照。

2) 利率が r の場合には、つぎのようになる。

まず、財政支出がすべて税で賄われる場合には、若年期と老年期の予算制約式は、それぞれ、 $w' = Cy + S'$, $(1+r)S' = Co$ となる。ここで、 $w' = w - t$ であり、 S' は、貯蓄 (= 資本ストック) を表わす。これを解くと、 $Cy = cw'$, $S' = (1-c)w'$, $Co = (1+r)(1-c)w'$ であり、したがって、 $Cy + Co + t = w + rS'$ となる。この式の左辺は支出を、右辺は所得 = 生産量を示すから、この場合にも、経済全体の支出は生産に等しくなっている。

3) 定常状態 (表1の第1, 6, 7世代) では、 $Cy = cw$ なので、 $S = (1-c)(w-t)$ である。これが表1の K となっている。

第2世代では、 $Cy = cw$ なので、 $S = (1-c)w$ である。このうち t は公債の保有にあてられるので、資本ストックの保有は、 $(1-c)(w-t) - ct$ となる。つまり、定常状態に比べて貯蓄は $(1-c)t$ だけ増加するものの、公債が t だけ増えるので、資本ストックが ct だけクラウドアウトされるわけである。なお、ここで算出した資本ストックの値は、当然のことながら、表1の第2時点の資本ストックと等しい。

第3, 4世代では、 $S = (1-c)(w-t)$ であり、このうち t が公債の保有にあてられるので、資本ストックの保有は、 $(1-c)(w-t) - t$ となる。これは、表1の第3, 4時点の資本ストックに等しい。このように、クラウドディングアウトが完全に生ずるには、公債発行後、一定のタイムラグがある。

第5世代では、 $S = (1-c)(w-2t)$ であり、このすべてが資本ストックとして保有される。これを $(1-c)(w-t) - (1-c)t$ と書きかえれば、表1の第5時点の資本ストックに等しいことが分かる。

4) 日本の公的年金制度は、1970年代の前半に大きな改革が行われ、年金水準が飛躍的に引き上げられた。これは、ここで例示した状況に対応する。もちろん、日本の公的年金は完全な賦課方式ではないので、この数値例ほど明確に移転が生じたわけではない。しかし、その時点の受給者が、若年期に低水準の保険

料しか支払わず、年金受給時において改善された制度の恩恵を受けたことは間違いない。現時点における受給者についても、同様のことがいえる。

5) 日本では、1940年から1955年頃までに生まれた世代が、表3の第3～第5世代 (広義の団塊世代) に該当する (20～24歳人口をみると、1965～75年の期間がピークで、900万人をこえている。これに対し、1945年では700万人台であり、最近時点でも同程度である)。

本文で述べたように、保険料固定方式の場合には、団塊世代の前の世代が他世代より高い給付を受けるはずであり、給付固定方式の場合には、団塊世代の最初の世代が他世代に比べて低水準の負担にあるはずである。現実には、団塊世代の最初の世代の保険料が他世代より顕著に低いということはないので、前者に近いとみることができよう。そうであれば、ここでも、現在の受給者や退職間近の世代が利益を受けていることになる。

6) 注4でみた移転は、年金水準が維持されるかぎり、いかなる世代の負担にもならないが、注5でみた移転については、後世代が後始末のための負担を負う。

このことを実際に確かめるには、各世代の代表的個人につき、過去、現在および将来の年金制度の諸計数を用いて、生涯を通じての保険料負担と給付を (現在価値ベースで) 計算すればよい。この結果は、将来の保険料水準などさまざまな要因に依存するが、これらについて標準的な仮定を置いて試算すると、現在の受給者はネットの給付が2,000万円程度ときわめて巨額なものとなるのに対し、現在幼児である世代ではネットの給付が負になる、との結果が得られる。

7) 第2世代が若年期の消費を増大させるのは第2時点であるが、これは年金が実際に導入される以前の時点である。このように制度改革以前に経済効果が表われるのは、制度改革 (そしてそれによる生涯可処分所得の変化) があらかじめ知られていると仮定されているからである。しかし、この仮定は、非現実的とみなされるかもしれない。この問題は、Vで議論される。

8) 年金発足時に老年期にある世代以外の世代については、生涯可処分所得は年金によって影響を受けない。したがって、消費も不変にとどまる。ところで、若年期の可処分所得は年金保険料分 (t) だけ減少する。したがって、年金がない場合に比べると、若年期の貯蓄は、 t だけ減少する。これが年金導入時に生じた資本ストックの減少に見合っていることになる (われわれのモデルでは、若年期の貯蓄と資本ストックとが等しいことに注意)。

個人の立場からみれば、年金は老後に備えての貯蓄と同じものであるから、前者が増えれば後者が減少するわけである。つまり、強制貯蓄 (年金) と任意貯蓄 (私的貯蓄) との代替が生ずることになる。

こうした代替は、積み立て方式の場合にも生ずるが、保険料は政府貯蓄として積み立てられているか

ら、経済全体の資本ストックは、年金のない場合に比べて変わらない。賦課方式の場合には、積立金が存在しないので、私的貯蓄の減少分だけ社会全体の資本ストックが減少する。

- 9) 利子率が正の場合を考えれば、後世代の所得減少の割引現在値は、ちょうど資本ストックの減少額に等しい。つまり、結局のところ、年金制度は“無から有を生み出す”ことはできないわけである。
- 10) 人口成長率を n とし、1人あたり保険料を T としよう。次世代人口は当世代人口の $(1+n)$ 倍なので、 T の保険料により $(1+n)T$ の給付を受けることができる。したがって、生涯可処分所得は nT だけ増加する。したがって、生涯を通ずる消費は nT だけ増加することとなり、本文中で見たように、これが資本ストックを nT だけ減少させる。さて、直前の世代によりもたらされた資本ストック減を現時点の1人あたりで見ると、 $nT/(1+n)$ である。先行するすべての世代についての和をとると、 T となる。これが、この場合の代替効果（保険料の支払い分だけ私的貯蓄が減少する効果。注8参照）である。
- 他方、現世代の若年期の消費は、可処分所得の増加に伴い、 cnT だけ増加する。したがって、1人あたりの資本ストックは、 $T+cnT$ だけ減少することになる。
- 11) 本稿では利子を考えていないため、利子課税を考えることができないが、これを考慮すれば、利子所得に対する課税は老年者に重くかかる税と位置づけられる。

- 12) 注10で述べたように、利子所得税は老年者に重くかかる税であるから、労働所得税から利子課税への転換は、消費課税への場合より強い資本蓄積促進効果をもつ。

なお、この結論は常識に反すると考えられるかもしれない。通常考えられているのは、利子課税が税引き後利子率を変化させる、これが人々の貯蓄行動を変化させることを通ずる効果である。こうした可能性は、ここでは考慮されていない。

参考文献

- Auerbach, A. J. and Kotlikoff, L. J., "National Savings, Economic Welfare, and the Structure of Taxation," in Feldstein, M. ed., *Behavioral Simulation Methods in Tax Policy Analysis*, Chicago and London, The University of Chicago Press, 1983.
- Barro, R., "Are Government Bonds Net Wealth?" *Journal of Political Economy*, Nov./Dec. 1974.
- Feldstein, M., "Social Security, Induced Retirement and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Sept./Oct. 1974.
- Modigliani, F., "Long-run Implications of Alternative Fiscal Policies and the Burden of the National Debt," *Economic Journal*, 1961.

(のぐち・ゆきお 一橋大学教授)

定年制と労働福祉

平 石 長 久

I 定年年齢の動向

「雇用管理調査」(労働省)によれば、昭和40年代前半に70%もしくはそれ以下であった定年制を採用する企業の比率は、昭和50年代後半には80%台になり、昭和62年には89.2%になっていた。この比率は企業規模や産業で異なり、たとえば、企業規模では、定年制を実施する企業の比率は従業員300人以上で99%以上(5,000人以上で100%)、30~99人では85.6%になっていた。定年制は企業規模と産業のいずれでもかなり普及している。

ところで、定年年齢は一律、男女別、職種別、およびその他の方法が用いられる。これらの中では、一律方式は最も利用が容易で、また、問題も少ないので、この方法は昭和40年代から多く実施され、昭和62年には、定年制を実施する企業の90.1%が一律方式を採用していた。この方法に次ぐのは男女別の方法であるが、この方法を用いる例は次第に少なくなっており、今後、性別による不公平の是正などにより、この方法から一律方式に移る例が増えるであろう。

一律方式では、定年年齢は昭和40年代に55歳が過半数を占めており、小企業を除けば、60歳もしくはそれ以上の年齢は少なかった。その後、定年年齢の引き上げをめぐる各種の事情により、55歳以上の年齢を用いる企業が次第に増えてきた。とくに、60歳を用いる企業が昭和50年代後半から増えて、定年年齢引き上げを求める要望や引き上げへの援助などにより、この年齢を用いる企業が増加し、その比率は昭和59年に50%を上まわり、昭

和62年には53.9%となっている。ちなみに、61歳以上の年齢を用いる企業は昭和40年代にはきわめて少なかったが、昭和50年代後半には、61歳以上の年齢を用いる企業が若干増えて、昭和62年には、実施企業の比率は4.8%になっていた。したがって、昭和62年には、60歳以上の年齢を用いる企業の比率は58.7%で、年齢引き上げの決定と予定を含めるならば、その比率は74.5%(そのうち、60歳が68.1%)になっていた。上述したように、最近では、60歳の年齢が増えているが、いろいろな理由により、61歳以上の例はあまり増えていない。また、60歳未満の年齢もまだ用いられており(昭和62年に41.3%)、たとえば、55歳の例は23%であった。しかし、定年年齢改定の決定や予定を含めるならば、昭和62年に、60歳未満の例は25.6%に減少することになっている。それはともかく、60歳未満の低い年齢を用いる企業では、定年到達者の増える傾向が現われている。

いずれにしても、定年年齢の引き上げでは、従来、厚生年金の年金年齢と関連させたり、高年齢者の雇用を確保させるなどを主要な推進力にしており、また、後者では、たとえば、雇用保険の雇用改善事業なども行われ、とくに、昭和61年に制定された「高年齢者雇用安定法」は定年延長を指すものであった。いずれにしても、現在では、定年年齢は60歳が主要な目標になっており、65歳を採用する例も現われている。ところで、年金制度の改正により、厚生年金や共済年金の被用者年金では、年金年齢は65歳を目標にしている。将来、年金年齢が65歳に引き上げられるときには、定年年齢もそれに応じて引き上げなければならない。

しかし、現在の各種の状況では、多数の企業は定年年齢を65歳に引き上げるのにかなり強く抵抗するであろう。また、従来の定年年齢引き上げの推移からみれば、なんらかの対策を採用しなければ、61歳以上（とくに、65歳）の年齢を積極的に採用する企業が急激に増えるとは、当分の間あまり期待できない。なお、60歳の年齢を用いる例の増加では、定年制普及の推移と各年齢グループ別の定年年齢の変化を組み合わせるならば、60歳未満、とくに55歳および54歳以下の年齢が次第に減少しているのに、56～59歳の間の各年齢グループを用いる企業の比率は、それぞれの時期で多少異なるが、あまり大きく変化していなかった。これらの状況はある期間を費やして、60歳未満の年齢を60歳までにいろいろな方法で段階的に引き上げてきたことを物語っており、55歳もしくはそれ以下から一挙に60歳に引き上げる企業が急激に増加したことを必ずしも意味していないのである。また、一方で定年年齢の引き上げが続いているが、他方、勧奨退職などにより、定年到達以前に雇用を離れる者が多い。このような形の退職について付言すれば、定年制を実施する企業の中には、定年前の早期退職に優遇制度を設けている企業があり（昭和62年に4.2%）、この制度は比較的に規模の大きい企業によく用いられ、たとえば、従業員5,000人以上の企業は50.1%がこの制度を採用している。ちなみに、昭和61年の1年間に、早期退職者が全企業の労働者に占める比率は0.17%で、この比率は大企業で高い。この早期退職優遇制度は形式的には定年前に退職を選択させているが、事実上では、この退職は早期退職という名の解雇といえる。早期退職優遇制度の適用開始年齢は50歳が多く、また、55歳以上と45歳以下もみうけられる。いずれにしても、早期退職優遇制度は、定年年齢引き上げの効果を削減することになる。

それはともかく、60歳の定年年齢を用いるのは大企業に多く、産業では、建設業に多い。中小企業と比較すれば、大企業は60歳の定年年齢を用いる例が多く、早期退職優遇制度を用いる比率も高いし、勤務延長や再雇用の雇用延長制度を採用する比率は低い。また、61歳以上の年齢を用いるの

は比較的に規模の小さい企業に、産業別では不動産産業に多く、とくに、不動産業は65歳を用いる企業が他の産業を引き離して多い。いうならば、主として、小企業がやや高い定年年齢を用いて、年齢の高い労働者を引きうけるクッションの役割を果たしているといえる。定年年齢で付言すれば、最近、経済情勢の停滞を理由にして、すでに引き上げを決定した定年年齢の実施を延期したり、引き上げた定年年齢を引き下げる例が現われている。

II 定年到達者の動向

1. 定年から引退へ

最近、定年到達者が増えており、その増加は61歳以上と60歳未満の定年年齢が比較的に多い中小企業で、また、産業別では、定年年齢に同様な傾向のある製造業でとくにみうけられる。ちなみに、「雇用管理調査」によれば、昭和61年1年間の定年退職では、定年退職者が全労働者に対する比率は0.8%で、この比率は小企業で高く、従業員30～99人では、この比率は1.2%であった。

最近の10年間における離職者の年齢別構成では、55歳以上のグループの占める比率は、昭和50年の11.2%が昭和60年の14.0%までに徐々に上昇していたが、55歳未満の各年齢グループは、このような上昇傾向を示していないので、定年到達者を含む55歳以上の離職者が増えていたといえる。また、離職理由別では、本人の責任と定年による離職の比率は最近の約10年間に若干上昇しており、定年による離職は昭和50年の2.6%が昭和60年には4.7%に上昇していた。なお、契約期間満了の離職理由には、定年後の雇用延長期間を満了した者も含まれていたことになる。それはともかく、定年による離職者の比率が上昇しているのは、一方で定年年齢が引き上げられているのに、他方では、定年到達者が増えていることを示している。その背景には、高年齢者の増加（全被用者のうち、55歳以上が昭和50年に9.9%、昭和61年に12.6%）と、60歳未満の定年年齢の存在が指摘される。ちなみに、昭和58年以前では、60歳未満の定年年齢は過半数を占めており、昭和57年では、定年の対象者

のうち、約3分の1は55歳で定年扱いになっていた。それにしても、戦後の復興期とそれ以後に主要な役割を果たした世代が、次第に定年に到達しているのである。

ところで、60歳もしくはそれ以下の定年年齢では、各人に個人差があるが、ほとんどの人びとは定年到達時にまだ就労可能な状態である。「加齢と職業能力に関する調査」(労働省)では、職種によって差はあるが、60歳以上でも普通に働けるという回答が少なくないし、少数ながら65歳以上でも普通に働けるという回答もあり、これらの人びとは就労可能と考えているのである。また、なんらかの配慮があれば、60歳以上でも働けるという回答がかなり多くなる。このような事情を背景にして、不就業や自営業を選択する一部の者を除いて、ほとんどの定年到達者はなんらかの形による就労を希望する。その希望に応えるために、多数の企業(昭和62年に定年制実施企業の69.6%)は勤務延長や再雇用および両者の併用による雇用延長制度で雇用の場を用意している。

定年到達直後に就職できるのは、定年年齢によって異なるが、「定年到達者調査」(労働省)によれば、80%近い定年到達者は直後に就職し、また、定年到達者のうち3分の1近い人びとが上述した雇用延長制度を利用していた。この制度を利用しない(あるいは、できない)者は定年到達時に雇用されていた企業の子会社や関連会社、および企業の紹介した他の会社に就職していた。雇用延長以外のこれらの方法は定年到達者をできるだけ摩擦を少なくして企業から排出するのに効果的で、余剰労働力を他の会社に移すときにも利用される。いずれにしても、これらの方法による再就職は退職前の企業になんらかの形で結びついており、また、再就職までの期間が短いので、労働者にとって有利である。さらに、これらの方法は雇用延長を適用された者がその後他の会社に再就職する場合にも用いられる。上述したいずれの方法も利用できない者は、公共職業安定所、人材銀行および知人などの紹介、および他の方法により再就職する。しかし、高齢者の再就職では、55歳以上の有効求人倍率は低い(約10年間ほぼ0.1倍)、入

職者の年齢別構成でも、高齢者の比率が低い(同5%前後)のでも示されるように、雇用機会はきわめて乏しく、とくに定年退職者の再就職はきびしいので、定年退職後に再就職までの期間は長くなるのが通例で、再就職を確実に約束されないこれらの求職者は、その間に経済的のみならず精神的にも、不安定な状態を余儀なくされるのである。

いずれにしても、定年到達者は不就業を除けば、雇用、自営業、およびその他の形で就労し、雇用では、雇用延長と再就職が多いが、前者もその後企業を離れて、再就職に移ることになる。雇用延長では、仕事内容の変わらない例が多いし、再就職でも職業の変わらない例が比較的が多い。しかし、再就職では、当人の貯えた知識、技能、経験などをほとんど活用できないか、退職前の職業と無関係な仕事で就労する例もあるが、このような状態の就労は適職がないというのを理由にしており、一般的にもその形はやむを得ないものとして納得させられている。ちなみに、55~69歳で雇用を希望しながら就業していない者では、不就業の理由で最も多いのは適職がないとしており、適職がない者の中では、当人の技能や経験を活用できないという理由が多い。当人の労働能力を活用できない就労は、労働力を無駄に使用する人的資源の浪費である。定年退職者の雇用には、かれらを屈辱と諦観の中で就労させることのないように、十分な配慮が必要であり、高齢者も他に求めるだけでなく、自ら能力の維持・開発に努めなければならない。それはともかく、定年退職者は各種の経路や段階を経て、やがて最終的には稼得活動を停止し、労働市場を去り、年金生活者になる。

2. 定年到達後の就労

定年到達後に被用者として就労する場合に、労働条件の低下が通例で、とくに、賃金の低下がいちじるしい。たとえば、「雇用動向調査」(労働省)では、定年到達者を含む55歳以上の転職者で賃金が10~30%低下するのは約16%で、30%以上低下するのは約24%であった(昭和60年)。また、昭和61年の一般的な賃金では、年齢グループ別の平均賃金の水準は45~49歳の約287,500円(定期給

与)を頂点にし、55～59歳で頂点の約89%、60～64歳で約71%、65歳以上で約65%になり、このように、定年年齢以上のグループの賃金は低くなるのが通例である。なお、定年退職者の再就職では、賃金のかなり低下するのが一般的で、それがあたかも当然であるかようになっており、かれらは不利な立場を強いられている。

しかし、賃金などの労働条件は各種の状況によって異なり、たとえば、「雇用管理調査」(労働省)では、勤務延長と再雇用の雇用延長には、仕事の内容と労働時間は両制度であまり差がないが、役職、資格および賃金には差があり、とくに、賃金では、再雇用は賃金の低下する例が勤務延長より多いし、また、再雇用では、賃金の減少率は20～30%が多い。上述したように、仕事の内容と労働時間は両制度の間であまり変わらないのに、再雇用は賃金が低下し、その低下の幅も大きいので、労働者には不利な制度である。しかし、賃金の低いこの制度は労働費用を節減できるので、再雇用の制度は企業には魅力的である。ちなみに、各種の雇用延長制度のうち、最近の約10年間では、企業規模と産業のいずれでも最も多く用いられるのは、再雇用だけの制度である(昭和62年に定年制実施企業の37.6%)。

これらの雇用延長制度では、昭和60年に実施している企業の約3分の1が、原則として、希望者全員に雇用延長を認めているが、2分の1の企業はとくに必要と認めた者だけに雇用延長を認めており、少数(4%)の企業は各企業の定めた基準の該当者だけを対象者にしていた。希望者全員を認める方法は中小企業に多く、とくに必要と認める者を対象にする方法は、いずれの企業規模でもほぼ半数が実施しており、企業規模による差は大きい。なお、企業の定めた基準の該当者を対象にする方法は、比較的に規模の大きい企業で実施されている。いずれにしても、雇用延長を認める対象を選別する方法では、たとえば、企業に都合のよい一方的な基準や判断による選別などを行う場合に、選別の基準や方法によっては、本質的に経済的な弱者の立場に置かれる労働者は、不当な不利益を被ることになるので、選別には、労働者

に不公平や不利益を与えないように、十分な配慮が必要である。それはともかく、雇用延長には、延長に最高の期間や年齢を設けない例が多いが、それらを設けない場合には、雇用を不安定にする可能性もあり得る。また、最高の期間や年齢は定年年齢に関連をもっているが、それらを定めている例では、期間で多いのは4～5年や5～6年で、1～2年がこれらに次ぎ、一部は6年以上を採用している。年齢では、60歳と65歳を用いる例が多いが、その年齢は定年年齢が59歳以下で60歳、60歳で65歳の例が多くなる。これらの例では、雇用延長制度は定められたある期間もしくはある年齢までの数年間の雇用を約束されるので、定年到達後の就労希望者に雇用を期待させることができる。また、65歳までの年齢や少数ながら66歳以上の例もあるが、これらの雇用延長は人事管理、職務内容と作業環境、賃金制度、労働時間などの再検討により、将来定年年齢を65歳に引き上げる方法や過程を模索させる役割を託すことも可能であろう。

ところで、高年齢者の就労では、健康のためにより、生き甲斐のためになどの理由を挙げる例がよく見うけられる。しかし、「高年齢者就業実態調査」(労働省)では、55歳以上の各年齢グループでこれらの理由を示す例は少数派で、いずれの年齢グループも経済的な理由が圧倒的に多く、65～69歳でもこの理由を示す例が多い。しかも、当人と家族の生計を維持するために就労する例が多く見うけられ、この例は55～59歳で約88%、60～64歳で73%、65～69歳でも62%になっており、補足的に生活の足しにする例はいずれの年齢グループでも10%以下である。上記の状況では、厚生年金の年金年齢(60歳)以上のグループも生計の一部を稼得収入に依存しようとしており、年金受給者の中には、年金の低い者も多いが、かれらは年金が生計を十分に維持できないので、就労を希望することになる。

それはともかく、定年到達者の中には、年金受給者が含まれており、60歳以上では、約80%は年金を受給している。雇用延長で企業に残る者でも約2分の1は年金を受給しており、定年到達時に雇用されていた企業を離れた者は、雇用延長で企

業に残った者より受給率が高いが、雇用延長後に企業に残っていた者も、その後、企業を離れて他の会社に移れば、賃金水準の低下により、受給率が上昇する。年金額と受給者の就業率には、ある関係が見うけられるが、それはともかく、雇用されている年金受給者では、収入の水準により、年金を減額されるので、年金額と就業率をみる場合には、年金が低いので就労する例とともに、この減額を念頭に入れておかなければならない。ちなみに、年金受給者の就労では、全日制の雇用でも、企業が年金の受給を理由に低い賃金を支払ったり、反対に、受給者が年金の減額をできるだけ避けるために、低賃金を希望する例もあり、これらはよく問題にされるが、改善は行われていない。これらは現在の労働に対する賃金の不足分を、過去の労働によって取得した年金で部分的に代替させようとするものであり、賃金の考え方を混乱させたり、あるいは、一般的な賃金水準にも好ましくない影響を与えることがあり得るので、このような例は改善が必要である。

それはともかく、同一年齢グループで就業者と不就業者の年金では、後者の年金が若干高くなっていた。この差は収入の規模による前者の年金の減額が影響を与えているといえる。また、就業者の60歳代前半と後半の年金では、後者の年金が若干高くなる。この理由の一部として、年齢の高くなるにつれて賃金の低下するのが影響しているといえる。

なお、定年到達者の家計補填について付言すれば、定年到達後になんらかの形により雇用の場で就労する場合に、一応稼得収入があるので、家計の補填を必要としない者がかなりおり、この中には、生活様式や生活水準の修正や工夫により、補填を必要としない例も含まれるであろう。しかし、ほぼ半数もしくはそれ以上はなんらかの形による補填を必要としている。定年到達後も被用者として就労を続ける場合に、生活の様式や水準の大きな変化を余儀なくされる完全な引退者と異なり、被用者は労働者生活を継続する各種の事情により、生活の様式や水準が、定年到達前の状態をできるだけ引き続き維持しようとする傾向をもつことに

なるが、定年後の就労では、賃金が低下するので、家計の補填が必要であろう。家計の補填で比較的によく用いられるのは、退職金や貯金の取り崩しと配偶者の就労で、前者は他の会社で再就職した者の比率が、雇用延長で企業に残った者や企業の子会社に雇用された者より高くなる。また、勤務延長と子会社への雇用では、退職金や貯金に依存する比率は後者が高い。これらの相違の理由には、子会社や他の会社で賃金の低下率の大きいのを挙げることができる。

III 労働福祉の対応

1. 公的な対応策

定年退職に対応する労働福祉は、基本的な役割を担当する公的な部分と補足的な部分を担当する私的な部分に大別される。また、私的な部分は企業と労働者のそれぞれの部分に分けられるが、本稿では、労働者自身の活動による部分を省略する。なお、定年退職者にとって、健康や医療は所得とともに基本的な不可欠の課題であるが、本稿では、所得の部分だけを取り上げる。

公的な労働福祉は社会保障（とくに、社会保険）とその他の分野に分けられ、前者では、通常、年金制度がよく取り上げられる。一般的には、年金制度はこの給付部門だけを単独で個別的に取り上げており、他の給付部門やその他の分野という複数の組み合わせる例は比較的に少ない。それはともかく、年金制度のうち、老齢年金は定年退職者の喪失所得を代替（補償）して、消費能力を維持させ、ある水準以上の生活水準を確保させる役割をもっている。また、この年金は老齢な労働者が稼得活動を停止して、労働市場から引退し、労働市場で若年労働者と交代する世代の更新を円滑にさせる役割ももっている。

老齢年金はこれらの役割を十分に果たし得る妥当な水準などの内容をもっていなければならないが、また、定年退職後に直ちに年金生活に移ることができるように、年金の支給開始年齢（年金年齢）と定年年齢を一致させるのも必要である。最近、旧厚生年金の年金年齢であった60歳を定年年

齢にする例が増えて、年金年齢と定年年齢の差による問題は、一応かなり改善されるようになった。しかし、年金制度の改正により、新しい被用者年金（厚生年金と共済年金）は、将来の年金年齢に65歳の目標を設定されている。

ところで、定年年齢引き上げの決定と予定を含めても、昭和62年には、65歳の定年年齢を用いるのは3.6%にすぎなかった。ちなみに、61～64歳が2.6%、66歳以上が0.2%であった。それはともかく、将来、65歳の年金年齢に定年年齢を一致させるには、後者を65歳に引き上げなければならない。しかし、現在の定年年齢では、65歳はきわめて少ないし、また、本来、定年年齢を引き上げるのは困難で、今後の年齢引き上げでも従来のように、年齢の引き上げには、退職金や賃金支払額の増大、人事管理、およびその他各種の問題などを理由にする困難が予想される。したがって、定年年齢を65歳に引き上げるのは容易でないし、また、65歳の定年年齢が一般的な形になるまで普及するには、かなりの時間が必要であろう。さらに、定年年齢の引き上げは各種の問題を伴うが、年金年齢の引き上げは定年年齢の引き上げに伴うそれらの問題への対処も求めることになったのである。いずれにしても、年金年齢の引き上げは定年年齢の状況に応じて実施すべきである。

年金制度以外の分野では、定年到達者への雇用保険による対応策とそれ以外の対応策に分けられる。雇用保険は失業給付の分野で高年齢求職者給付と65歳以上の定年などによる退職者への給付を用意しているが、前者は労働市場からの引退を予想した一時金の給付で、後者は一般的な被保険者と同様な求職者給付を約束されている。前者はともかく、後者は雇用機会に結びつく可能性を期待させるが、55歳以上の低い有効求人倍率や高年齢入職者の低い比率でも示されるように、高年齢者の雇用機会はきわめて乏しいので、上述した可能性はほとんど期待できない。いずれにしても、これらの給付は所詮失業給付であり、雇用による定期的かつ恒常的な所得の確保には結びつかないものである。また、雇用保険は各種の雇用対策事業（いわゆる4事業）を実施しており、これらの事業

は高年齢者（とくに60～65歳）の雇用に関する各種の活動も含んでいる。しかし、これらの事業はいずれも事業主を対象にしており、それぞれの個別的な定年到達者は、それらの事業による直接的な利益を約束されるものではないのである。また、昭和61年には、従来の「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を改正した「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）が制定され、この法律は定年引き上げ（目標は60歳）による雇用確保、高年齢者などの雇用促進、定年退職者などの就業機会確保などを含んでいる。しかし、この法律は事業主にいわゆる努力目標を示したものであり、雇用の維持や確保について事業主に義務の強制や罰則を含んでいないので、個別的な定年の到達者や退職者に雇用を約束するものではないから、かれらはこの法律によって定年到達後に雇用による収入の確保を保障されるわけではないのである。

2. 私的な対応策

定年到達者への企業の対応策は退職金とその他に分けられ、その他は各種の多様な手段を含んでいる。退職金制度の普及率は89%で、中小企業退職金共済制度を利用する中小企業でも退職金制度はかなり普及している。退職金制度では、一時金の年金化が進んでいるが、「退職金制度・支給実態調査」（労働省）によれば、昭和60年でも、一時金だけの制度は51.9%を占めており、また、一時金と年金の併用には一時金の選択が少なくないので、退職金は依然として主に一時金の支払い形態を用いている。

ところで、かつて、退職金は主として一時金で、住居の取得、子供の教育と結婚などの費用に充当され、それ以外では、厚生年金の受給まで生活を支える補完的な機能を主要な役割にしていた。しかし、60歳の定年年齢が多くなってきたので、60歳の定年退職は多数の人びとが厚生年金の受給に一応結びつく形になり、厚生年金を受給するまでの補完的な退職金の役割は、基盤である厚生年金を補足する役割に変わってきた。つまり、退職金の役割は欠けている部分を補う補完性から不足分

を補う補足性に移ってきたのである。定年年齢の引き上げは、退職金の役割をこのように変化させたし、また、厚生年金を補足するために、退職金の年金化がより一層望まれるようになってきた。ちなみに、退職金の年金化促進には、一時金の原資の規模の膨張とその確保を年金で緩和しようとする企業の立場、老後の生活保障充実という役割の重視など各種の理由も存在している。

それはともかく、退職金には、住居の取得、自営業への転換などのような使途目的、受領した退職金の運用や税金対策などの目的が依然として存在するので、これらの例には、退職金は一括払いが選択されるし、使途目的によっては、一括払いが望ましいこともあり得る。したがって、一時金の希望者は多いので、退職金の年金化には、一時金の選択を含む弾力的な支給方式が望まれるだろう。昭和50年以後、一時金と年金を併用する制度の比率が次第に上昇しているのは、そのような事情によるものといえる。しかし、一時金では、公的年金を補足する機能が十分に果たされないので、退職金を年金で支払う形が望まれるが、年金の形にすれば、課税の問題が残ることになる。

また、60歳未満の定年年齢を実施する例では、厚生年金の受給までの生活資金という退職金の補完的な性格は、依然として残っている。なお、新しい年金制度が目標にしている65歳の年金年齢引き上げに応じて定年年齢を引き上げなければ、退職金の役割は再び補完的なものになってしまう。

ところで、退職金は賃金の領域に属しており、企業年金も賃金の領域で取り上げるが、本稿では、これをめぐる議論は省略する。企業年金は退職金の年金化とそれ以外に分けられ、企業年金制度は適格年金、調整年金（厚生年金基金）、企業独自の自社年金などに分けられる。これらのうち、調整年金は複数の企業が協力する形で中小企業もかなり利用するようになってきた。「退職金制度・支給実態調査」（労働省）によれば、昭和60年に最も多く用いられたのは、制度の性格や企業に有利な特殊性から適格年金だけの制度（昭和60年に66.3%）で、適格年金と調整年金の併用が12.3%になり、それ以外では、自社年金の制度（同12.2

%）、および調整年金だけの制度（同8.3%）の順になっていた。

定年到達へのその他の対応策は、主としていわゆる企業福祉（福祉厚生）に属している。賃金や労働時間などの基本的な労働条件と異なり、企業福祉はいわゆる付加的な労働条件とされており、この部分には、定年到達への対応策になんらかの形で一応結びつく例として、財産形成貯蓄と財産形成年金、各種の形態や方法による共済制度、私的保険、持ち株制度による資産形成、およびその他の制度が含まれる。もっとも、これらの制度の提供は企業規模や産業によって異なり、小企業の労働者は不利な立場に置かれている。これらのうち、多数の企業が利用する各種の共済制度は単独もしくは複数の協力の方式および産業別などの多種多様な制度が実施されている。各種の私的保険は必ずしも退職後の生活保障を意図するものではないが、私的保険の利用も有効で、多数の企業が利用しており、「賃金・労働時間等総合調査」（労働省）では、私的保険制度などへの拠出（労働者1人当月額）は、企業規模による差があまり大きくない。その他の方法には、間接的に所得の確保などを援助する方策として、定年退職後の転換を目指して在職中に実施される技能や職業の教育・訓練への援助、定年退職準備（指導・相談など）、転職・再就職への援助などを含んでいる。ちなみに、定年退職後の労働者を対象とする制度で付言すれば、上述した労働省の調査では、昭和58年に、各種の制度を実施する企業の割合は約42%で、このような制度はかなりの比率で利用されていた。定年退職者に対するこのような制度は企業年金を含んでおり、定年退職者の生活保障には、企業年金はきわめて重要な部分である。

上述したように、定年到達と退職への企業の対応には、在職中から退職後まで多種多様な対応策が実施されている。最近では、生涯福祉の観点から、退職前と退職時およびその後の対応策がかなり重要視されており、上述した定年退職者への制度の調査では、この制度を実施する企業が前回（昭和50年）の調査より増えている。いずれにしても、企業はこれら以外も含めて各種の企業福祉を

実施しているが、資金に制約があるので、すべての領域にわたって、企業福祉を今後も引き続き拡充するのは困難である。したがって、後述するように、多くの企業は企業福祉の再検討や再編成を進めながら、その中で定年退職者への対応策を取り上げており、このような活動は今後より一層重要視されるようになるだろう。

IV 将来の課題

定年制はかなり普及し、現在では、定年制の実施が一般的な形になろうとしている。また、定年年齢は60歳の定年年齢が過半数になり、今後も60歳定年が増加すると期待される。

定年制のこのような状況に対して、勤務延長や再雇用などの雇用延長制度もかなり採用されている。しかし、この制度を採用しない企業の比率が徐々に上昇している。しかし、退職金の割り増しなどを用いる早期退職優遇制度や勧奨退職などによる定年到達前の早期退職は、名目的には当人の選択という形を用いているが、事実上では、早期退職を余儀なくされた解雇といえる。さらに、定年年齢では、すでに決定した60歳への引き上げ実施の延期は企業の約束違反であり、また、一度引き上げた60歳を再び引き下げるのは、年齢引き上げの一般的な方向に逆行するものであり、これらは一方的に労働者に犠牲を強いていることになる。

それはともかく、将来65歳を年金年齢にしようとする新しい年金制度のもとで定年退職から年金生活に直ちに移行するには、定年年齢を65歳に引き上げなければならない。しかし、定年年齢を65歳に引き上げるのはかなり困難で、当分の間あまり期待できないし、しかも、年齢の引き上げは各種の課題を伴うことになるのである。

ところで、人為的に設けたある年齢への到達を理由にして強制的に雇用を離れる定年制で付言すれば、労働が休息を伴うように、長い労働生活から引退して、その後に休息の生活を過ごすのは、引退の時期とその後の生計確保によっては、妥当な生き方である。また、人間は生涯を労働だけで過ごすために生きているのではないから、長い労働

生活の後にある年齢で引退し、年金や貯蓄などである妥当な生活水準を確保しながら、余生を楽しむ時間が残されて然るべきである。なお、若年労働者と円滑に交代するためには、老齢な労働者がある年齢で労働市場から離脱するのも必要である。これらからみれば、定年制はそれなりに意義をもっていることになる。しかし、稼得活動からの完全な引退には、所得保障や健康、その他各種の理由により人びとの間でかなりの個人差があるので、一律に何歳で引退すべきだということとはできない。

それはともかく、現在の一般的な各種の状況からみれば、60歳の定年年齢で稼得活動から完全に引退するのはあまりにも早すぎる。新しい簡易生命表では、男子の平均余命は60歳で19.7年（女子は23.6年）で、これでは残された時間が長すぎる。なお、多数の人びとは60歳ではまだ一応就労可能で、定年年齢を65歳に引き上げても、就労への配慮と雇用の場を与えられるならば、60歳以上の多数の人びとは労働に従事できるだろう。定年年齢の引き上げには、就労を可能ならしめる諸条件の整備が必要である。それにしても、70歳では、平均余命として残された時間は約12年で短くなるし、また、健康や体力がかなり減退している者も増えているので、余生を十分に楽しむこともできないだろう。残された時間を趣味や余技などに利用したり、専門外のなんらかの分野で稔りを結実させることなどを希望する者もあり、それらに必要な時間を残すのであれば、一般的な労働者では、65歳か67歳ぐらいが完全な引退に適切な時期といえる。もっとも、65歳以前、あるいは、70歳以上で引退を選択する者もいるだろう。ちなみに、完全な引退後の時間の過ごし方は各人によって異なり、なかには、残された有り余る時間の消化に途方に暮れる者もいるだろう。今後、定年制に関連して、引退後の余暇対策も一つの課題になるであろう。

ところで、定年到達後の完全な引退者への所得では、前述したように、基本的な役割を果たす公的年金は、稼得活動からの引退者に一応の生活水準を確保させ得るものでなければならない。しかし、本来、公的な各種の対策は内在的および外在

的な理由による限界をもっており、活動はその限界で制約され、公的年金も例外ではないので、その保障水準は制約される。したがって、各種の私的手段で公的年金を補足する3本足の対応策が必要である。その対応策の有効な実施には、3本足のそれぞれに役割を十分に果たさせる条件が整備されていなければならない。それらが整備されていなければ、3本足を組み合わせた機能は期待できない。3本足のうち、企業の担当する部分は前述した各種の企業年金などを含んでおり、これらを複数に組み合わせる例が多い。本来、単一の仕組みだけよりも、複数の仕組みを組み合わせる方法は効果をより強化できるので、複数の方法が望ましいし、そのように効果的な方法の普及が期待される。しかし、公的手段と私的手段の組み合わせでは、私的手段は公的手段を代替するものではなくて、あくまでも前者が後者を補足するのであり、また、私的な分野の役割を強調して、公的な分野の役割に後退や縮小をもたらすようなことは許されない。

それはともかく、企業の対応策は公的な制度の不足を補う補足性ととも、企業が独自に実施する自主性と任意性を特色にしている。しかし、自主性と任意性は産業、企業の規模や業績および資金、労使関係などにより、各種の格差を生じさせるが、企業間や労働組合間の横断的な連携や協力を欠く場合に、そのような格差が生ずるのは当然である。その格差は労働者に不公平や不利益をもたらすので、それらをできるだけ回避するために、格差を小さくするには、企業福祉に横断的な連携や協力の効果的な利用と企業福祉の共同化が必要である。しかし、労働組合は企業別の形態をしており、労使間で企業福祉を団体交渉に取り上げても、企業間の横断的な連携がないので、団体交渉で得た成果は企業の枠を超えることができない。ちなみに、近年、労働組合の組織率は低下し、組合員数も減少する傾向が現われている。それらの状況はともかく、企業福祉は団体交渉の重要な項目に含まれている。また、企業福祉は企業の労務管理、生産性向上、企業間競争などに利用する役割も託されており、主として、企業内の従業員を

対象にしているので、閉鎖性の特色をもっている。企業間格差の縮小には、利潤追求を優先させる企業が、閉鎖性をどこまで緩和して、企業間の連携や協力を実現するのかということが課題になる。ちなみに、複数の中小企業が協力して厚生年金基金を設ける例が増えているが、企業間だけでなく労使間の共通の利益を求めるこのような形の協力は、その役割が期待されるので、調整年金だけでなく、他の分野も含めて、企業の理解と協力を推進し、活動の拡大が望まれる。なお、中小企業では、中小企業退職金共済制度の一時金に年金化を求める意見も現われているが、この年金化も課題に含まれる。

いずれにしても、企業福祉の費用はいわゆる法定福利の費用とともに、労働費用に属しており、また、企業福祉の費用は従業員を一括した形で支払う団体賃金で、たとえば、企業年金はその典型的な例である。最近、一般的な賃金の上昇は鈍化しており、このような状態のときには、団体賃金の形で企業福祉の拡充を図り、付加的な労働条件を改善する必要がある。しかし、企業福祉の資金と活動には限界があるので、制約された範囲内で拡充を進めることになるが、多種多様な領域を網羅的にカバーして活動を展開するのは困難であるから、企業福祉の種類と内容を検討したり、選別して、企業福祉の効率化と近代化を図る必要がある。ちなみに、効率化を図るのはいわゆる合理化と称して活動と制度の廃止や縮小を図るのではなく、効率的な制度の実現を意味しており、最近、企業福祉の近代化と効率化を図る傾向が現われている。つまり、企業福祉は価値観と欲求の多様化した労働者の希望と満足を考慮しながら、重要な部分を選択して強化し、企業福祉全体の均衡を図るように、再編成を迫られているのである。しかも、高齢化社会の到来に対応するとともに、企業内の従業員の平均年齢の上昇への対応も必要であり、企業福祉では、定年到達者の増加およびかれらの退職後の対策の問題は、避けられないものになっている。とくに、高年齢者や定年退職者の問題は、労使のそれぞれに独自のものと同時に、双方に共通の課題にもなっており、これに対応する

ために、現在の企業福祉は、労使双方が在職中の従業員と定年退職者の双方を含む生涯福祉を重要視するようになっている。今後、在職中と退職後を通して取り上げるこのような生涯福祉は、より一層重要視すべきであろう。また、企業福祉を拡充・強化し、かつ効率的に運用するために、労働者への福祉部門を企業の本体から分離して独立させ、新しい時代に対応させるように、公的な労働福祉と私的な企業福祉を組み合わせでセットで考える総合福祉の方向を目指し、各種の法定福利とともに、調整年金や企業年金およびその他の付加的な給付やサービスなどをその組織に移している例も見うけられる。この方法は無駄の排除に効果的であり、また、労働者に対して集中的かつ効果的な福祉を提供して、付加的な労働条件の改善を期待されるので、この方法を用いるのが望ましい。

一般的には、定年制と労働福祉はそれぞれの領域で取り上げられ、定年退職者への対応も退職後だけを対象にしたり、また、公的な分野と私的な分野をそれぞれ別々に取り上げる傾向がある。このように、それぞれを個別的に取り上げるのも必要であるが、これでは個々の部分についてはよく理解できても、包括的な全体像の理解や、効果的な対応策の実施は困難である。本来、ある事象には複数の各種の要素が関連しているのが通例で、それらの要素を個別的に追求すると同時に、それらの結果を総合的かつ体系的に組み上げなければ、全体像は把握できないし、したがって、対応もできないことになる。視野と観点を変えて、生涯福祉と総合福祉という立場から、将来の定年制と労働福祉は各種の領域を含めながら総合的かつ体系的に取り上げなければならない。

資料

- 保谷六郎 『中退金制度の活用』 日本労働協会 昭和60年。
 桐木逸朗 『中小企業の福利厚生』 日本労働協会 昭和60年。
 高年齢者雇用開発協会調査研究部 『新定年白書』 高年齢者雇用開発協会 昭和60年。
 藤田至孝監修 『企業福祉新展開の理念と実態』 労務研究所 昭和59年。
 村田多嘉治 『新福祉制度事例百科』 産業労働調査所 昭和58年。
 岡田義晴 『変革期の福利厚生とその理論』 労務研究所 昭和57年。
 労務研究所編 『労使による高齢者福祉対策の実際』 労務研究所 昭和56年。
 労務研究所編 『福利厚生規程総覧』(改訂増補版) 労務研究所 昭和55年。
 国民生活センター編 『年金制度と高齢労働問題』 お茶の水書房 1977年。
 労働省政策調査部編 『賃金・労働時間制度と労働費用の実態』 労働法令協会 ～昭和61年。
 労働省政策調査部編 『雇用管理の実態』 労働法令協会 ～昭和62年。
 労働省政策調査部編 『退職金の支給実態』 労働法令協会 ～昭和61年。
 労働省編 『労働白書』 日本労働協会 ～昭和62年。
 中央労働委員会事務局編 『退職金・定年制および年金事情調査』 労委協会 ～昭和61年。
 Douglas E. Ashford, *The Emergence of the Welfare States*, Oxford (1986) and New York, 1987.
 Benson Rosen and Thomas H. Jerdee, *Older Employees*, Homewood, 1985.
 John Myers, *Old Age in the Welfare State*, Boston and Toront, 1984.
 Robert A. Hart, *The Economics of Non-Wage Labour Costs*, London, 1984.
 Employee Benefit Research Institute (ed.), *Fundamentals of Employee Benefit Programs*, Washington, D. C., 1983.
 Bernard Casey and Gert Bruche, *Work or Retirement?* England, 1983.
 Jerry S. Rosenbloom and G. Victor Hallman, *Employee Benefit Planning*, Englewood Cliffs, 1981.
 Derek Robinson, *Wage Drift, Fringe Benefits and Manpower Distribution*, Paris, 1968.

(ひらいし・ながひさ 岐阜経済大学教授)

老人の心の健康と福祉政策

齋藤和子

はじめに

近年我が国における老年人口の増加には著しいものがある。昭和60年における65歳以上の老年人口は全人口の10.2%であり、25年後にはほぼ20%になると予測されている。5人に1人が老人ということであるが、どのような世の中になるのか。隣近所があるいは電車の乗客が5人に1人老人という状況を想像したとき、老人の側に身を置いても若い方に置いても安楽なものではないように思える。

人類の歴史の目標の1つは長寿であったと言っても過言ではない。食糧の増産、医学も含めて自然科学および技術の進歩、生活環境の改善等は究極的には人類の寿命を延ばすためであった。そして今日人生80年という時代を迎え、それ自体人類の叡智と努力のたまものであり喜ぶべきことであるが、個々人がいかにして充実した人生を送り、休息と慰安を得て天寿を全うするかは個人の問題であると同時に我が住む社会の課題でもある。

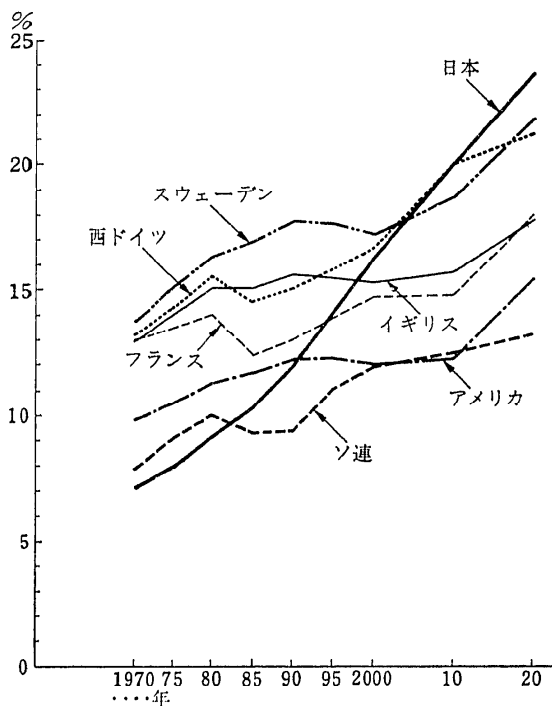
そこでまずⅠ. 我が国の老人問題の特徴を概観し、次いでⅡ. 老人の心の問題を考察し、Ⅲ. 福祉政策につき具体的に論ずることとする。

Ⅰ 我が国の老人問題の特徴

老年人口がすでに10%を超えている国はいくらかもある。サミット構成国の中では日本が一番遅い。老人問題では2番手というところであるが、日本の老人問題にはいくつかの特徴が存在する。

1. 老年人口増加のスピードが速いこと

我が国の老年人口の増加は図1に示されるように群を抜いている¹⁾。老年人口割合が7%から14%に到達したあるいは到達する年数をみると、日本は1970年から1995年まで25年間であるのに対して、西ドイツ1930年から1975年ではほぼ2倍の45年間、スウェーデン1890年から1975年でそのまた2倍の85年間、日本と同じく1995年に14%となるフランスは1865年にすでに7%であり実に130年をかけることになる。



資料: United Nations, World Population Prospects, Estimates and Projections as Assessed in 1984, 1986. 厚生省「日本の将来推計人口、昭和61年12月推計」の中心推計。

図1 65歳以上人口割合の国際比較 (1970~2020年)

他の国が100年もかかって、いいかえれば2世代から3世代のうちになくずしに社会構造、生活習慣、価値体系の中に吸収してきた諸々の事柄が一代のうちに、物心両面にわたって押し寄せてくるわけである。

2. 老年人口の急激な増加が経済成長、技術革新とは同時代に到来していること

このことは老人の生活にも大いに幸いしている。老齢年金も徐々に増額され、医療費も一部負担があるとはいえほとんどが社会保障から支出されている。このような状況で、種々の調査でも経済問題が不安や悩みの第1に上ることは少なくなっている。昭和57年に総理府が全国60歳以上男女に実施した「老後生活の心理面に関する調査の概要」²⁾では、「悩みごとあり」は45.3%、「悩みごとなし」は54.7%であり、「あり」の内訳は1. 健康で27.3%、2. 家族の健康9.7%、3. 子供の結婚問題5.8%、4. 生活費の不足5.6%となっている。同調査で世帯構造別に単身世帯をみても、「悩みあり」60.3%のうち1位はやはり自分の健康で43.1%である（比率はすべて全体を100とした値）。社会保障研究所が昭和59年に掛川市で行った「高齢者生活総合調査」³⁾においても同様に、現在の生活上の悩みでは「なし」42.6%であり、「あり」のうち多いものはその他を除くと1. 子や孫の結婚11.1%、2. 収入が少ない10.0%となっている。

いずれも経済問題は自身の健康や子や孫の成長発展の後に位置する事柄となっている。

技術革新は我々の生活から多くの労作を省いてくれている。生活は便利になり合理的になっている。洗濯にしても、電気洗濯機や乾燥機はボタンひとつで洗って乾かしてくれる。食物も半製品あるいはすぐに食卓にのせられるまで調理したものを小人数分でも簡単に求めることができる。居ながらにして品物を選んで買い物をすることもできるようになるという。

このような技術の進歩による省力化、利便性は、老人の独り暮らしや老夫婦のみの生活を支え、可能にしている重要な要素になっている。

他方、老人にとってはかえって不便になった面

もある。たとえば自動車交通量の増加のため、横断歩道が廃止されて陸橋となり、上り下りが大へんで気軽に向こう側の知人のところへ訪問できなくなったなどがある。

しかし全般的にみれば経済成長や技術革新は老人の生活にも便益をもたらしている。そして老年人口急増のスピードにも物質的には対応していけるのではないかと期待をもたせてくれる。

3. 日本の老人にあっては老後をどこでだれと暮らすかが依然大きな問題であること

これは欧米の老人には原則的にはありえない問題である。老人がと言うより成人した子供は親の家庭からは離れていくのがあたり前であるから、したがって親の側からも成人した子供、ましてや結婚して一家を構えた子供を相手に、どの子と暮らそうかなどとは考えない。

我が国でも近年は核家族化が進み3世代世帯は減少してきている。しかし現時点で核家族である者でもそこに到るまでの経過のうちに、あるいは現在でもなお本当はどこでだれと暮らしたらよいのかとくり返し考え、欧米の老人にはない余分な葛藤の種としている。

これには老後の生活の保障、病弱になった場合の介護の問題および臨死の看取り等の問題が深くかかわっている。これらに対する不安が子供のだけれかと住むべきではないかという気持ちにさせる。

老後の生活保障に関しては年金等社会保障も充実しつつあり、全く生活不能に陥る心配はないのである。そしてたとえ個人の力では不足だからといって、家族が保障できるとも限らないのである。

介護や看取りの問題では経済以上に家族は期待できないものになっている。

これらの事情は老人自身洞察もし理解もしているが、なお今日の老人の老後の生活は未知の世界であり不安はつきないのである。そこで、一方で独り暮らしや夫婦のみの生活のもつ自由、気楽さ、多少のスリルをとるか、あるいはこれらはあきらめて不確かな安全に賭けるか悩むことになる。

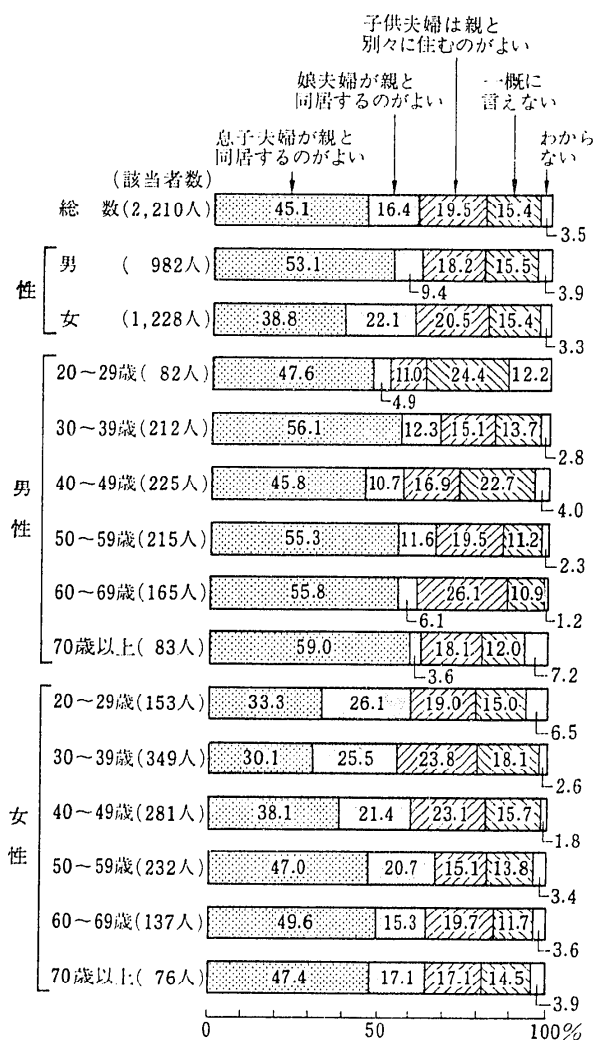
日本の老人が子との同居を望む姿は国際調査の結果からも明らかである。表1は昭和60年に実施

表1 子供や孫とのつき合い方

	日 本	タ イ	アメリカ	デンマーク	イタリア
いつも一緒に生活できるのがよい	58.0% (59.4)	65.9 (58.6)	2.7 (6.5)	3.8	33.6
ときどき会って食事や会話をするのがよい	33.7 (30.1)	9.5 (15.1)	65.0 (65.5)	74.5	55.0
たまに会話をする程度でよい	5.8 (7.1)	21.8 (16.8)	30.5 (25.0)	17.5	10.0
全くつき合わず生活するのがよい	1.5 (1.1)	1.2 (2.7)	0.3 (0.4)	0.2	1.0

注：() 内は前回1956年調査。

資料：「老人の生活と意識に関する国際比較調査結果の概要」総務庁長官官房老人対策室，昭和61年。



資料：『日本人の家庭観』総務府広報室，昭和62年。

図2 老後における子供との同居

された「老人の生活と意識に関する国際比較調査結果の概要」⁴⁾からのものであるが、子供や孫とのつき合い方では日本で最も多いのは「いつも一緒に生活できるのがよい」で58.0%であり、先進国中では例外に属している。

また老後は子供の世帯と同居，特に親が病弱になった場合は子供が世話をするという意向は親のみでなく子供の側でも強いことは別の調査でも表われている。

図2は昭和61年総理府広報室が全国の20歳以上の男女に行った世論調査⁵⁾からであるが、「一般に言って、年をとった親が子供と同居することについて、どのようにするのがよいと思いますか」という問いに対して、息子であれ娘であれ子供と同居するのがよいと答えた者は全体で61.5%となり、子供夫婦と別々に住むのがよいは19.5%である。ここで注目されることは世代間で大きな差がないということである。同居志向は70歳以上では男62.6%，女64.5%であるが、20~29歳でも男52.5%，女59.4%が同居志向をもっており興味深い結果となっている。

4. 勤勉であり、働き者である

日本人は働き蜂といわれるくらい勤勉であり働き者である。趣味はときかれて働くことと答え、仕事が生きがいだと思っている者が多い。

実際に働いている者の数も先進国の中ではこれも例外的に多い。表2は主要国の労働力率⁶⁾を示したものであるが、日本は男女ともに高い。

表2 主要国の労働力率——老人と青少年

国	(年)	65歳以上		15~19歳	
		男	女	男	女
アルゼンチン	(1983)	25.4	4.2	61.4	35.5
日 本	(1985)	37.0	15.5	17.3	16.6
カナダ	(1981)	16.3	5.5	48.4	44.3
オーストラリア	(1981)	12.3	4.9	61.0	55.5
スウェーデン	(1982)	13.2	4.0	48.0	49.1
アメリカ	(1982)	17.1	7.4	46.8	42.0
西ドイツ	(1983)	6.5	2.8	46.1	38.6
韓国	(1982)	38.9	11.7	20.3	22.9
イタリア	(1982)	10.5	2.8	32.7	28.6
フランス	(1983)	4.3	2.1	21.3	14.8

資料：『人口統計資料集』人口問題研究所，1985年。

何故このように働くのか。先の国際比較調査でも、日本は男51.0%、女26.7%が就労しているが、その就労理由は「働くのが体のためによいから」40.2%が最も多く、次いで「収入が欲しいから」38.9%となっている。これに比べて欧米の国では「仕事が面白いから」と答える者の比率が最も高い。

国内の就労者に行った調査をみると、昭和59年に浦安市が行った「浦安市老人就業意識調査」⁷⁾によると、同市居住の60歳以上70歳未満の対象者のうち、収入のある仕事をしている者は男60.3%、女21.4%であり、就労の理由は多い順に1. 生活費を得るため54.9%、2. 健康によいから20.0%、3. こづかいを得るため11.3%となっている。

これで見ると働くことは趣味や娯楽の1つではなくやはり生活のため、つまり経済的理由によるのである。かと言って全く貧困のためというのではなく、生活のゆとりのためともう1つ、先にのべたように将来への不安、医療や介護に要する費用への不安が根底に存在すると考えられる。

また勤労は美德であるという思想も根強く残っている。したがって働くことは生きがいにもなる。このことはばかげたことではない。無為や消費のみからは自己の存在の意義は考えにくいであろうから働くことに生きがいを見出すことは正に評価されるべきと考えられる。

II 老人の心の特徴

それでは実際に老人はどのような心の状態にあるのであろうか。

1. 自助自立をめぐる葛藤

家族や社会は老人にできるだけ他を頼らない生き方を望んでいる。老人もまたそうしなければならぬと考えている。

表3は先の国際比較調査による老後の生活費に対する考え方であるが、日本ではアメリカに次いで「働けるうちに準備し、他に頼らない」という自助型が高い割合を占めている。しかし同時にタ

表3 老後の生活費に対する考え方

	日 本	タ イ	アメリカ	デンマーク	イタリア
働けるうちに準備し、他に頼らない	52.4% (55.0)	27.0 (24.7)	65.2 (60.7)	31.0	24.2
家族が面倒をみるべき	15.0 (18.8)	68.1 (61.4)	0.7 (0.6)	1.3	4.1
社会保障でまかなわれるべき	30.2 (21.8)	3.2 (10.6)	25.3 (29.1)	63.6	69.4

注：() 内は前回1956年調査結果。

資料：「老人の生活と意識に関する国際比較調査結果の概要」総務庁長官官房老人対策室、昭和61年。

イを除く他の国ではきわめてわずかである「家族が面倒をみるべき」が15%ある。これは社会保障の不十分さを表わしているともいえるが、家族との結びつきを確認する意味もあるように思える。同じ調査で前出のように子や孫とのつき合い方では「いつも一緒に生活するのがよい」が多かったことと考え併せると理解しやすい。つまり経済的には自力をつけるべきだが精神的には家族の中に居たいということになる。

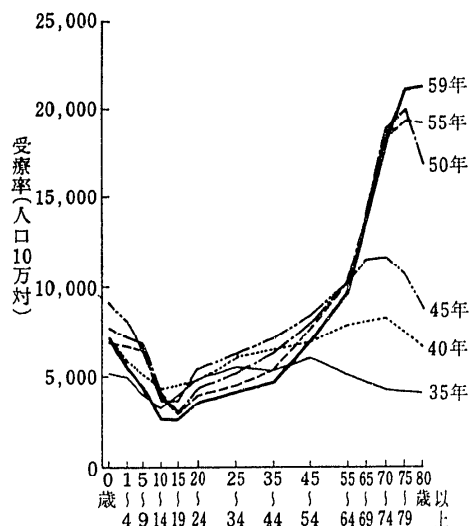
この精神的依存の理由には、家族の団欒を求める心情および先にのべた種々の不安があるが、精神的依存そのものは老人に限ったことではなく、日本人全般に個人主義になりきれないという背景もあると考えられる。

しかし自助自立はときにつらいことでもある。老化現象はすでに中年期に個別的にせよ自覚される。下肢の筋力は40歳では20歳の70%に低下し、老視は50歳ではほぼ40%の人に出現する。徐々にではあるが確実に進行する老化の自覚と、自助自立願望もしくは要請との落差はときに老人に自信を失わせ、嫌人的、抑うつ的、厭世的にする。

2. 健康への欲求

今日の老人は健康への欲求が高い。昔は年老いれば動きはのろく、物忘れはする、何かしら疾病を患うのも仕方のないことと思われた。しかし今日では壮年のように、若者のように体も頭もしっかりした老人が評価される。昔もそういう老人は存在したが今は皆が皆、いわば年齢不相応の健康状態を求める。

昭和58年2月に施行された老人保健法⁸⁾においても基本理念として、「国民は、自助と連帯の精



資料：厚生省「患者調査」。

図3 年齢階級・年次別受療率

神に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、老人の医療に要する費用を公平に負担するものとする。」(第2条)とうたい、健康の重要さと自らの責任を強調している。

先にあげた総理府の心理面の調査においても悩みの第1は自分の健康となっているが、具体的な行動を示すものとして受療率⁹⁾をみると図3のようになっている。昭和45年から50年への急激な増加は、48年1月から実施された老人医療費支給制度の影響が大きい、同時に健康への意欲の高さを示すものと言える。この状況は昭和58年2月老人保健法施行により一部負担金が導入された現在でも根本的には変わっていない。

具体的には何を恐れるのか。老人が最も恐れるのは寝たきりになることであり、「ぼける」ことである。寝たきりや痴呆がいかにもじめか、その介護が家族にとっていかに負担であるかは新聞、テレビ、人の話を通じてよく知っている。老人は家族に迷惑をかけたくないと思う。また寝たきりでなくとも健康が損なわれればいわゆる自助自立の生活は困難になる。単独世帯や老人夫婦世帯では途端に日常生活に破綻をきたす。趣味や旅行を楽しむことも子供のところをたずねることもできなくなる。いきおい健康への関心は高くなる。

しかしこのような関心の高さはちょっとした変

化、わずかな徴候も見逃すまいとする気持となり、過大に思いこむようになる。心気症やうつ状態の準備状態を形成することになる。

実際に老年期のうつ病の発症には身体的疾患が状況因の1つとして働いているといわれる。大森¹⁰⁾によればそれも感冒、打撲などの軽い病気が多いという。この傾向は木戸等によっても確かめられている。木戸等¹¹⁾は身体疾患を、1. 比較的大きな身体的侵襲(脳血管発作、肺炎、胆摘術等)、2. 持続する身体的苦痛あるいは障害の状態(脳血管障害、白内障、リウマチ等)および3. 軽症の疾患(感冒、下痢)に分けてみると、老年期発病の場合最も多いのは2の持続する苦痛あるいは障害が最も多く70%を占めるという。このような状態では日常生活動作もできなくなり、抑うつ状態に陥ることになる。

3. 孤独感

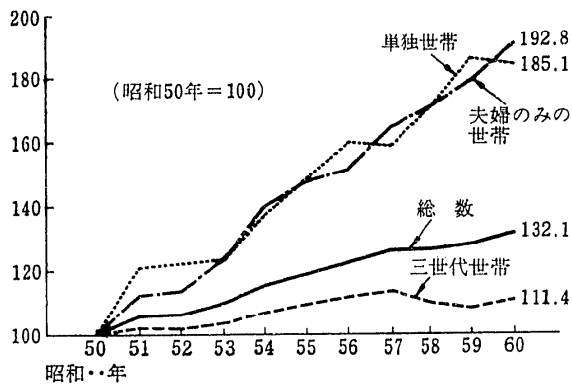
年をとるということは本来さびしいことである。中年以降は親しかった人々との別れの連続である。今日では核家族化も進み家族成員数は少なくなっていて老人が孤独に陥る機会が多い。

図4は昭和60年の厚生行政基礎調査における世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯の、昭和50年を100とした指数の推移である。単独世帯および老人夫婦世帯の増加に比べ3世代世帯の減少が対照的である。

昭和60年の世帯数の実数の割合は単独世帯12.0%、老人夫婦のみの世帯19.1%、夫婦と未婚の子のみの世帯10.8%、3世代世帯45.9%、その他の世帯12.2%である。

単独世帯や老人夫婦のみの世帯では、放置すれば関心も話題も身辺に限られ、他の人との交流も疎遠となり現実に孤独となり孤立感を深める。

それでは子や孫と同居していればさびしさはいかというそうでもない。老人と他の家族成員とは生活時間も生活内容もずれてきている。主婦でも1日中家にいるという者はむしろ少ない。職をもっているか自己の教養のためあるいは老後のため地域の文化センター等に通い、せっせと勉強するか体力づくりに励んでいる。孫も年寄りと一



資料：昭和60年 厚生行政基礎調査。

図4 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数の推移（指数）

緒に遊んではいられない。老人福祉センターで歌ったり踊ったり屈託なくおしゃべりをしている老人の中に、家の者とは用以外にめったに口をきかないという者もいる。

このことは我々の行っている老人デイ・ケア¹²⁾に通う老人達のことばかりも推測される。老人デイ・ケアは在宅の痴呆老人が主たる対象となることを当然予想して開始された。確かに希望して来所した者のうち3分の2は痴呆を主症状とする者であったが、残りの3分の1は慢性の身体疾患に伴う抑うつ、あるいは病的とはいえない記憶力の低下などから一層の老化への不安、または痴呆となることへの恐れから、その予防のためにと自ら申し込んできた者であった。そしてこれらの老人が痴呆老人も含めてデイ・ケアに求めたものは人々と一緒にお茶を飲み、雑談をし、楽しく笑うことであった。一昔前ならば家庭の茶の間や台所で、縁側で、あるいは庭先で、道端で、家の者や近所の人と、それと意図もせずに共有していた自然な、温かい人間的交流であった。

このような孤独感は老後の不安を一層深くし、抑うつ、厭世、自殺などの自己否定的な状況を招いてしまうことになる。

Ⅲ 福祉政策

福祉政策は人々の生活における危険、障害、困難に具体的に対応するものでなければならない。

また人々の情緒や価値観を尊重し、生活行動に沿ったものでなければならない。

そこで老人に対する福祉政策であるが、すでにのべたような我が国の老人問題のもつ特徴や個々の老人の心の状況を理解し、それらをふまえて、しかも社会の共感を得るものでなければならない。

まず基本的な姿勢として、1. 個人の意志の尊重、2. 家族の意志の尊重、3. 社会の責任をあげることができる。

1. 個人の意志の尊重

老人は年をとってもできるだけ他の人の世話にならず、自分のことは自分でしようとする。個人差のあることではあるが、自立心をもち続ける人も少なくない。何か仕事をしたいということ、独り暮らしを、あるいは老夫婦のみの生活をまだ続けたいということにはこの意志が表われていると思われる。したがって、これらが実現できるような施策が望まれる。

2. 家族の意志の尊重

人々の心情は先にみてきたように老人層も若年層も、老人は家族と一緒に居て家族が世話をするのがよいというものである。これはこれで評価されねばならない。そして困難が生じたときただちに家族を具体的に援助する事業を待機させておくことが必要である。

3. 社会の責任

しかしながら、老人問題には個人や家族の意志や努力では対応しきれない要素が含まれている。たとえば寝たきり老人や痴呆老人の介護等には、家族のやりくりでは対応が困難である。一家族の能力にはおのずと限界がある。ところが数家族で数人を介護することはできる。いいかえれば社会が、よりの確には地域社会が老人の存在を、また老人と同居し、介護する家族の存在を地域社会自身の問題として認識し、その対策を考え実施していくことが必要である。

最後に具体的な施策であるが、現在では基礎的に必要とされるものは一通り実施されていると思

われる。今後は個々の事業の充実、質の向上、普及、地域特性や対象者の特性に応じた改良や運用の柔軟性が必要であろう。また個別的に実施されているものを組織化し、全体として有機的に運用されるように調整していくことが必要であろう。

その上で現在特に充実をはかりたい施策をいくつかあげてみると、以下の如くである。

1. 相談事業の充実。まず相談の窓口を増やすことが必要である。次に質の高い対応ができるように相談員の人材を得ることである。相談は単に話をきいて情報を与えることではない。それも大切であるが、ときには個人の心の葛藤に立ち入らざるをえない場合もある。そのような場合には、人間の心の働きに対する深い洞察や豊かな共感性が必要となってくる。相談員に適宜研修等の機会も必要である。

また相談に関連して、現在の老人福祉センターなどでコーディネーターが配置されると特にはじめて利用する者には便利であると思われる。

2. 就労の実現。これには一般の職場もしくは職種の開拓のみでなく、すでにみてきたように何かしたいという老人の意欲を評価することから出発する。福祉作業所や保護工場の開設も老人の生きがいや満足のために有効なことである。

3. ケアつき住宅の普及。できるだけ子供や社会の世話にならないで暮らしたいという老人は多い。また核家族化は一層進行していくであろう。このような老人の不安は病弱になったときどうなるかということである。そのために不本意ながら子供家族に同居したりする。ケアつき住宅は個人の意志を尊重しまた不安を解消してくれるものである。

4. 通所の介護施設の充実と普及。デイ・サービスやデイ・ケアの普及が老人の健康保持、痴呆の進行防止、家族の介護負担の軽減等のために大いに普及してもらいたいものである。

5. 短期保護事業の充実と利用の一般化。現在は利用事由も大幅に緩和され、家族の休養のためにも利用できることになったが、まだ円滑に運用されない面もある。むしろ、定期的に一定期間を

計画的に利用できるように根本的に改めることが望まれる。

そして将来デイ・ケアと短期保護の組み合わせが、在宅の要介護老人対策の中心になっていくと考えられる。

ま と め

近い将来に出現する超高齢化社会では個人の生活、家族のあり方、社会の役割等今日とは質的に変化していくと思われる。福祉対策は従来高齢人口増加のスピードに、とりあえず物質的側面について追いつくことで精いっぱいであった。そして精神面、心の問題については個人の努力、家族の支えなどで処理してきたが、今後は心の問題にも配慮した施策が必要であろう。

子供を社会の子であるとし、その健全な成長に社会は責任があると言ってきたが、今老人は社会の親であり安らかな老後は社会の責任であるといえよう。

注

- 1) 『人口の動向、日本と世界、人口統計資料集』、986頁963頁図 厚生省人口問題研究所編、昭和52年2月。
- 2) 「老後生活の心理面に関する調査の概要」、内閣総理大臣官房老人対策室、昭和57年。
- 3) 「高齢者生活総合調査」、社会保障研究所、昭和60年。
- 4) 「老人の生活と意識に関する国際比較調査結果の概要」、内閣総理大臣官房老人対策室、1986年。
- 5) 『日本人の家族観』 総理府広報室編、昭和62年2月。
- 6) 注1) 参照。
- 7) 「浦安市老人就業意識調査」 浦安市、昭和60年。
- 8) 『老人保健法』 厚生省、昭和57年。
- 9) 「国民衛生の動向」、昭和62年。
- 10) 「初老期、老年期のうつ病」 大森健一『躁うつ病の精神病理2』 宮本忠雄編、弘文堂、1977年。
- 11) 「老年期うつ病の発生要因について」 木戸又之他『臨床精神医学』 15(4)、1986年。
- 12) 「老人デイ・ケアの運営に関する研究」『精神衛生研究』第33号、齋藤和子
(さいとう・かずこ 国立精神・神経センター精神衛生研究所老人精神保健部老化研究室長)

高齢者の消費に関する実証的研究

本報告は、社会保障研究所における昭和61—62年度の2年間にわたる研究プロジェクト「高齢者の消費に関する実証的研究」の成果のうち、61年度に行った高齢者世帯の家計構造の実証的研究をまとめたものである。この研究は、本研究プロジェクトチームが静岡県掛川市において実施した高齢者世帯の家計調査のデータを用いて行った、ケーススタディーである。家計調査の経過および概要はつぎのようである。

本調査は、「高齢者生活総合調査」の一環として、昭和59年世帯調査に続く家計調査で、昭和48年の「中高年者生活総合調査」のパネル調査として企画された。実査は、昭和60年10月—11月の1ヵ月間、掛川市の調査対象世帯の家計簿記帳によって行われた。対象世帯の範囲は、59年世帯調査対象世帯のうち、夫婦のみ世帯（Cタイプ）、夫婦と子家族の同居世帯（C—Nタイプ）、および妻と子家族の同居世帯（M—Nタイプ）とし、ただし48年家計調査有りの世帯を優先的に含めることとした。実際の調査世帯数は170世帯、うち回収されたのが102世帯、最終的に調査有効の世帯数は89世帯となった。このうち48年家計調査有りの世帯（追跡調査世帯）は35世帯である。

調査家計簿から集計した1ヵ月の世帯ごとの家計調査結果表は、収入14項目、支出98項目から成る分類で作成し、総務庁の家計調査や48年掛川家計調査との比較もできるようにした。この調査の特徴は、世帯の収支状況のみならず、世帯員の個別の収支状況も調査されていることである。さらに、59年世帯調査結果からの情報を合わせると、サンプル数は小さいけれども高齢者の生活状況を分析する上に欠かせない多くの情報を提供している点が挙げられる。

実査から収支表（家計調査結果表）の作成にいたるまでは、委員および協力者の手づくりによる共同作業で行われた。そのため、問題点を処理しながらの集計作業に相当の期間が費やされた。その後、研究会での報告・検討を重ねながら、48年調査と60年調査のパネル分析を中心として、個別テーマごとの分析が試みられている。本報告では、そのなかから、中高年期における家計構造の変化の概要（担当：馬場紀子氏）、夫婦世帯の家計構造の特徴と変化（担当：伊藤秋子、横田京、上村協子の各氏）、同居世帯家計における高齢者の生活費（担当：岩田正美氏）、および高齢者の保健医療費支出の変化要因（担当：小野信孝氏）に関する分析結果を、掲載する。

なお本研究プロジェクトの昭和60年掛川家計調査および集計作業に関しては、財団法人三菱財団ならびに生命保険文化センターより、2年度にわたる研究助成金をいただいた。

本研究会の構成員は以下のとおりである。

主査 伊藤秋子（実践女子大学教授）
幹事 三上英美子（社会保障研究所研究員）
委員 磯村浩子（国民生活センター相談員）
岩田正美（東京都立大学助教授）
上村協子（東京家政学院大学講師）
岸 功（大正大学助教授）
小林迪夫（鹿児島経済大学教授）
中鉢正美（慶応義塾大学名誉教授）
馬場紀子（共立女子短期大学助教授）
前田正久（日本体育大学教授）
御船美智子（お茶の水女子大学非常勤講師）
森岡清美（成城大学教授・専門委員）
横田 京（十文字学園女子短期大学助教授）
曾原利満（社会保障研究所主任研究員）

大本圭野（社会保障研究所主任研究員）

宇野正道（社会保障研究所研究員）

木村陽子（社会保障研究所研究員）

（肩書は61年度当時のもの、敬称略）

上記委員に加えて、調査企画・実施から結果分析まで研究会に参加されたプロジェクト協力委員は、つぎの6氏である。

臼井和恵（相模女子大学短期大学部講師）

小野信孝（名古屋短期大学助教授）

高橋博子（日本赤十字武蔵野女子短期大学非常勤講師）

堤マサエ（山梨県立女子短期大学助教授）

別宮真理子（お茶の水女子大学大学院）

湯本和子（学習院女子短期大学教授）

家計調査の実査では、家計簿記帳を引き受けて下さった対象世帯の方々をはじめ、掛川市の関係者の方々に多大なる協力をいただいた。また集計作業等には、上記委員のほか、荒木美和、田窪純子、宮本歌子（当時お茶の水女子大学4年生）の各氏ならびにその他の関係者の方々の協力を得た。おわりに、これらの方々に、厚くお礼を申し上げ、感謝の意を表したい。

中高年者世帯における家計構造の変化

馬場紀子

I はじめに

この報告は、昭和48年10—11月にかけて静岡県掛川市で実施された「家計調査」と、その再調査として12年後の昭和60年10—11月に行われた「家計調査」の結果にもとづいて、雇用者世帯の中高年期における家計構造の変化を検討してみようとするものである。これらの家計調査は「中高年生活総合調査」（48年実施）および「高齢者生活総合調査」（59—60年実施）の一環として企画、実施されたもので、同一世帯における48年と60年の家計構造や世帯の状況に関する変化を見ることができる。また、家計調査の設計も48年、60年ともに通常の家計調査とは異なり、家計簿の工夫によって世帯としての家計の把握と同時に、世帯員個別の所得や消費が可能な限りもれなく把握されかつそれらが別々に分離できるようになっている。したがって、これらの特徴を生かして、同一世帯における加齢や家族形態等の変容に伴う家計構造

の変化を、とくに高年期の高齢者自身の所得、消費に焦点をあてながら検討してみたい。

方法は、分析軸を対象者（本調査では世帯員の最高世代の夫、夫がいない場合は妻を対象者と呼ぶ）の年齢および年齢と家族形態を組み合わせたものとし、それらによって作成したグループごとに加齢と時代の進行に伴う変化、さらに加齢と家族形態の変化の違いによる家計構造の差異を明らかにする。分析対象は60年の家計調査対象¹⁾のなかから、48年、60年ともに家計調査を実施しパネル分析が可能な35世帯とする。これらの世帯は表1に示したように、48年45—74歳であった対象者が60年には57—86歳となり、家族形態も48年C（夫婦のみの世帯）、N（夫婦と子どもからなる世帯）、CN（親夫婦、子夫婦と孫からなる世帯）タイプから60年C、CN、MN（母親、子夫婦と孫からなる世帯）タイプに変化する。このなかから加齢と家計構造の関係については、48年の年齢で3区分した各グループの小計総数を用い、加齢と家族形態の変化の違いによる家計構造の差異につ

表 1 年齢・家族形態別世帯数 (その 1)

昭和60年		C	CN	MN	総 数
昭和48年					
45 ~ 54	C	5	3	—	8
	N	3	1	—	4
	小 計	8	4	—	12
55 ~ 64	C	7	3	—	10
	N	3	—	1	4
	CN	—	3	1	4
	小 計	10	6	2	18
65 ~ 74	C	1	—	1	2
	CN	—	1	2	3
	小 計	1	1	3	5
総 数		19	11	5	35

表 2 年齢・家族形態別世帯数 (その 2)

昭和60年		核 家 族	三世代家族	総 数
昭和48年				
45 ~ 54	核 家 族	8	4	12
55 ~ 74	核 家 族	11	5	16
	三世代家族	—	7	7
総 数		19	16	35

いては、表 1 の年齢および家族形態を表 2 のように組み換えて作成した 5 グループによって見ることにする。なお、分析に際しては各グループごとの世帯数がきわめて少ないという限界がある。そこで家計構造のみでなく、家計に関連すると思われる世帯や対象者の諸状況もあわせて検討していきたい。

また、本分析対象も含めて今回の一連の調査結果については、60年の「家計調査」結果以外はすでにその詳細が発表されている²⁾。

II 年齢階級別、家計構造の変化

1. 世帯の概況

家計構造の分析に先立ち、世帯概況の主要な変化を世帯調査(48年、59年実施)と家計調査の付帯調査(48年、60年実施)結果³⁾から見ておきたい。

まず年齢階級区分のうち最も若い48年45—54歳、60年57—66歳グループ(以下では45—57グループと略称)は、すでに表 1 に示したように12世帯か

らなり、このうち家族形態がこの12年間まったく変化しない世帯はCタイプの5世帯のみで、他の7世帯はタイプ変化をしている。したがって、家族形態は48年12世帯すべてがCまたはNタイプの核家族であるのに対し、60年にはCタイプ8世帯、CNタイプ4世帯と核家族約67%、三世代家族約33%に変化する。これら12世帯の対象者夫の就業状態は、48年雇用11人、自営1人から59年雇用7人、無職5人と変化し、50歳代後半から60歳代前半の段階で職業からの引退が徐々に始まっていることが分かる。59年雇用7人の職種は経営・管理・専門的職業1人、事務的職業2人、技能職・熟練労働2人、単純労働2人で、その就業形態はパートタイム・日雇1人を除くといずれも常勤勤務者である。これらのなかには退職後再就職した人も3人含まれ、雇用者すべてが就業理由を生活維持または家計補助としている。対象者夫妻の健康状態は、48年、59年ともにほとんどの人が頑健またはふつうときわめて良好で、病弱者は48年妻1人、59年夫1人、妻1人と非常に少ない。また、住宅は48年1世帯が給与住宅であった以外は48年、59年ともにすべて持ち家である。

次に48年55—64歳、60年67—76歳グループ(以下55—67グループと略称)は18世帯からなり、その家族形態はCタイプ7、CNタイプ3と10世帯でこの12年間変化がなく、他の8世帯でタイプ変化が見られる。したがって、家族形態は48年C、Nタイプあわせて核家族約78%、CNタイプの三世代家族約22%であるのに対し、60年にはCタイプの核家族約56%、CN、MNタイプの三世代家族約44%となる。18世帯の対象者夫の就業状態は48年雇用17人、無職1人とほぼ全員が常勤勤務者であったが、59年には雇用3人を除くとすべて無職となり、60歳代後半から70歳代前半で職業からの引退が圧倒的に多くなることを示している。59年雇用3人の職種は技能職・熟練労働2人、不明1人で、就業形態も常勤勤務者1人、パートタイム・日雇2人と特殊技術をもつごく少数の高齢者が就業しているにすぎない。これら雇用者3人の就業理由はいきがい、健康によい、自分のこづかいを得るため等、45—57グループの雇用者に比べ

ると比較的自由度の大きい就業となっている。対象者夫妻の健康状態は48年、59年ともに大多数が頑健またはふつうと良好であるが、48年病弱者の夫3人、59年には臥床中の妻1人、病弱者の夫3人、妻1人と加齢による健康状態の悪化が一部に見られる。また、住宅は48年持ち家15世帯、公営借家1世帯、民営借家2世帯から、59年には持ち家17世帯、民営借家1世帯とほとんどが持ち家である。そのなかで59年民営借家に住む1世帯は、48年、59年ともに2室9畳の一戸建て民営借家に居住するCタイプの世帯である。

年齢的に最も高い48年65—74歳、60年77—86歳のグループ（以下65—77グループと略称）は、高齢のためわずかに5世帯で、その家族形態も12年間変化なしはC、CNタイプ各1世帯にすぎず、他の3世帯は48年C、CNから60年CN、MNタイプに変化している。5世帯の対象者夫の就業状態は、48年雇用4人、無職1人と60歳代後半から70歳代前半までは経営・管理・専門的職業2人、技能職・熟練労働2人の4人が常備勤務者として就業している。しかし、59年になると5人のうち3人は死亡し、残りの2人は無職となる。もちろん妻も全員無職である⁴⁾。対象者夫妻の健康状態は48年病弱者の妻2人、臥床中の夫2人から、59年には病弱者の夫1人、妻1人、死亡の夫3人となり、加齢が病弱者の夫の死につながると同時に、48年、59年いずれも他のグループに比べて健康状態の悪い人の割合が高い。住宅は48年公営借家1世帯以外は48年、59年ともにすべての世帯が持ち家である。

このように48年から11—12年間の変化は家族形態、就業状態、健康、住宅等各方面に見られ、それらが家計構造にさまざまな影響をおよぼすと考えられる。以下ではこれらの世帯概況をもとに、年齢階級別、家計構造の変化を見ることにする。

2. 実収入の変化

加齢と時代の進行に伴う実収入の変化を、各グループ別に48年と60年で比較すると表3、表4のようになる。このうち表3は世帯員全員の実収入を合計した1ヵ月1世帯当り実収入を、表4はそ

のなかから対象者夫妻分を取り出したものである。

1) 45—54歳から57—66歳に加齢するグループ

このグループは年齢的に最も若く、世帯実収入が1ヵ月当り48年約17万円、60年約46万円と名目で2.7倍、可処分所得でも実質⁵⁾にして約1.3倍に増加し、所得水準がやや上昇した。世帯の主な収入源は48年勤め先収入が約90%を占めたのに対し、60年には勤め先収入約58%と勤労所得が大幅に減少し、代わりに社会保障給付約27%、財産収入約5%と所得源泉が多様化してくる。これらの変化は世帯員の加齢と家族形態の変化によるもので、60年世帯の実収入のなかには三世代家族の子世代による勤労所得がかなり含まれる。

そこで、世帯実収入のなかから対象者夫妻分のみを取り出した表4を見ると、対象者の実収入は48年約17万円、60年約37万円と名目で2.2倍、実質で1.0倍と実質で見る限りこの12年間ほとんど変化していない。このことは中高年者の所得が、加齢に伴い名目では上昇しても実質では上昇が困難であることを示している。対象者の収入源は、48年対象者夫全員が就業していたことから、勤め先収入が実収入の約92%を占めたのに対し、60年には退職者の出現に伴って就業率は約60%となり勤め先収入の割合も半減、代わりに社会保障給付、財産収入の割合が増加する。しかし、60年50歳代後半から60歳代前半に位置する対象者は、人によって所得源泉や所得水準にかなり違いがあり、12世帯のうち対象者夫妻の主な収入源が勤め先収入で年金なし2世帯、年金で勤め先収入なし5世帯、勤め先収入と年金の2種類5世帯と職業の有無が所得源泉と密接にかかわり、それがまた所得水準に影響をおよぼしている。ちなみに対象者の主な収入源によって、それらがある世帯のみの平均金額を算出してみると、勤め先収入がある対象者（7世帯）の1世帯当り勤め先収入は約32万円であるのに対し、年金が主な収入源で勤め先収入のない対象者（5世帯）の1世帯当り年金は約17万円となり、両者のあいだに非常に大きな差がある。そのうえ勤め先収入がある対象者の半数弱は、就業の有無にかかわらず夫妻のいずれかまたは夫妻ともに年金を受給している。

また、対象者の収入源の1つに財産収入があるが、60年実収入の約6%を占めるにすぎず、かつ財産収入がある世帯も12世帯中4世帯ときわめて少ない。さらにこの財産収入を、他のグループで見てもこれ以上に少なく、対象者にとって財産収入がいかなる年齢においても経常的収入源になっていないことが分かる。このように45—57グループは、対象者によって所得水準や所得構造に大幅な違いがあるが、相対的には他の年齢階級グループに比べて勤め先収入、年金と2つの恒常的な所得源泉の存在が、対象者の所得を安定したものになっていると考えられる。

2) 55—64歳から67—76歳に加齢するグループ
次の55—67グループは、12年間の所得増加率が世帯実収入で名目約2.4倍、可処分所得で実質約

1.1倍と、所得水準の上昇が比較的小さい。世帯の主な収入源は48年勤め先収入中心から、60年勤め先収入と社会保障給付となり、対象者の加齢が社会保障給付の実収入に占める割合を大幅に増加させている。

そこで表4により対象者の所得変動に注目してみると、実収入は48年約12万円、60年約18万円とこの12年間に名目では約1.5倍に増加する。しかし、実質では逆に低下して60年が48年の約72%を占めるにすぎない。この対象者の実質所得の低下は退職による勤め先収入の減少が原因しており、48年18世帯中17世帯で勤め先収入があったのに対し、60年にはわずかに2世帯と12年間に退職者が急増しているためである。したがって、60年60歳代後半から70歳代前半に位置する対象者は、家族

表3 年齢階級別、世帯実収入の変化

グループ名	45—57グループ		55—67グループ		65—77グループ	
年次 年 齢	昭和48年 45~54	昭和60年 57~66	昭和48年 55~64	昭和60年 67~76	昭和48年 65~74	昭和60年 77~86
世帯数	12	12	18	18	5	5
平均世帯人員	2.5	3.3	3.0	3.7	4.2	4.6
実収入(A)	167,757	456,045	165,549	390,424	171,452	560,506
勤め先収入	150,225	262,300	134,948	213,452	109,714	401,187
事業・内職収入	4,462	1,629	4,528	2,283	4,075	8,748
その他の実収入	13,070	192,116	26,073	174,689	57,663	150,571
財産収入	1,018	21,430	1,600	2,815	12,642	3,050
社会保障給付	197	121,095	15,905	151,704	26,459	119,226
仕送り	0	0	0	0	3,333	2,500
受贈	11,277	39,724	7,020	18,077	12,944	20,752
その他	578	9,867	1,548	2,093	2,285	5,043
(再掲) 現物収入	13,568	35,037	9,917	21,748	13,031	26,822
可処分所得(B)	145,523	395,564	147,438	347,596	157,477	476,789
実収入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	89.5	57.5	81.5	54.7	64.0	71.6
事業・内職収入	2.7	0.4	2.7	0.6	2.4	1.6
その他の実収入	7.8	42.1	15.8	44.7	33.6	26.8
財産収入	0.6	4.7	1.0	0.7	7.4	0.5
社会保障給付	0.1	26.6	9.6	38.9	15.4	21.3
仕送り	0	0	0	0	1.9	0.4
受贈	6.7	8.7	4.2	4.6	7.6	3.7
その他	0.4	2.1	1.0	0.5	1.3	0.9
(再掲) 現物収入	8.1	7.7	6.0	5.6	7.6	4.8
可処分所得	86.7	86.7	89.1	89.0	91.8	85.1
A名目増加率(60/48)	—	2.72	—	2.36	—	3.27
B実質増加率(48/60)	—	1.28	—	1.11	—	1.42

表 4 年齢階級別、対象者実収入の変化

グループ名	45—57グループ		55—67グループ		65—77グループ	
年次 年 齢	昭和48年 45～54	昭和60年 57～66	昭和48年 55～64	昭和60年 67～76	昭和48年 65～74	昭和60年 77～86
実収入(A)	166,539	368,873	121,020	183,715	62,863	130,110
勤め先収入	150,225	186,813	94,249	12,680	15,425	0
夫	131,796	164,907	79,511	12,680	15,425	0
妻	18,429	21,906	14,738	0	0	0
事業・内職収入	4,462	1,629	4,528	2,283	0	0
その他の実収入	11,852	180,431	22,243	168,666	47,438	130,110
財産収入	—	21,430	—	2,815	—	3,050
社会保障給付	197	121,095	15,905	151,704	26,459	118,183
夫	—	96,901	—	117,943	—	49,941
妻	—	24,194	—	33,761	—	68,242
実収入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	91.6	50.6	77.9	6.9	24.5	0
夫	80.4	44.7	65.7	6.9	24.5	0
妻	11.2	5.9	12.2	0	0	0
事業・内職収入	1.2	0.5	3.7	1.2	0	0
その他の実収入	7.2	48.9	18.4	91.9	75.5	100.0
財産収入	—	5.8	—	1.5	—	2.3
社会保障給付	0.1	32.8	13.1	82.6	42.1	90.9
夫	—	26.3	—	64.2	—	38.4
妻	—	6.5	—	18.4	—	52.5
A名目増加率 ⁽⁶⁰⁾	—	2.21	—	1.52	—	2.07
A実質増加率 ⁽⁴⁸⁾	—	1.04	—	0.72	—	0.97

(注) 1. 対象者の実収入は、世帯実収入から対象者夫妻分を取り出したものである。
 2. その他の実収入については、財産所得と社会保障給付のみを取り出した。

形態のいかんにかかわらず、そのほとんどが年金を主な収入源とし、就労収入のある世帯は夫の勤め先収入あり2、夫妻の事業・内職収入あり1の3世帯にすぎない。これらの3世帯は前者が1世帯当たり約12万円の勤め先収入を、後者は約4万円の事業・内職収入があり、48年、60年ともにいずれもCタイプである。このようにこの年齢になると、対象者の主な収入源はほとんど年金のみとなり、その水準が対象者の生活を左右すると同時に、経済的自立の可能性をめぐって居住形態にまで影響をおよぼすと考えられる。

3) 65—74歳から77—86歳に加齢するグループ年齢的に最も高い65—77グループは、世帯数が5世帯と少ないのでその点を考慮に入れなければならないが、12年間に世帯実収入は名目で約3.3倍、可処分所得も実質約1.4倍に増加し、世帯の所得水準は3グループのなかで最高の伸びを示している。この背景には5世帯中4世帯が三世代家

族であることから、子世代の勤め先収入の増加が大きく貢献していると同時に、対象者の社会保障給付の増加も影響している。世帯の主な収入源は48年、60年ともに勤め先収入と社会保障給付であり、これらの水準が世帯の所得水準を左右することが分かる。

また、対象者の実収入は表4のように、名目では12年間に約2.1倍に増加するものの、実質では逆に低下して60年は48年の約97%を占めるにすぎない。しかし、これらは1世帯当りの数値であり、家族形態によっては夫妻2人分、妻1人分が合計された平均値である。したがって、60年5世帯中3世帯がMNタイプで妻1人分の所得であること、さらにこの5世帯の対象者の実収入は、最小値約5万円、最大値約28万円と非常にばらつきが大きいこと等を考慮すると、一概に平均値で所得水準を見ることは世帯数が少ないだけに危険である。

対象者の主な収入源は、48年勤め先収入と年金

から60年には年金のみとなり、70歳代後半から80歳代前半の対象者にとっても年金が経済的に依存できる唯一の収入源であることが分かる。さらにこのグループでは、収入源の1つとして別居子からの仕送りが48年、60年ともにわずかながら見られ、他のグループとは異なる傾向を示している。仕送りのある世帯は48年、60年ともに同一世帯でいずれも1ヵ月2万円弱の少額である⁶⁾。このように70歳代後半から80歳代前半になると対象者のすべてが年金を主な収入源としながら、その金額は人によってかなり違いがあり、安定した年金収入がある対象者は48年、60年ともにCタイプを維持している。しかし、他のCN、MNタイプの対象者は必ずしも経済的に独立できるだけの十分な所得があるとはいえない。

3. 実支出と黒字の変化

上述の実収入の変化に対応して、世帯の実支出および対象者の消費支出の変化を見ると表5、表6のようになる。このうち表5は実収入の場合と同様、世帯員全員の実支出を合計した1ヵ月1世帯当りの金額であり、表6はそのなかから対象者夫妻分の消費支出を取り出し、それを1人当りにしたものである。ここで対象者の消費支出のみ1人当りにしたのは、グループによっては家族形態の違いにより対象者が2人の場合と1人の場合があるので、便宜上比較を容易にするため対象者1人当りの平均値を算出した。なお、家計調査では世帯員個別の支出については誰用かを家計簿に区別して記入し、複数で消費したものについては消費した人が分かるようになっている。したがって、

表5 年齢階級別、世帯実支出の変化

グループ名		45—57グループ		55—67グループ		65—77グループ	
年	次	昭和48年	昭和60年	昭和48年	昭和60年	昭和48年	昭和60年
年	齢	45～54	57～66	55～64	67～76	65～74	77～86
世帯数		12	12	18	18	5	5
平均世帯人員		2.5	3.3	3.0	3.7	4.2	4.6
消費支出(C)		116,763	286,277	116,591	278,737	117,444	391,631
食料費		39,632	93,581	38,625	90,933	46,537	116,143
住居費		5,377	20,753	7,613	11,313	3,282	48,061
光熱費		3,783	10,800	3,836	13,750	4,025	15,857
被服費		7,009	29,817	14,482	20,870	11,326	42,934
保健・医療費		5,707	16,243	9,596	18,545	8,879	11,485
雑費		55,255	115,983	42,439	123,326	43,395	157,151
教養娯楽費		5,680	22,959	9,717	35,359	14,706	38,567
交通通信費		6,179	17,493	7,680	19,123	7,564	18,115
交際費		16,308	25,776	12,972	23,050	9,950	23,314
消費支出		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費		33.9	32.7	33.1	32.6	39.6	29.7
住居費		4.6	7.2	6.5	4.1	2.8	12.3
光熱費		3.2	3.8	3.3	4.9	3.4	4.0
被服費		6.0	10.4	12.4	7.5	9.6	11.0
保健・医療費		4.9	5.7	8.2	6.7	7.6	2.9
雑費		47.4	40.2	36.5	44.2	37.0	40.1
教養娯楽費		4.9	8.0	8.3	12.7	12.5	9.8
交通通信費		5.3	6.1	6.6	6.9	6.4	4.6
交際費		14.0	9.0	11.1	8.3	8.5	6.0
C名目増加率(60/48)		—	2.45	—	2.39	—	3.33
C実質増加率(48/60)		—	1.15	—	1.12	—	1.57
非消費支出(a)		22,434	60,481	18,111	42,828	13,975	83,717
(a)/実収入		13.4	13.3	10.9	11.0	8.2	14.9
平均消費性向		80.2	72.4	79.1	80.2	74.6	82.1

表6 年齢階級別、対象者消費支出の変化

グループ名		45—57グループ		55—67グループ		65—77グループ	
年次	年齢	昭和48年 45～54	昭和60年 57～66	昭和48年 55～64	昭和60年 67～76	昭和48年 65～74	昭和60年 77～86
消費支出(C)		51,844	105,052	41,612	81,342	25,486	60,556
食料費		16,949	29,659	13,830	26,000	10,257	20,166
住居費		2,355	7,501	3,067	4,690	1,026	11,516
光熱費		1,583	3,395	1,539	4,316	1,125	3,548
被服費		2,973	12,095	4,511	4,020	2,952	4,961
保健・医療費		2,640	5,650	2,579	7,782	2,768	3,326
雑費		25,344	46,752	16,086	34,534	7,358	17,039
教養娯楽費		2,358	8,832	3,358	9,589	1,169	4,090
交通通信費		2,953	7,810	3,023	5,748	2,279	3,417
交際費		7,729	10,584	5,426	10,826	2,789	5,808
消費支出		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費		32.7	28.2	33.2	32.0	40.2	33.3
住居費		4.5	7.1	7.4	5.8	4.0	19.0
光熱費		3.1	3.3	3.7	5.3	4.4	5.9
被服費		5.7	11.5	10.8	4.9	11.6	8.2
保健・医療費		5.1	5.4	6.2	9.6	10.9	5.5
雑費		48.9	44.5	38.7	42.4	28.9	28.1
教養娯楽費		4.5	8.4	8.1	11.8	4.6	6.8
交通通信費		5.7	7.4	7.3	7.1	8.9	5.6
交際費		14.9	10.1	13.0	13.3	10.9	9.6
C名目増加率 ⁽⁶⁰⁾		—	2.03	—	1.95	—	2.38
C実質増加率 ⁽⁴⁸⁾		—	0.95	—	0.92	—	1.12

(注) 対象者の消費支出は、世帯消費支出のなかから対象者分を取り出し、それを1人当りにしたものである。

集計の場合も個人別の消費支出が算出されており、それによって対象者分を個別に取り出すことができる。

1) 45—54歳から57—66歳に加齢するグループ

このグループは世帯の実質可処分所得の上昇を受けて、消費支出もまた12年間に名目で約2.5倍、実質でも約1.2倍に上昇している。消費構造は48年に比べると、60年には食料費、雑費の消費支出に占める割合が低下し、被服費、住居費等の費目でやや割合が上昇する。このうち住居費に関しては、60年すべての世帯が持ち家であることから、被服費、教養娯楽費等とともに選択的性格の支出が増加していると考えられる。

次にこのなかから対象者分を取り出した表6によると、対象者1人当りの消費支出は48年約5万円、60年約11万円と名目では約2倍に増加する。しかし、実質では逆に低下し60年は48年の約95%を占めるにすぎない。この実質消費支出の低下は

費目のなかでは食料費、交際費等の実質金額の低下につながっているが、おそらく家族形態の変化から子世代との同居による家計の共通経費の1人当たり費用の減少によるものであろう。実収入がほとんど増加しなかった対象者は、消費支出もそれに応じて伸び悩んでいるものの、安定した収入源に支えられて、消費構造は60年エンゲル係数の低下、住居費、被服費、教養娯楽費、交通通信費など選択的費目の割合上昇と、加齢に伴いゆとりにつながる消費の方向へと進んでいる。

さらに、世帯の非消費支出は、48年、60年ともに実収入の約13%を占めて割合ではほとんど変化しないが、実質金額では約1.3倍の上昇と負担が増加している。

また、平均消費性向は48年80.2%から60年72.4%に低下し、黒字率が逆に上昇していることを示している。黒字の主な内容は、48年貯金純増中心から、60年になると貯金純増、保険純増、住宅

ローン返済による借金純減など契約的・義務的貯蓄の割合が増加してくる。なお、このグループの住宅ローン返済世帯は、48年2世帯、60年3世帯でそれぞれ返済世帯の平均1世帯当り返済額は約1万円と3万円である。

2) 55—64歳から67—76歳に加齢するグループ
第2のこのグループは、世帯の消費支出が12年間に名目で約2.4倍、実質では約1.1倍と、実質可処分所得の増加に対応したわずかな消費水準の上昇を示すにすぎない。消費構造は60年食料費、住居費、被服費等の割合が低下し、逆に教養娯楽費など雑費の割合がかなり上昇している。このうち住居費の低下については、借家居住世帯が48年3世帯から60年1世帯のみとなったことも原因していると思われる。

対象者の消費支出は、45—57グループに比べると48年、60年ともにかなり低いが、約4万円から約8万円と12年間に名目でおおよそ2倍に増加する。しかし、実質消費支出は逆に低下して60年は48年の約92%を占めるにすぎない。この実質低下はほとんどの対象者が、48年から60年にかけて主な収入源が勤め先収入から社会保障給付へと変化し、それによる実質所得の低下が消費に影響したものと考えられる。また、この実質消費支出の低下は、食料費、住居費、被服費、交通通信費等多くの費目で実質金額の低下につながっており、対象者の生活費全般におよんでいることが分かる。消費構造は光熱費、保健・医療費、教養娯楽費、交際費など概して高齢者にとって社会的に支出が必要と思われる費目の割合が上昇し、食料費、住居費、被服費等私的性格をもつ費目の割合が低下している。所得水準の実質低下による生活費への影響はかなり切実なものといつてよいであろう。

さらに、世帯の非消費支出は48年、60年ともに実収入の約11%を占め、名目金額では上昇しているが実質金額および実収入に占める割合ではほとんど変化は見られない。

また、平均消費性向も48年、60年いずれも約80%と数字的には変化がなく、可処分所得の約20%が黒字となっている。しかし、その内容は48年貯金純増を主に若干の保険純増が加わったのに対し、

60年には保険純増を主に若干の貯金純増となり、貯蓄が義務的・契約的なもの中心へと変化している。そのなかで住宅ローン返済等による借金純減は割合としては非常に小さいが、48年、60年ともにローン返済世帯が3世帯あり、それぞれ返済世帯のみの1世帯当り平均返済額は48年約1.5万円、60年約3万円である。これらの世帯は45—57グループの場合も同様、家族形態ではCNまたはMNタイプの三世代家族がほとんどである。

3) 65—74歳から77—86歳に加齢するグループ
最高年齢層のこのグループは、世帯の所得水準の上昇と世帯人員の微増により、世帯消費支出もこの12年間に名目で約3.3倍、実質でも約1.6倍と3グループ中最高の消費水準の上昇を示す。しかし、世帯数がわずか5世帯であるため、ある世帯で特別高額の支出項目があると、その影響が強くてグループの消費水準を押し上げることになる。例えば、世帯の消費構造でエンゲル係数の顕著な低下と住居費の大幅な上昇が見られるが、この住居費はある世帯で高額の工事その他に関するサービスの支出をしていること、また別の2世帯で高額の家具を購入していること等によるものである。したがって、このような特別の支出によって消費支出が増加している場合、世帯数が少ないだけに注意を要する。

同様のことは対象者についてもいえ、対象者の消費支出が名目で約2.4倍、実質でも約1.1倍と上昇し、一見、消費水準の上昇のように思える。しかし、その内容は三世代家族における家具や住宅の設備修繕など家計の共通経費の支出増加を世帯員に均等配分しているためで、必ずしも対象者独自の理由による消費支出の増加ではない。また、対象者の費目別支出金額は、48年に比べて60年食料費、被服費、保健・医療費、交通通信費、交際費等で実質低下が見られ、消費水準の上昇とは裏腹にかなりの費目で実質的に支出が小さくなっているのである。60年70歳代後半から80歳代前半に位置する対象者は、1人当りの消費支出がこのように共通経費による膨張を含んでもなお約6万円と他のグループに比べると最小で、これには高齢、実質所得の低下、ほとんどが三世代という家族形

態等が影響していると思われる。

世帯の非消費支出は、48年実収入の8.2%から60年14.9%へと大幅に増加しており、その原因は家族形態の変化による子世代との同居と、それに伴う世帯の所得の上昇によるものであろう。

また、平均消費性向は48年約75%から60年約82%に上昇し、黒字率が低下している。しかし、この黒字率の低下は、前述の消費支出における特別支出の影響によって一時的な消費の膨張からきたものと思われる。黒字の主な内容は48年保険純増、住宅ローンや月賦等の返済による借金純減から、60年保険純増、貯金純増、住宅ローン返済による借金純減と、いずれも契約的・義務的貯蓄中心でそれほど大きな違いはない。このグループの住宅ローン返済世帯は、48年1世帯、60年2世帯でその返済金額を返済世帯のみで見ると、1世帯当たりそれぞれ約3.6万円、約6万円とかなり高額である。また、家族形態はいずれもCN、MNの三世代家族となっている。

以上、対象者の加齢に伴う家計構造の変化を年齢階級別に分析し、世帯や対象者の所得、消費が年齢と密接にかかわっていることを見てきた。またその際、年齢と同時に家族形態の変化の影響も見逃すことができず、家族形態と世帯や対象者の所得、消費の間にも何らかの関連が見出せるように思われた。そこで、以下では年齢と家族形態の変化を組み合わせた年齢階級別、家族形態別家計構造の変化を検討する。

Ⅲ 年齢階級別、家族形態別家計構造の変化

ここでの分析軸はすでに表2に示したように、48年の対象者の年齢を2つに区分し、それぞれのなかで48年から60年の家族形態の変化により5つのグループを作成した。すなわち、48年45—54歳の対象者が60年57—66歳に加齢する場合、家族形態の変化が核家族から核家族へ変化するもの（以下45核—57核と略称）8世帯、核家族から三世代家族へ変化するもの（以下45核—57三世代）4世帯、次に48年55—74歳の対象者が60年67—86歳に加齢する場合、核家族から核家族へ変化するもの

（以下55核—67核）11世帯、核家族から三世代家族へ変化するもの（以下55核—67三世代）5世帯、三世代家族から三世代家族へ変化するもの（以下55三世代—67三世代）7世帯である。

1. 実収入の変化

1) 45—54歳から57—66歳に加齢する場合

表7、表8は同じ年齢階級でも、加齢に伴う家族形態の変化の違いにより実収入の変化がどのように相違するかを見たものである。2つのグループは年齢的に若いこともあって、12年間に世帯の実収入が名目で増加するばかりでなく、可処分所得も実質で45核—57核グループ約1.1倍、45核—57三世代グループ約1.6倍と増加し、両グループ

表7 年齢階級別、家族形態別、世帯実収入の変化
(昭和48年45—54歳—昭和60年57—66歳)

グループ名	45核—57核		45核—57三世代	
	昭和48年 核家族	昭和60年 核家族	昭和48年 核家族	昭和60年 三世代
年次				
家族形態				
世帯数	8	8	4	4
平均世帯人員	2.6	2.0	2.3	6.0
実収入(A)	183,808	424,640	146,906	518,855
勤め先収入	165,297	225,978	131,333	334,942
事業・内職収入	4,488	2,444	4,410	0
その他の実収入	14,023	196,218	11,163	183,913
財産収入	1,527	32,145	0	0
社会保障給付	0	113,371	591	136,544
仕送り	0	0	0	0
受贈	11,689	35,977	10,452	47,219
その他	807	14,725	120	150
(再掲)現物収入	14,891	41,996	10,923	21,119
可処分所得(B)	157,706	363,080	131,808	460,532
実収入	100.0	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	89.9	53.2	89.4	64.6
事業・内職収入	2.5	0.6	3.0	0
その他の実収入	7.6	46.2	7.6	35.4
財産収入	0.8	7.6	0	0
社会保障給付	0	26.7	0.4	26.3
仕送り	0	0	0	0
受贈	6.4	8.5	7.1	9.1
その他	0.4	3.4	0.1	0
(再掲)現物収入	8.1	9.9	7.4	4.1
可処分所得	85.8	85.5	89.7	88.8
A名目増加率(60/48)	—	2.31	—	3.53
B実質増加率(48/60)	—	1.08	—	1.64

表 8 年齢階級別、家族形態別、対象者実収入の変化（昭和48年45～54歳—昭和60年57～66歳）

グループ名	45核—57核		45核—57三世代	
	昭和48年 核家族	昭和60年 核家族	昭和48年 核家族	昭和60年 三世代 家族
年 次				
家 族 形 態				
実 収 入 (A)	182,666	424,640	134,607	257,342
勤 め 先 収 入	165,297	225,978	120,083	108,483
夫	145,516	193,119	104,356	108,483
妻	19,781	32,859	15,727	0
事業・内職収入	4,488	2,444	4,410	0
その他の実収入	12,881	196,218	10,114	148,859
財 産 収 入	—	32,145	—	0
社会保障給付	0	113,371	591	136,544
夫	—	92,375	—	105,954
妻	—	20,996	—	30,590
実 収 入	100.0	100.0	100.0	100.0
勤 め 先 収 入	90.5	53.2	89.2	42.2
夫	79.7	45.5	77.5	42.2
妻	10.8	7.7	11.7	0
事業・内職収入	2.5	0.6	3.3	0
その他の実収入	7.0	46.2	7.5	57.8
財 産 収 入	0	7.6	0	0
社会保障給付	0	26.7	0.4	53.1
夫	—	21.8	—	41.2
妻	—	4.9	—	11.9
A名目増加率(60)	—	2.32	—	1.91
A実質増加率(48)	—	1.09	—	0.90

(注) 表4に同じ。

の間では核家族から三世代家族に変化する場合に子世代の存在により所得水準の上昇が大きくなる。世帯の主な収入源は両グループ共通に48年勤め先収入中心から、60年勤め先収入を主に社会保障給付もプラスされる。

次に対象者の実収入は、表8のように2つのグループで実収入金額およびその内部構造に差が見られる。すなわち、45核—57核グループはすでに48年の実収入が高いばかりでなく、12年間の実収入増加率も実質で約1.1倍と加齢にかかわらず所得がわずかながら増加する。この増加は主な収入源が48年勤め先収入から、60年勤め先収入と社会保障給付に変化するものの、それらを合計した金額が実質的に低下していないことによるものである。他方、45核—57三世代グループは60年、実収入が実質で48年の約90%に低下し、その原因は主な収入源が48年勤め先収入から、60年社会保障給

付に変化するためである。さらに60年には社会保障給付のほかに勤め先収入も追加されるが、その金額は45核—57核グループの勤め先収入に比べると半分以上と低く、そのことが両グループの対象者実収入の差につながっている。したがって、この2つのグループは同じ年齢階級で主要な所得源泉も勤め先収入、年金と同じでありながら、勤め先収入の水準に差があることが家族形態の変化に影響をおよぼしているように思われる。高齢者の核家族の継続を可能にする1つの要素は、勤め先収入を中心に安定した経常収入が確保されているということであろう。

2) 55—74歳から67—86歳に加齢する場合

表9、表10はさらに年齢が上昇した段階での家族形態の変化の違いによる差異を見たものである。世帯の実収入は3つのグループそれぞれに、この12年間名目では約1.4—3.8倍に増加する。しかし、実質可処分所得は家族形態の変化のしかたによって異なり、55核—67三世代、55三世代—67三世代グループのように三世代家族に変化する場合に約1.5—1.7倍に増加するが、55核—67核グループのように核家族のまま加齢する場合は60年で逆に低下し、48年の約72%を占めるにすぎない。また、世帯の主な収入源も55核—67核グループでは48年勤め先収入から60年社会保障給付へと変化するのに対し、55核—67三世代、55三世代—67三世代グループは48年、60年ともに勤め先収入中心で、社会保障給付は補助的役割を果たしているにすぎない。

次に対象者の実収入は、前述の年齢的に若い2つのグループに比べると、55三世代—67三世代以外は高齢であるがゆえに名目増加率が相対的に低く、実質では大幅低下する。とくに家族形態が核家族から三世代家族に変化する55核—67三世代グループは、対象者の実質実収入が12年前の約50%に低下し、核家族のまま加齢する55核—67核グループも12年前の約76%を占めるにすぎない。これらの対象者は年齢的に就業者がきわめて少なく、主な収入源が48年の勤め先収入から60年社会保障給付に変化したとき、その大きさによって所得に差が生じ、それが家族形態の変化にも関連してい

るように思われる。ちなみに3グループの社会保障給付のみを比較してみると、48年、60年ともに55核—67核、55核—67三世代、55三世代—67三世代の順で小さくなっており、家族形態と年金の関係が非常に密接である。また、3グループのうち実収入が実質増加した55三世代—67三世代グループは、主な収入源が48年勤め先収入と社会保障給付から60年社会保障給付に変化したうえでの増加である。

さらに、このなかで55核—67核グループは、家族形態が核家族のまま加齢する点で前述の年齢的に若い45核—57核グループと同様である。そこで家族形態から見て核家族のまま加齢する場合の年齢による実収入の違いを見ることができる。両者

の相違点は主な収入源が同じように勤め先収入と社会保障給付でありながら、そのどちらがより主であるかによって実収入の大きさに差をもたらしている。すなわち2つのグループの間では、最も主な収入源が45核—57核グループの場合、48年、60年ともに勤め先収入であるのに対し、55核—67核グループでは48年勤め先収入、60年社会保障給付と変化し、そのことが年齢的に若い45核—57核グループの所得水準の上昇、経済的安定につながっている。

2. 実支出の変化

1) 45—54歳から57—66歳に加齢する場合

上記の実収入の変化に対応した実支出の変化は、

表9 年齢階級別、家族形態別、世帯実収入の変化
(昭和48年55—74歳—昭和60年67—86歳)

グループ名	55核—67核		55核—67三世代		55三世代—67三世代	
	昭和48年 核家族	昭和60年 核家族	昭和48年 核家族	昭和60年 三世代家族	昭和48年 三世代家族	昭和60年 三世代家族
世帯数	11	11	5	5	7	7
平均世帯人員	2.3	2.0	2.2	5.8	5.6	5.6
実収入(A)	156,911	224,588	152,797	577,649	192,447	638,779
勤め先収入	118,418	20,749	104,997	418,612	164,293	503,822
事業・内職収入	4,007	3,736	4,500	0	5,043	6,249
その他の実収入	34,486	200,103	43,300	159,037	23,111	128,708
財産収入	3,784	2,630	6,750	2,000	2,376	3,857
社会保障給付	21,356	178,450	20,618	136,419	11,512	97,394
仕送り	0	0	3,333	2,500	0	0
受贈	6,123	17,784	12,036	14,628	9,077	22,913
その他	3,223	1,239	563	3,490	146	4,544
(再掲)現物収入	8,450	19,005	11,754	17,738	13,135	32,547
可処分所得(B)	140,792	213,862	137,410	482,553	172,213	553,633
実収入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	75.5	9.2	68.7	72.5	85.4	78.9
事業・内職収入	2.5	1.7	2.9	0	2.6	1.0
その他の実収入	22.0	89.1	28.4	27.5	12.0	20.1
財産収入	2.4	1.2	4.4	0.4	0	0
社会保障給付	13.6	79.4	13.5	23.6	6.0	15.2
仕送り	0	0	2.2	0.4	0	0
受贈	3.9	7.9	7.9	2.5	4.7	3.6
その他	2.1	0.6	0.4	0.6	0.1	0.7
(再掲)現物収入	5.4	8.5	7.7	3.1	6.8	5.1
可処分所得	89.7	95.2	89.9	83.5	89.5	86.7
A名目増加率 $\left(\frac{60}{48}\right)$	—	1.43	—	3.78	—	3.32
B実質増加率 $\left(\frac{60}{48}\right)$	—	0.72	—	1.65	—	1.51

表 10 年齢階級別、家族形態別、対象者実収入の変化
(昭和48年55～74歳—昭和60年67～86歳)

グループ名	55核—67核		55核—67三世代		55三世代—67三世代	
年次 家族形態	昭和48年 核家族	昭和60年 核家族	昭和48年 核家族	昭和60年 三世代家族	昭和48年 三世代家族	昭和60年 三世代家族
実収入(A)	139,314	224,588	142,187	151,830	43,224	103,973
勤め先収入	102,082	20,749	94,997	0	25,100	0
夫	92,412	20,749	80,097	0	13,043	0
妻	9,670	0	14,900	0	12,057	0
事業・内職収入	4,007	3,736	4,500	0	2,133	0
その他の実収入	33,225	200,103	42,690	151,830	15,991	103,973
財産収入	—	2,630	—	2,000	—	3,857
社会保障給付	21,356	178,450	20,618	136,419	11,512	96,649
夫	—	154,001	—	100,293	—	25,314
妻	—	24,449	—	36,126	—	71,335
実収入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	73.3	9.2	66.8	0	58.1	0
夫	66.3	9.2	56.3	0	30.2	0
妻	7.0	0	10.5	0	27.9	0
事業・内職収入	2.9	1.7	3.2	0	4.9	0
その他の実収入	23.8	89.1	30.0	100.0	37.0	100.0
財産収入	—	1.2	—	1.3	—	3.7
社会保障給付	15.3	79.5	14.5	89.8	26.6	93.0
夫	—	68.6	—	66.1	—	24.4
妻	—	10.9	—	23.7	—	68.6
A名目増加率 ⁽⁶⁰⁾	—	1.61	—	1.07	—	2.41
A実質増加率 ⁽⁴⁸⁾	—	0.76	—	0.50	—	1.13

(注) 表4に同じ。

表11、表12のようになる。2つのグループは、それぞれ実質可処分所得の増加により世帯消費支出も増加するが、その増加率は実質にすると実質可処分所得をやや下回る。消費構造は45核—57核グループの場合、エンゲル係数の大幅な低下、被服費、住居費、教養娯楽費などの選択的費目の割合上昇と、ゆとりある消費生活を営んでいるように思われる。それに対し45核—57三世代グループはエンゲル係数が異常に高いが、これは4世帯のなかの1世帯が子世代の消費支出のうち食料費、光熱費など対象世代との共通経費の部分しか含まれていないというデータ上の問題が存在するためである。

次に対象者の消費支出は表12のように、両グループのうち45核—57核では消費支出の実質増加率が約1.2倍と実収入のそれを上回って増加し、消費構造も被服費、住居費、教養娯楽費等で消費支出に占める割合が大きく上昇している。他方、45

核—57三世代は実質実収入がかなり低下していることもあって、60年の消費支出が実質で48年の約54%と大幅に減少し、消費構造も食料費、光熱費の割合上昇、住居費、被服費、雑費の割合低下とかなり厳しい状況に置かれている。したがって48年、60年それぞれの消費支出を両グループで比較すると、48年ではほとんど差がないのに対し、60年は45核—57三世代が45核—57核の約半額にすぎない。

2) 55—74歳から67—86歳に加齢する場合

年齢的にもう少し上の段階の変化を見たのが表13、表14である。3グループのうち世帯の消費支出が実質で上昇するのは、実質可処分所得が増加した55核—67三世代、55三世代—67三世代のみで、実質可処分所得が低下した55核—67核では60年の消費支出が48年の約82%とかなり減少している。そのため消費構造も核家族のまま加齢する場合、被服費を中心に住居費、交通通信費等で消費支出

表 11 年齢階級別、家族形態別、世帯実支出の変化
(昭和48年45～54歳—昭和60年57～66歳)

グループ名	45核—57核		45核—57三世代	
	昭和48年 核家族	昭和60年 核家族	昭和48年 核家族	昭和60年 三世代 家族
年 次				
家族形態				
世帯数	8	8	4	4
平均世帯人員	2.6	2.0	2.3	6.0
消費支出(C)	117,873	252,180	114,543	354,350
食料費	42,770	65,102	33,358	150,418
住居費	4,257	20,599	7,616	21,060
光熱費	3,710	7,106	3,928	18,190
被服費	6,737	33,475	7,552	34,564
保健・医療費	5,058	11,647	7,004	26,459
雑費	55,341	114,251	55,085	103,659
教養娯楽費	6,207	18,375	4,627	32,128
交通通信費	5,551	19,375	7,435	13,008
交際費	12,013	23,205	24,899	31,667
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	36.3	25.8	29.1	42.4
住居費	3.6	8.2	6.7	5.9
光熱費	3.1	2.8	3.4	5.1
被服費	5.7	13.3	6.6	9.8
保健・医療費	4.3	4.6	6.1	7.5
雑費	47.0	45.3	48.1	29.3
教養娯楽費	5.3	7.3	4.0	9.1
交通通信費	4.7	7.8	6.5	3.7
交際費	10.2	9.2	21.7	8.9
C名目増加率(60/48)	—	2.14	—	3.09
C実質増加率(48/60)	—	1.01	—	1.45
非消費支出(a)	26,102	61,560	15,098	58,323
(a)/実収入	14.2	14.5	10.3	11.2
平均消費性向	74.7	69.5	86.9	76.9

に占める割合が低下し、保健・医療費、光熱費など必需的費目で上昇している。

他方、対象者の消費支出は表14のように、名目では3グループともかなり上昇するが、実質ではグループによって変化が異なり、対象者の実質実収入にはほぼ対応した変動をする。すなわち、対象者の実収入が実質で上昇した55三世代—67三世代は消費支出も実質で約1.5倍に増加するが、逆に低下した55核—67核、55核—67三世代は消費支出もそれぞれ60年が48年の約99%、58%と、とくに核家族から三世代家族に変化した対象者の低下が著しい。さらに、48年、60年の消費支出をそれぞれ家族形態の違いにより比較してみると、核家

表 12 年齢階級別、家族形態別、対象者消費支出の変化(昭和48年45～54歳—昭和60年57～66歳)

グループ名	45核—57核		45核—57三世代	
	昭和48年 核家族	昭和60年 核家族	昭和48年 核家族	昭和60年 三世代 家族
年 次				
家族形態				
消費支出(C)	50,375	126,090	54,783	62,974
食料費	17,725	32,551	15,397	23,876
住居費	1,701	10,300	3,662	1,903
光熱費	1,481	3,553	1,787	3,077
被服費	2,740	16,738	3,440	2,812
保健・医療費	2,284	5,823	3,552	5,304
雑費	24,444	57,125	27,145	26,002
教養娯楽費	2,408	9,188	2,259	8,122
交通通信費	2,712	9,688	3,436	3,693
交際費	5,390	23,205	12,408	8,548
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	35.2	25.8	28.1	37.9
住居費	3.4	8.2	6.7	3.0
光熱費	2.9	2.8	3.3	4.9
被服費	5.4	13.3	6.3	4.5
保健・医療費	4.5	4.6	6.1	8.4
雑費	47.0	45.3	49.5	41.3
教養娯楽費	5.3	7.3	4.1	12.9
交通通信費	4.7	7.8	6.3	5.9
交際費	10.2	9.2	22.6	13.6
C名目増加率(60/48)	—	2.50	—	1.15
C実質増加率(48/60)	—	1.18	—	0.54

(注) 表6に同じ。

族と三世代家族の差が48年に比べて60年で小さくなっており、三世代家族の対象者は年金水準の上昇により、個人的には比較的ゆとりのある消費生活をしているのではないと思われる。

以上、加齢と家族形態の変化に伴う家計構造の変化の概要を、対象者の年齢階級別に検討してきたが、対象者の所得や消費は加齢によって変化するのみでなく、家族形態の変化も深くかかわっていることがある程度明らかになったように思われる。

IV おわりに

雇用者世帯における中高年期の家計構造の変化を、加齢や家族形態の変化に注目しながら、昭和48年と60年のパネル調査結果から検討してきた。それらは以下のように要約することができる。

表 13 年齢階級別、家族形態別、世帯実支出の変化
(昭和48年55～74歳—昭和60年67～86歳)

グループ名	55核—67核		55核—67三世代		55三世代—67三世代	
年次 家族形態	昭和48年 核家族	昭和60年 核家族	昭和48年 核家族	昭和60年 三世代家族	昭和48年 三世代家族	昭和60年 三世代家族
世帯数	11	11	5	5	7	7
平均世帯人員	2.3	2.0	2.2	5.8	5.6	5.6
消費支出(C)	103,933	181,730	112,590	434,527	139,949	405,506
食料費	32,251	54,880	33,234	144,919	58,143	129,410
住居費	8,661	13,970	6,779	13,600	3,468	31,753
光熱費	3,913	9,936	4,233	18,511	3,566	17,848
被服費	16,353	9,997	10,743	34,320	11,959	44,453
保健・医療費	5,674	16,483	7,174	25,414	16,976	19,384
雑費	37,081	76,461	50,427	197,762	45,837	162,658
教養娯楽費	9,779	18,785	7,939	7,053	14,455	43,290
交通通信費	7,744	11,750	10,759	34,304	5,297	19,145
交際費	12,669	24,125	11,955	27,632	9,159	18,277
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	31.0	30.2	29.5	33.4	41.5	31.9
住居費	8.3	7.7	6.0	3.1	2.5	7.8
光熱費	3.8	5.5	3.8	4.3	2.5	4.4
被服費	15.7	5.5	9.5	7.9	8.6	11.0
保健・医療費	5.5	9.1	6.4	5.8	12.1	4.8
雑費	35.7	42.0	44.8	45.5	32.8	40.1
教養娯楽費	9.4	10.3	7.1	15.4	10.3	10.7
交通通信費	7.5	6.5	9.6	7.9	3.8	4.7
交際費	12.2	13.3	10.1	6.4	6.5	4.5
C名目増加率 ⁽⁶⁰⁾	—	1.75	—	3.86	—	2.90
C実質増加率 ⁽⁴⁸⁾	—	0.82	—	1.81	—	1.36
非消費支出(a)	16,119	10,726	15,387	95,096	20,234	85,146
(a)/実収入	10.3	4.8	10.1	16.5	10.5	13.3
平均消費性向	73.4	85.0	81.9	90.0	81.3	73.2

1. 中高年期の家計は年齢階級によって多少異なるが、この12年間おおむね加齢に伴い実質可処分所得は約1.1—1.4倍と所得水準が上昇する。しかし、そのなかから対象者の実収入を取り出すと、年齢的に45—54歳階級が57—66歳階級に加齢する場合には実質上昇が認められるのに対し、それ以上の年齢になると加齢が実質低下につながる。
2. 世帯や対象者の所得水準の変化は、所得源泉の種類と密接に関係しており、世帯の所得の上昇を支えているのは年齢的に若い対象者または対象者と同居している子世代の勤め先収入である。他方、対象者の加齢に伴う所得

の低下は、主な所得源泉が勤め先収入から退職により年金へと変化し、60歳代後半以上になると年金以外に依存できる収入源がないことによるものである。しかし、年金受給額は制度の成熟もあって、48年に比べると60年では大幅に増加している。

3. 消費支出は所得水準の変化の影響を受けて、世帯で見た場合にはいずれの年齢階級でも加齢に伴い実質増加する。しかし、対象者1人当りではおおむね加齢に伴い実質低下する。
4. 世帯の所得水準や所得構造の変化は、加齢と同時に家族形態の変化によっても異なり、核家族のまま加齢する場合、所得源泉が勤め

表 14 年齢階級別、家族形態別、対象者消費支出の変化
(昭和48年55～74歳—昭和60年67～86歳)

グループ名	55核—67核		55核—67三世代		55三世代—67三世代	
年次 家族形態	昭和48年 核家族	昭和60年 核家族	昭和48年 核家族	昭和60年 三世代家族	昭和48年 三世代家族	昭和60年 三世代家族
消費支出(C)	43,170	90,865	52,934	65,350	19,558	60,698
食料費	14,572	27,440	15,619	26,388	8,834	19,125
住居費	3,736	6,985	3,259	1,990	420	6,408
光熱費	1,730	4,968	1,965	3,242	637	3,306
被服費	5,164	4,998	5,092	3,776	1,957	2,837
保健・医療費	2,556	8,243	3,559	5,484	2,051	5,696
雑費	15,412	38,231	23,440	24,470	5,659	23,326
教養娯楽費	3,670	9,393	3,805	6,622	985	8,639
交通通信費	3,316	5,875	4,917	6,912	679	3,164
交際費	6,035	12,063	5,344	8,742	2,645	6,676
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	33.8	30.2	29.5	40.4	45.2	31.5
住居費	8.6	7.7	6.2	3.0	2.1	10.6
光熱費	4.0	5.5	3.7	5.0	3.3	5.4
被服費	12.0	5.5	9.6	5.8	10.0	4.7
保健・医療費	5.9	9.1	6.7	8.4	10.5	9.4
雑費	35.7	42.0	44.3	37.4	28.9	38.4
教養娯楽費	8.5	10.3	7.2	10.1	5.0	14.2
交通通信費	7.7	6.5	9.3	10.6	3.5	5.2
交際費	14.0	13.3	10.1	13.4	13.5	11.0
C名目増加率 $\left(\frac{60}{48}\right)$	—	2.10	—	1.23	—	3.10
C実質増加率 $\left(\frac{60}{48}\right)$	—	0.99	—	0.58	—	1.46

(注) 表6に同じ。

先収入から年金へと変化することにより、所得も実質低下する。しかし、核家族から三世代家族へ、あるいは三世代家族のまま加齢する場合、世帯の所得は勤め先収入中心で実質増加し、低下することはない。

5. 対象者の所得水準と所得源泉の変化も、年齢と家族形態の変化によって差があり、40歳代後半から60歳代前半までは核家族のまま加齢する場合、勤め先収入中心で比較的高い所得を維持する。しかし、同じ年齢階級でも、加齢と同時に核家族から三世代家族に変化する場合、所得源泉は勤め先収入中心から年金を主に、勤め先収入を追加するかたちとなり、所得水準が実質低下する。さらに年齢的に上の段階の80歳代前半までになると、家族形態にかかわらず所得源泉は勤め先収入から年金へと変化し、年金の水準が家族形態の変化

と密接に関連している。

6. 消費支出と加齢、家族形態の関係は、核家族のまま加齢する場合、60歳代前半までは安定した所得に支えられて消費支出も実質増加するが、それ以上の年齢になると加齢が実質所得の低下とともに消費支出の実質低下にもつながる。他方、家族形態が核家族から三世代家族へ、三世代家族から三世代家族へと加齢に伴い変化する場合、世帯の消費支出はいずれも実質増加するが、対象者のそれは対象者の実質所得の影響を受けて実質増加する場合と実質低下する場合とがある。

以上のように、中高年期の家計は加齢に伴う対象者の所得源泉がどのように変化するかによって、世帯や対象者自身の所得、消費水準に影響をおよぼしそれらの構造が変化する。本分析では、おおむね60歳代前半までは勤労所得の存在により所得

の実質増加が認められたが、60歳代後半以上になるとほとんどの対象者が年金のみを主な収入源とするようになり、そのことが所得、消費の実質低下につながっていた。本調査対象の場合、所得源泉が勤労所得から年金へと変化することにより所得が大幅に低下すれば、核家族から三世代家族への移行が見られたが、このような移行がどこでも可能なわけではない。むしろこれからの長寿社会では、年金を主な収入源に核家族のまま加齢する世帯のほうが一般的であろう。そうだとすれば中高年期の経済的安定は、就業機会と年金の水準にかかっており、それらをいかに確保していくかが重要であるように思われる。また、貯蓄および別居子からの仕送りは、いざというときの補助的収入源として位置づけられるであろう。

注

- 1) 昭和60年10—11月の家計調査対象は89世帯であるが、そのなかには48年世帯調査のみで家計調査をしていない世帯が54世帯含まれる。
- 2) 中鉢正美編『高齢化社会の家族周期』至誠堂、1976年。同『家族周期と世代間扶養』至誠堂、1978年。「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障——昭和59、60年度研究プロジェクト報告」『季刊社会保障

研究』Vol. 21, No. 3, 1985年, Vol. 22, No. 3, 1986年。曾原利満「掛川市中高年者世帯における所得水準の変化について」『季刊社会保障研究』Vol. 23, No. 1, 1987年。

- 3) 昭和48年、60年の「生活総合調査」は家計調査のほかに生活に関する意識等を質問した世帯調査も行われている。これらは今回のみ種々の制約から調査年が59年と60年に分かれたため、世帯調査と家計調査を接合する際、1年間の変動によっては結果に多少のずれが生じるかもしれない。
- 4) 本分析対象35世帯のなかでも対象者妻の就業は、60年45—57グループで常備勤務者2人、55—67グループでパートタイム・日雇1人と合わせて3人にすぎない。
- 5) 昭和60年=100とした消費者物価指数（総合）でデフレートしたもので、静岡市47.0を使用した。
- 6) 別居子からの仕送りについては、60年の場合、家計調査のみでなく世帯調査でもその有無と内容を質問している。それによると今回の分析対象35世帯のなかでは、仕送りとして定期的な援助があると答えた世帯は45—57グループで3世帯、65—77グループで1世帯と合わせて4世帯にすぎず、他のほとんどの世帯では収入が減少した際や急な出費に迫られたときにのみ臨時的な援助があるとしている。しかし、家計調査にあらわれた仕送りは前述の1世帯のみである。なお、35世帯中5世帯は同別居子ともいない世帯である。

（ばば・のりこ 共立女子短期大学助教授）

高齢者夫婦世帯の家計構造の変化

伊藤秋子・横田 京・上村協子

はじめに

本論文では、昭和48年と60年の掛川における高齢者家計調査結果より「加齢」が高齢者夫婦世帯の家計規模や構成内容に与える影響を解析することにした。ついては、「加齢」を「年齢上昇」が「時の経過—経年」のもとで起こった状況と考え「加齢による変化」を「世帯主年齢グループの対比」と「経年による変化」の2つを軸として観察しようと試みた。例えば、家計規模を例にとれば、この12年間に低成長でありながらも一般には家計収支の額は上昇し「経年による変化」は家計規模を拡大させたとみられる。他方「年齢」という側面でみれば高齢層になるほど家計規模は縮小することが知られている。対象世帯家計は両側面の影響を受けながら推移している。そこで、仮に分析モデル(図1-A)のような結果となるものとしてこの考え方を説明すれば以下ようになる。

1—(図B)48年と60年の同じ世帯主年齢層の家計水準を実質額で比較したとき、各年齢層で上昇($\vec{B}_1, \vec{B}_2, \vec{B}_3$)があればそれは経年の変化によるものである。

2—(図C)48年調査において世帯主年齢が高くするにしたがって家計規模が縮小($\vec{C}_1$)し、また、60年調査においても同様な傾向($\vec{C}_2$)がみられたとすれば、 $\vec{C}_1, \vec{C}_2$ は48年、60年の各時点における年齢差によるものである。

3—(図C) $\vec{C}_1$ と $\vec{C}_2$ に傾きの違いがあれば、「年齢」の影響が「経年変化」により傾きを

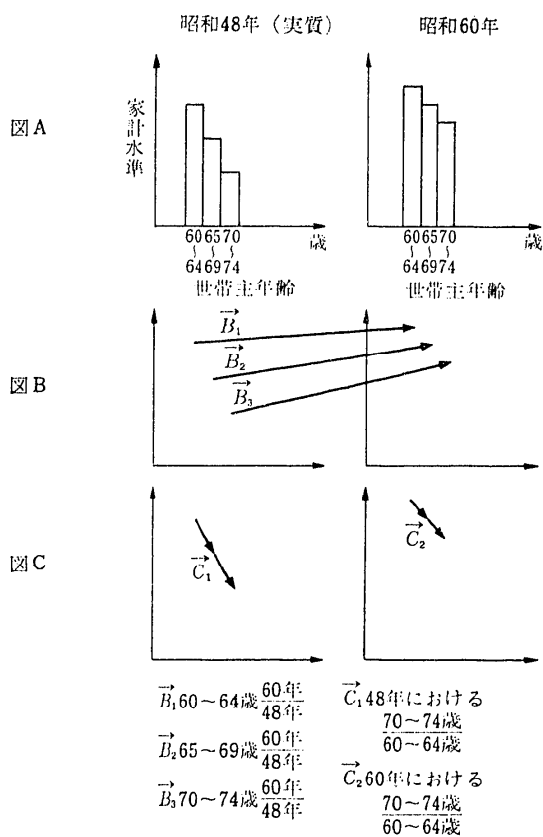


図1 分析モデル

変えたことによるであろう。

4—同一世帯の家計追跡によってみられる「加齢による変化」($\vec{D}$)は「経年変化($\vec{B}_d$)」と「年齢上昇($\vec{C}_d$)」の両側面の影響を受けている。

分析対象となった高齢者夫婦世帯(世帯主60歳

以上)は、48年;39世帯,60年;44世帯,追跡可能世帯;6世帯と少なく,2時点比較では課題4の数量化までは困難であるが,理論としては設定可能であろう。

さらに,本調査の特徴である個人別の家計収支を先述した視点からみれば,夫婦の家計収支の分配状況は,12年間の「経年変化」が夫と妻(男性と女性)の経済関係に与えた影響と「年齢上昇」が(夫婦の年齢差にも関連しながら)夫と妻にもたらした変化とみることができよう。

I 昭和60年調査における高齢者夫婦家計の特徴

48年調査との比較の前に,60年調査結果の概要と特徴をまとめておく。

(1) 分析対象世帯(44世帯)の性格

夫婦の夫年齢は,最高齢83歳をはじめ,70歳以上が6割をこし(28人)平均年齢70.3歳である。妻の年齢は,70歳以上は3割未満であり平均年齢64.5歳と,夫妻の年齢差は約6歳である。

就業状況は,夫は無職が28人(63.6%)。有職者16人の内訳は常用雇用9人,パート3人,自営業主2人,内職2人。有職者は60歳代に多い。妻は無職者が36人(81.8%)と高率を占める。

健康状況は,夫に病弱4人臥床中1人,妻に病弱5人臥床中1人が含まれる以外は大勢としては普通ないしは頑健である。

住宅は,持ち家一戸建てが9割(40世帯)である点は地方都市の恵まれた住宅事情を示しており,高齢者世帯の経済生活安定に寄与していると思われる。他は公団賃貸1世帯,民間借家3世帯である。

(2) 60年家計の概要

60年調査の高齢者夫婦世帯の実収入は約29万円,このうち年金・恩給等の社会保障給付が占める割合は58.8%で約17万円。勤め先収入は25.1%にすぎず,事業内職収入(3.4%),財産所得(4.6%)も家計補助程度である。掛川高齢者夫婦の経済生

活は主として年金・恩給に依存して成り立っている。仕送り,受贈,その他の実収入は23,410円であるが,仕送りの金額は低く平均318円。仕送りをうけている世帯の最高額でも14,000円と仕送りはこづかい程度の役割しか果たしていないのに対して,受贈の方は平均21,568円と大きい。受贈のなかには現物によるものが少なくない。食品の現物収入は14,154円,その他の現物収入は7,323円であり,地方小都市で高齢者が夫婦のみで生活するに際しては,貰い物のような現物を介しての親族や近隣との交流・援助は大きな意味をもっているといえよう。

消費支出は,約20万円,平均消費性向(消費支出/可処分所得)は75.9%。高齢者夫婦世帯といえども貯蓄をとりくずしておらず,貯蓄を継続している点は注目される。

表1では,昭和59年全国消費実態調査高齢者夫婦との比較により,消費支出の額および構成を検討したものである。全国消費実態調査は掛川調査よりも調査時点が1年はやく,世帯主年齢が有業者有りの世帯は0.4歳低く有業者無しの世帯は1.7歳高いという差を考慮しても大勢の比較は可能と思われる。ただし全国消費実態調査では高齢者世帯についての収入の調査がないため消費支出についてのみ比較を行う。掛川調査の消費支出は全国消費の有業者有りの世帯より1万円,有業者無しの世帯よりも4万円高い。掛川対象世帯の家計水準は全国の平均レベルよりも高めであるが,これは現物消費が含まれていることが影響している。掛川調査の食料費には,現物消費(14,154円)が含まれているので,比較のために現物を除くと,食料費は43,984円,全国消費実態よりもやや低い。このほか,社会的固定費といわれる住居,光熱水道,保健・医療等が全国消費より低い費目としてあげられる。他方,掛川世帯が高い費目は,家具家事用品,交通通信,その他の消費支出である。必需的な費目では多少低く,選択的費目では高い傾向がみられた。これらのことから掛川世帯は全国的にみてどちらかといえば,経済状況が恵まれた世帯が多いといえよう。

表 1 昭和60年調査夫婦世帯家計の特徴——全国消費実態調査との比較から——

家 計 項 目		59年全国消費実態調査		60年掛川調査		
		有業者有り	有業者無し	高齢者夫婦	個 人 別	
	世 帯 数	977	951	44	夫	妻
	世 帯 主 平 均 年 齢	69.9	72.0	70.3	(70.3)	(64.5)
金	実 収 入	—	—	291,051	—	—
	勤 め 先 収 入	—	—	73,174	60,631	12,544
	事 業 内 職	—	—	9,912	3,034	6,878
	財 産 所 得	—	—	13,385	12,476	909
	社 会 保 障 給 付	—	—	171,167	142,937	28,228
	仕送り・受贈・その他	—	—	23,410	—	—
	可 処 分 所 得	—	—	263,316	—	—
	消 費 支 出	189,611	158,283	199,885	105,613	94,272
	食 料	48,551	45,441	58,138	31,106	27,033
	住 居	12,079	11,227	7,968	4,172	3,797
額 (円)	光 熱 水 道	12,913	11,628	11,274	5,656	5,618
	家 具 家 事 用 品	9,937	7,390	11,191	5,785	5,406
	被 服 お よ び 履 物	11,725	8,383	9,018	4,228	4,790
	保 健 ・ 医 療	6,464	6,616	6,339	2,143	4,195
	交 通 通 信	17,279	13,050	19,390	11,117	8,272
	教 育	0	1	0	0	0
	教 養 ・ 娯 楽	20,158	16,966	17,105	10,733	6,372
	そ の 他	50,504	37,683	59,460	30,671	28,789
	非 消 費 支 出	—	—	27,735	—	—
割 合 (%)	実 収 入	—	—	100.0	夫 100 に 対 す る 妻 の 比 率	—
	勤 め 先 収 入	—	—	25.1		20.7
	事 業 内 職	—	—	3.4		226.7
	財 産 所 得	—	—	4.6		7.3
	社 会 保 障 給 付	—	—	58.8		19.7
	仕送り・受贈・その他	—	—	8.0		—
	可 処 分 所 得	—	—	90.4		—
	消 費 支 出	100.0	100.0	100.0		89.2
	食 料	25.6	28.7	29.1		86.9
	住 居	6.4	7.1	4.0		91.0
	光 熱 水 道	6.8	7.3	5.6		99.3
	家 具 家 事 用 品	5.2	4.7	5.6		93.4
	被 服 お よ び 履 物	6.2	5.2	4.5		113.3
	保 健 ・ 医 療	3.4	4.2	3.2		221.8
	交 通 通 信	9.1	8.2	9.7		74.4
	教 育	0	0	0		—
	教 養 ・ 娯 楽	10.6	10.7	8.6		59.4
	そ の 他	26.6	23.8	29.7		93.9

(3) 夫婦別家計構造

家計の収入、支出を夫、妻各々に分配した。個人に配分できる収入項目のうち勤め先収入（夫60,631円、妻12,544円）、社会保障給付（夫142,937円、妻28,228円）では妻は夫の約2割の収入しかない。特に妻の恩給・年金は25,375円。従来の年

金制度では妻を個人として保障してこなかったことがここにあらわれている。財産所得は名義上の問題もあって圧倒的に夫の収入であり事業内職収入が唯一妻が夫より多い収入である。高齢者夫婦となっても、夫の収入に妻が依存という形態の収入構造に変わらない。

消費支出は、妻は夫の約9割。夫妻の生活費には約1万円の差がある。夫妻の生活費の差はどこから生ずるのか。夫の消費支出を100とした妻の消費支出割合を示すと、差が大きい費目は順に、教養・娯楽(59.4%)、交通通信(74.4%)、食料(86.9%)である。教養・娯楽には教養・娯楽関係の耐久財、用品、サービス、印刷刊行物その他を含むが、ほとんどの品目で夫の支出が妻を上まわり、例えば比重の高い旅行会費その他は、夫5,143円、妻2,622円と妻は夫の半額にすぎない。交通通信費では、自動車関係費が夫の支出となっていることが偏りの原因である。食料費は、多くの品目で妻の支出が高いにもかかわらず、外食(夫5,548円、妻3,702円)、酒類(夫3,338円、妻403円)の2品目が夫への配分を大きくしている。外食・自動車関係費・旅行会費など、対外的活動的な内容のものに夫の支出が多い傾向がみられた。

他方、妻への配分が多い費目もある。被服および履物、保健・医療がそれである。被服関係では、妻は下着・くつ下・生地といったこまごまとした支出が多く、たまに購入する夫の和服・洋服での大きな支出をこえている。保健・医療費の差は、直接医療費の差(夫693円、妻2,027円)から生じているが、買薬ではむしろ夫の支出が妻より多いことから、必ずしも妻が病気がちとはいえない。老人保健制度の恩恵をこうむっている70歳以上が夫は61.4%おり、妻の方は28.3%にすぎないので、直接医療費の差が生じたものと考ええる。社会保障制度が家計に与える影響が明確な形で示された一例といえよう。

以上のように、高齢者夫婦の個人別収支の実態は夫優位の配分となっている。

II 昭和48年調査と60年調査の比較

世帯主年齢が60歳以上の夫婦世帯を対象として、昭和48年と60年の2時点間における家計構造の変化を考察する。

60歳以上の夫婦世帯数は、昭和48年39世帯、昭和60年44世帯である。この場合、対象世帯は同一世帯のみの調査ではない。昭和48年調査時の夫婦

世帯が12年を経てなお夫婦世帯の形態を継続している世帯数は6世帯のみである。

ここでは家計構造分析を、(1)高齢者夫婦世帯平均家計構造、(2)年齢階層別家計構造、(3)夫を基準とした妻の家計支出指数について考察する。

(1) 高齢者夫婦世帯平均家計構造

2時点間における平均家計構造は表2-1の通りである。

① 収入

実収入については、名目金額でみると、48年は109,001円であったが、60年では291,051円と約2.7倍に増加しているが、60年=100の消費者物価指数で実質金額になおすと、約1.3倍の増加にすぎない。

その内容については、勤め先収入は名目金額では約1.2倍であるが、実質金額になおすと48年の約60%の収入に減少した。

恩給・年金等の収入は名目金額では60年は171,167円で48年の24,709円の約6.9倍であるが、実質金額になおすと326%の増加である。調査対象者の世帯主平均年齢が、48年は64.8歳に対し60年は70.3歳で約5歳年齢が高いことから、勤め先収入は減少し、恩給・年金等の受給が高まった結果と思えるが、約12年間における年金等の充実も寄与していると推測できる。

事業内職収入は実質金額では167%であり、高齢者世帯では勤め先収入に代わる収入源泉として増加をみたものと思われる。

仕送り・受贈・雑収入の計では、名目金額では60年は1.8倍であるが、実質になおすと48年の90%にしか満たない。受贈の内容には主に貰い物などの現物収入が含まれるが、仕送りや貰い物などの減少は血縁・地縁など私的交流や支援が僅かであるが減少傾向をあらわしているといえよう。

② 支出

消費支出については、名目金額でみると48年は76,582円であり、60年は199,886円と2.6倍に増加しているが、実質金額では1.2倍の増加にすぎない。消費構造の変化については、図2-1収入および支出構成比も参照にする。

表 2-1 60歳以上夫婦世帯平均家計構造（昭和48年，昭和60年）

	家 計 項 目	名 目 金 額		実 質 金 額 (S 60=100)	変 化 指 数
		昭和48年	昭和60年	昭和48年	$S 60 / S 48 \times 100 (\%)$
	世 帯 数	39	44	39	
	世 帯 主 平 均 年 齢	64.8	70.3	64.8	
金 額 (円)	実 収 入	109,001	291,051	231,917	135.5
	勤 め 先 収 入	57,212	67,542	121,728	55.5
	恩 給・年 金 等	24,709	171,167	52,572	325.6
	事 業 内 職 収 入	4,381	15,544	9,321	166.8
	財 産 所 得	9,794	13,385	20,838	64.2
	仕 送 り・受 贈・雑 収 入	12,859	23,411	27,360	85.6
	可 処 分 所 得	98,175	263,316	208,883	126.1
	消 費 支 出	76,582	199,886	162,940	122.7
	食 料 費	27,132	58,138	60,293	96.4
	住 居 費	5,186	15,058	11,034	136.5
	光 熱 費	3,688	9,742	7,847	124.1
	被 服 費	6,530	12,730	13,894	91.6
	医療保健・理容衛生費	4,298	13,016	7,318	177.9
	雑 費	29,748	91,201	63,294	144.1
	非 消 費 支 出	10,825	27,735	23,032	120.4
構 成 比 (%)	実 収 入	100.0	100.0	事業内職収入にはパート収入を含む。	
	勤 め 先 収 入	52.5	23.2		
	恩 給・年 金 等	22.7	58.8		
	事 業 内 職 収 入	4.0	5.3		
	財 産 所 得	9.0	4.6		
	仕 送 り・受 贈・雑 収 入	11.8	8.0		
	可 処 分 所 得	90.1	90.5		
	消 費 支 出	100.0	100.0		
	食 料 費	35.4	29.1		
	住 居 費	6.8	7.5		
	光 熱 費	4.8	4.9		
	被 服 費	8.5	6.4		
	医療保健・理容衛生費	5.6	6.5		
	雑 費	38.8	45.6		
	非 消 費 支 出	9.9	9.5		
	平均消費性向	78.0	75.9		

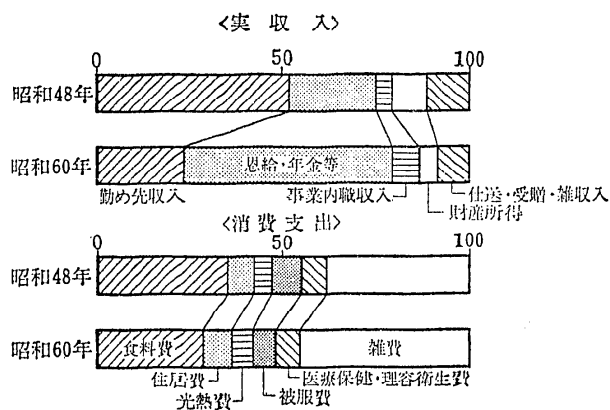


図 2-1 収入および支出構成比

食料費は名目金額では48年は27,132円であり60年は58,138円に増加している。しかし実質金額になおすと96%と変化なく、食生活は12年間同じ支出水準で推移している。消費支出に占める構成比，すなわちエンゲル係数は48年は35.4%であったが60年は29.1%と低下し，実質金額では同水準の食生活とみられたが，エンゲル係数は6ポイントも減少し，他の消費面へのゆとりを生み出していると見られる。

住居費，光熱費ともに実質金額で1.3倍前後の増加であるが，被服費は約90%に低下した。

医療保健・理容衛生費は178%と消費支出項目のなかで最も高い数値を示している。

(2) 年齢階層別家計構造

はじめに高齢者家計規模は経年変化に伴って拡大したであろうし、また年齢上昇による縮小現象もあるだろうと仮定したが、ここでは具体的な家計構造の分析によって、今述べた問題点の課題を検証しようと試みる。

年齢階層には世帯主の年齢を5歳きざみに分類

し、60—64歳、65—69歳、70—74歳の段階に分けた(60年は75歳以上も調査)。

収入、支出、構成比、実質金額(60年=100)をあらわしたものが表2-2-1であり、実質金額による変化をあらわしたものが表2-2-2である。

① 分析モデル図Bのように、両年にわたる同じ世帯主年齢階層の家計構造を実質金額で比較し、その変化をあらわしたものが図2-2-1である。変化指数が100%をこえればそれは時代の変化——家計水準の上昇と見ることができるであろう。

表 2-2-1 年齢階層別夫婦世帯家計構造

	家 計 項 目	名 目 金 額			名 目 金 額				実質金額 (S 60=100)		
	調 査 年	昭和48年			昭和60年				昭和48年		
	年 齢 階 層	60~64	65~69	70~74	60~64	65~69	70~74	75~	60~64	65~69	70~74
	世 帯 数	22	10	7	9	8	16	11	22	10	7
金 額 (円)	実 収 入	123,707	105,896	67,214	388,619	346,279	263,908	210,537	263,206	225,310	143,009
	勤 め 先 収 入	80,973	32,113	18,391	151,677	128,912	33,125	4,132	172,283	68,326	39,130
	恩 給・年 金 等	21,718	37,115	16,389	156,794	156,624	184,510	174,096	46,209	78,968	34,870
	事 業 内 職 収 入	5,276	3,068	3,442	10,394	11,956	23,423	10,909	11,226	6,528	7,323
	財 産 所 得	5,803	20,945	6,407	43,441	1,250	6,839	7,142	12,347	44,564	13,632
	仕送り・受贈・雑収入	9,937	12,656	22,583	26,311	47,536	16,010	14,258	21,143	26,927	48,049
	可 処 分 所 得	110,270	100,479	56,874	341,616	304,486	244,206	197,100	234,617	213,785	121,009
	消 費 支 出	80,396	80,239	59,369	243,084	223,536	175,279	183,131	171,055	170,720	126,317
	食 料 費	28,082	28,511	22,173	63,374	67,226	56,284	49,941	62,404	63,358	49,273
	住 居 費	4,711	5,038	6,890	23,729	7,963	18,180	8,585	10,023	10,719	14,660
	光 熱 費	3,775	3,751	3,325	10,411	8,703	10,681	8,585	8,032	7,981	7,074
	被 服 費	6,331	7,973	5,090	21,801	14,281	8,313	10,605	13,470	16,964	10,830
	医療保健・理容衛生費	4,540	2,899	5,537	15,845	9,501	14,621	10,921	9,660	6,168	11,781
	雑 費	32,956	32,068	16,354	107,921	115,862	67,202	94,494	70,119	68,230	34,796
	非 消 費 支 出	13,438	5,417	10,339	47,003	41,793	19,700	13,437	28,591	11,526	21,998
構 成 比 (%)	実 収 入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
	勤 め 先 収 入	65.0	30.3	27.4	39.0	37.2	12.6	2.0			
	恩 給・年 金 等	17.6	35.0	24.4	40.3	45.2	69.9	82.7			
	事 業 内 職 収 入	4.3	2.9	5.1	2.7	3.5	8.9	5.2			
	財 産 所 得	4.7	19.8	9.5	11.2	0.4	2.6	3.4			
	仕送り・受贈・雑収入	8.0	12.0	33.6	6.8	13.7	6.1	6.8			
	可 処 分 所 得	89.1	94.9	84.6	87.9	87.9	92.5	93.6			
	消 費 支 出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
	食 料 費	34.9	35.5	37.3	26.1	30.1	32.1	27.3			
	住 居 費	5.9	6.3	11.6	9.8	3.6	10.4	4.7			
	光 熱 費	4.7	4.7	5.6	4.3	3.9	6.1	4.7			
	被 服 費	7.9	9.9	8.6	9.0	6.4	4.7	5.8			
	医療保健・理容衛生費	5.6	3.6	9.3	6.5	4.3	8.3	6.0			
	雑 費	41.0	40.0	27.5	44.4	51.8	38.3	51.6			
	非 消 費 支 出	10.9	5.1	15.4	12.1	12.1	7.5	6.4			
	平均消費性向	72.9	79.9	104.4	71.2	73.4	71.8	92.9			

表 2-2-2 年齢階層別家計の経年および年齢上昇による変化 (実質金額による)

家 計 項 目 調 査 年	12年間経年による変化 (S 60/S 48)×100			年齢上昇による変化	
				昭和48年	昭和60年
年 齢 階 層	60~64	65~69	70~74	70~74/60~64 ×100	70~74/60~64 ×100
世 帯 数	22	10	7		
実 収 入	147.6	153.7	184.5	54.3	67.9
勤め先収入	88.0	188.7	84.7	22.7	21.8
恩給・年金等	339.3	198.3	233.7	75.5	117.7
事業内職収入	92.6	183.1	319.9	65.2	225.4
財産所得	351.8	2.8	50.2	110.4	15.7
仕送り・受贈・雑収入	124.4	176.5	33.3	227.3	60.8
可処分所得	145.6	142.4	201.8	51.6	71.5
消 費 支 出	142.1	102.7	138.8	73.8	72.1
食 料 費	101.6	106.1	114.2	79.0	88.8
住 居 費	236.7	169.6	124.0	146.3	76.6
光 熱 費	129.6	109.0	151.0	88.1	102.6
被 服 費	161.8	84.2	76.8	80.4	38.1
医療保健・理容衛生費	164.0	154.0	124.1	122.0	92.3
雑 費	153.9	169.8	193.1	49.6	62.3
非消費支出	164.4	362.6	89.6	76.9	41.9

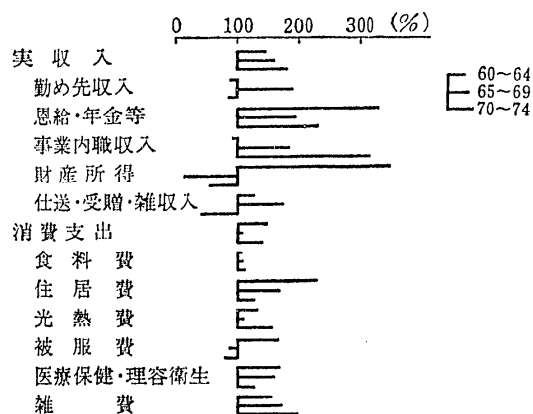


図 2-2-1 両年における同年齢階層の12年間経年による変化 (実質 S 60=100)

実収入は 60—64 歳階層で 147.6%, 65—69 歳階層で 153.7%, 70—74 歳階層で 184.5% と確実に同年齢階層間に上昇がみられ、収入水準は高くなっている。

しかし勤め先収入としては僅かながら減少がみられ、65—69 歳階層だけが 188.7% と高い。

恩給・年金等は 60—64 歳階層は 339.3% と際立って高く、65—69 歳階層も 198.3%, 70—74 歳階層も 233.7% と高い倍率である。同じ年齢階層間での経年による年金制度の充実がみられる。

事業内職収入は 65—69 歳階層、70—74 歳階層と

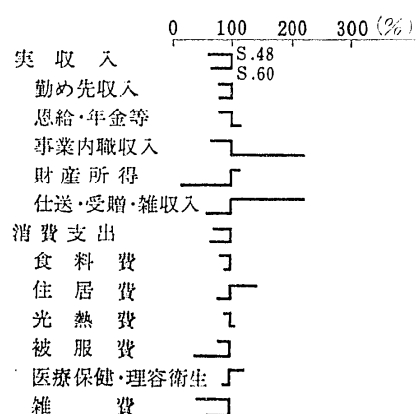


図 2-2-2 年齢上昇による変化 (実質金額 S 60=100)

もに増加している。

財産所得は 60—64 歳階層は 351.8% と増加し、65—69 歳階層、70—74 歳階層は逆に減少であるがその理由はこの資料からは知ることはいできない。

仕送り・受贈・雑収入は 60—64 歳階層、65—69 歳階層で増加しているが、高齢期後期である 70—74 歳で減少しているのは問題であろう。恩給・年金等の公的扶助が充実するとともに仕送りや受贈などの私的扶養が減少していく傾向がみられた。

消費支出は各項目にわたって上昇がみられ消費水準は高まっているといえよう。

表 2-3 夫を基準とした妻の家計支出指数

家 計 項 目	昭和48年				昭和60年				
	60歳以上 平 均	60～64	65～69	70～74	60歳以上 平 均	60～64	65～69	70～74	75～
消 費 支 出	83.7	84.5	79.2	89.8	89.3	97.6	66.1	92.5	100.3
食 料 費	81.4	84.7	74.6	81.4	86.9	91.2	75.3	87.9	93.2
住 居 費	101.0	105.9	92.3	100.0	97.9	101.7	117.1	93.4	92.4
光 熱 費	101.3	102.5	100.2	98.9	99.2	100.0	99.4	100.4	97.3
被 服 費	154.1	144.5	160.1	182.6	110.3	216.5	115.4	31.7	131.7
医療保健・理容衛生費	186.5	243.8	123.2	135.4	217.9	193.1	84.1	323.5	255.7
雑 費	64.4	64.3	63.6	67.1	75.8	78.4	51.6	83.5	92.3

被服費のみは65—69歳階層、70—74歳階層で減少しているが、その年齢階層では相当に充足していることと、年齢上昇に伴って活動範囲が縮小していくことなどの影響であろう。

② 分析モデル図Cのように年齢上昇に伴い家計構造がどのように変化しているかを図2-2-2で見よう。この図は48年における60—64歳階層に対する70—74歳階層の変化と、60年における60—64歳階層に対する70—74歳階層の変化を比較して示したものである。

図で100%に達しない、すなわち60—64歳階層から70—74歳階層にかけて縮小しているという変化が、収入・支出の各項目にわたって見ることができる。そのなかで60年の事業内職収入、および48年の仕送り・受贈・雑収入のみは、年齢上昇に伴い増加割合が大きいことがわかる。

さらに（分析モデル図C）課題3に示した年齢別の差（減少傾向）が、経年変化によっていかに変遷をしたか、図2-2-2のS48の変化とS60の変化の比較から明らかにしよう。実収入の年齢上昇による減少は、60年においてゆるやかになり、12年の変化は60代前半より70代前半の収入水準をより押しあげたとみられる。注目される点は、48年には年齢上昇とともに減少していた恩給・年金および事業内職収入が、60年には増加していること、さらに48年には、年齢上昇とともに増加していた仕送り・受贈・雑収入が、60年には年齢上昇により減少傾向を示したことである。他方、消費支出においては、年齢上昇に伴う減少傾向は両年による差がさほど明らかでない。費目別にみれば、医療保健・理容衛生費が、昭和48年の増加傾向から

減少傾向へと転じたことが特徴的であった。

（3） 夫を基準とした妻の家計支出指数

掛川家計は各個人の家計収支を捉えることができるのが特徴である。12年間の「経年変化」により夫・妻それぞれの立場による支出の特性を、夫の支出を100とした妻の支出指数で考察を試みた。なおそれを60歳以上平均と5歳きざみの年齢階層別にあらわしたのが表2-3である。

「経年変化」により指数の推移をみると、平均指数では消費支出、食料費の費目で妻は夫の80%台の支出であるが、60年において5—6ポイント上昇し夫と妻の差異が縮小している傾向がみられる。住居費、光熱費は世帯支出額を人数で配分しており、多少個人用支出も含まれているが夫と妻はほぼ同じ値の指数である。被服費は48年より60年における妻の指数が減少している。60年の70—74歳階層で夫に対して妻は31.7%と開きが大きいそれは夫が特殊な金額の購入を行ったことが影響していると思われる。医療保健・理容衛生費については妻の指数は48年186.5%であり、60年には217.9%と高くなる。60年については、夫の年齢が70—74歳階層において323.5%と妻の指数が高く、これは夫が老人医療費控除の年齢に達し、男女年齢差のある妻が控除の対象に至っていないため夫妻間の開きを大きくした結果と思われる。48年の70—74歳階層の妻の指数135.4%と比較すると医療控除制度の影響は大きい。雑費については48年は妻の指数が60%台であり、交際費、交通通信および教養・娯楽費などを含む雑費は夫の支出が上まわっていることがわかる。しかし60年

には妻の指数は70%台となり、妻の個人支出が伸びてきていることもうかがえる。65—69歳階層は51.6%であるがそれは夫の雑費が特殊な支出があったためである。70—74歳階層は83.5%, 75歳以上は92.3%と加齢に伴い雑費の支出は夫と妻の開きは減少している。

Ⅲ 昭和48年調査対象夫婦世帯の変遷 (ケーススタディー)

48年, 60年調査ともに家計調査結果が有効となった夫婦世帯は6世帯のみである。世帯数が少なく統計的考察には不適であるのでケース別分析を中心に6世帯の家計変遷を追跡してみることにした。

昭和48年の調査時に60—65歳であった世帯主は72—78歳と加齢した。48年には6世帯のうち5世帯には勤め先収入があり残り1世帯には事業内職収入があったが, 12年を経過して, 勤め先収入を得ている世帯は皆無となり, パートで10万円を得ている1世帯があるのみで事業内職収入がある世帯もない。収入構造は各世帯とも急激な変革をとげ, 恩給・年金がほとんどの世帯の主たる収入源となった。48年と60年の収入額(実質可処分所得)を比較すれば, 120%に増大が1世帯, ほぼ変化なしが2世帯, 80%にやや減少が2世帯, そのほかに40%に急激に減少した1世帯がある。減少したのは半数であるがそのうち1世帯の縮小度の大きさが目立つ。

6世帯のうち5世帯は, 恩給・年金で生活費の大半が賄える(恩給・年金は約25万円; 3世帯, 20万円; 1世帯, 17万円; 1世帯)。ところが, 残り1世帯では3万円弱の年金・恩給では生活費は充足できず, 75歳となった世帯主の10万円のパート収入が主たる収入源である。この世帯が収入が4割に減少した世帯であり, 減少した収入より生活費が上まわり, 貯蓄とりくずし(平均消費性向204.9)となった唯一の世帯である。年金・恩給の多寡が高齢者の経済生活をいかに左右するかを, この世帯の実態が示している。

さて, 6世帯の消費支出を48年, 60年で示した

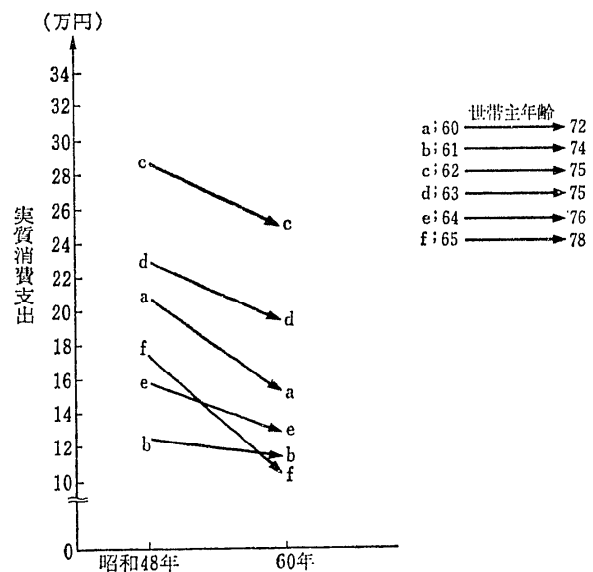


図3 高齢者夫婦6世帯追跡にみる消費支出変化

ものが, 図3である。a—fの6世帯すべてで加齢とともに生活費は減少し, 60年は48年(実質)の60—92%となっている。6世帯のうちで最も減少割合が大きかった世帯はf世帯である。f世帯は世帯主年齢が最も高く65歳から78歳と加齢したと同時に夫の健康状況が普通から病弱へと悪化している。健康の低下があったにもかかわらず保健・医療費の支出はかえって減少し, また活動範囲の縮小に伴って交通通信費等が急激な減少を示した。

12年間の6世帯の収入と支出の縮小度を比較すると, 明らかな縮小がみられた世帯は, 収入面では半数の3世帯, 支出面では全世帯である。収入面では, 12年間の時代の変化が加齢による縮小を妨げる方向に働いたともみられるが, 支出面では, 経年による拡大の作用をみることができなかった。前述の貯蓄とりくずしの1世帯を除いた5世帯の消費性向は40.7, 54.7, 60.1, 68.0, 77.2とかなり低く示された。

Ⅳ ま と め

掛川高齢者夫婦世帯の家計構造に「加齢」がもたらす変化を「経年変化」と「世帯主年齢グループの対比」の2つを軸として解析してきた。はじ

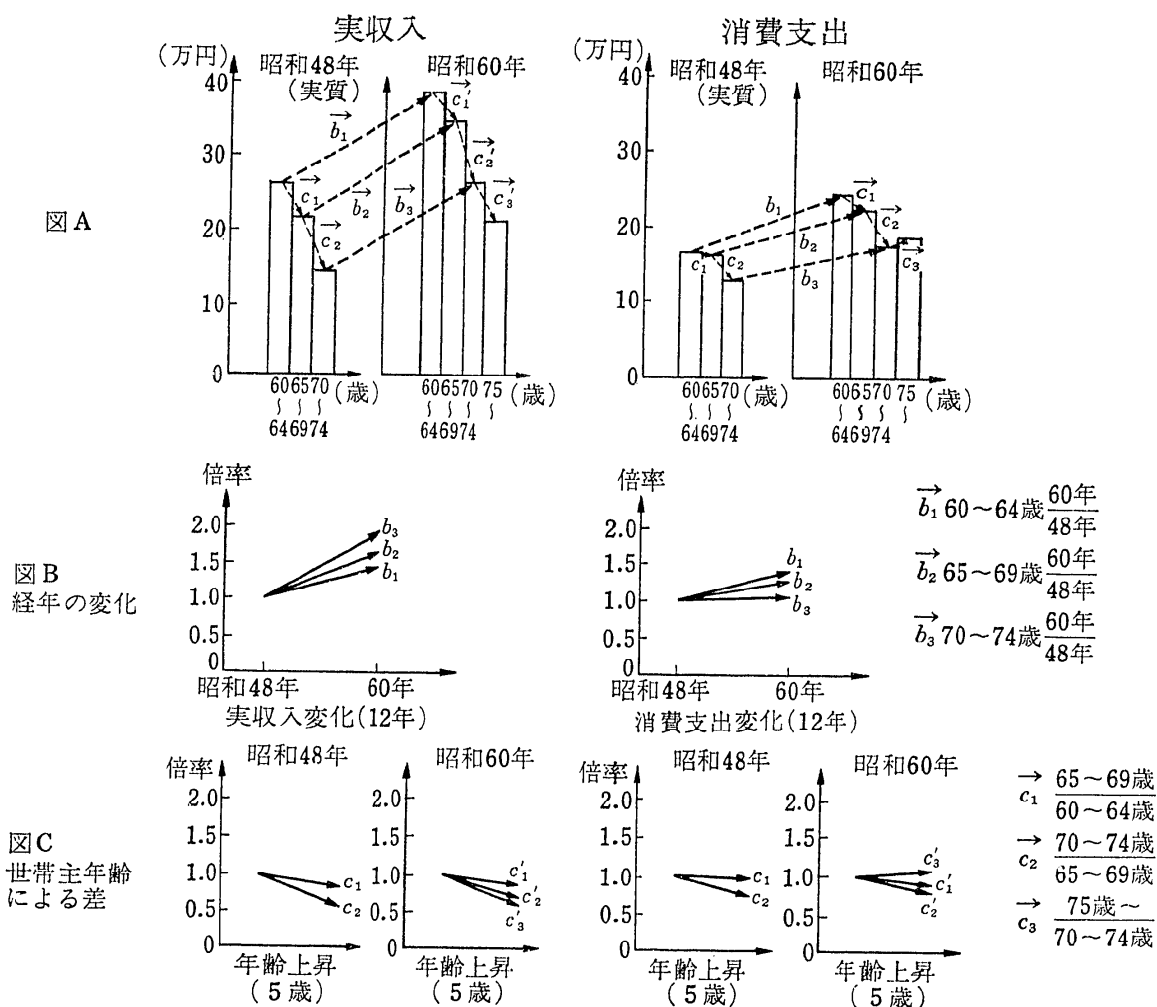


図 4 実収入、消費支出の変遷

めに提出した4つの課題には、十分な検証を成し得なかったものもあるが、本論文のなかで知り得た点をまとめておこう。

図4は、はじめに提出した図1（分析モデル）の形式にそって、掛川夫婦世帯の実収入と消費支出の変化を示したものである。図Aにあらわされた昭和48年（実質）と60年の実収入、消費支出の変動を解析する。

1—（図B）48年から60年の12年間の時代の変化により夫婦世帯の（実質）収入・支出はともに拡大してきた。収入の拡大傾向（1.5—1.8倍）の方が、支出の拡大（1.0—1.4倍）を上まわり収入面での上昇は特に明らかであった。

世帯主の年齢階層別にみれば、収入面では、 $\vec{b}_3 > \vec{b}_2 > \vec{b}_1$ と世帯主が高齢であるほど上昇割合が高い。——年金・恩給の充実が高齢夫婦世帯の収入増に寄与する点は大であったものと思われる。

2—（図C）48年、60年それぞれの時点での世帯主年齢による差をみると、大勢としては高齢であるほど減少する傾向がみられた（例外は60年の消費支出、70—74歳→75歳～の変化； $\vec{c}_3'$ ）。収入・支出ともに縮小傾向は c_2 の方が c_1 より明らかで、60歳代前半から後半にかけての縮小より、60歳代後半から70歳代前半にかけて大きな落ちこみ（縮小）がみられた。

3—(図C) 世帯主年齢上昇による縮小を昭和48年と60年で比較すれば、60年における縮小がよりゆるやかである(例として収入48年 $\vec{c}_1$ 0.85, $\vec{c}_2$ 0.63; 60年 $\vec{c}_1'$ 0.89, $\vec{c}_2'$ 0.76)。年齢上昇による家計(収入・支出)の縮小が12年の経年の変化により緩和させたとも考えられる。年齢に対する時代の作用の一端がみられた。

4—ケーススタディーを中心に6世帯の12年間の家計変遷をみた。収入面で加齢による縮小がみられた世帯は半数と少なく「経年変化」が収入を拡大させたとも考えられるが、支出面では、加齢に伴う縮小がみられ、経年の変化による明らかな影響を読みとることは困難であった。時代の作用による収入増に対し支出が対応していない状況とも考えられその結果消費性向は低かった。

5—夫婦別の生活費配分は、48年、60年ともに夫優位の配分であったが夫妻の格差は12年を経て縮小する傾向がみられた。

経年変化および世帯主年齢上昇が、家計を構成する各費目に与える影響は、本文に述べた通りであるので省略したが、概して「経年変化による家計水準の上昇」、「世帯主年齢上昇に伴う家計の縮小」の傾向は支出面より収入面において、設定したモデルに近い明らかな傾向をみることができた。今後分析をすすめ対象世帯の「加齢による変化」と「48年、60年の各時点での世帯主年齢にみる差」および「12年の経年変化」の関連を解明したい。

(いとう・あきこ 実践女子大学教授)
(よこた・きょう 十文字学園女子短大助教授)
(うえむら・きょうこ 東京家政学院大学講師)

同居世帯家計と高齢者の生活費

—掛川市における追跡調査の分析から—

岩 田 正 美

I 序

(1) 同居世帯家計と高齢者生活費とは何か

年金改革に前後して、ようやく高齢者の家計への関心が高まり、老後生活費の算定や予測がなされはじめている¹⁾。それらは、一般に高齢者夫婦世帯ないしは単身世帯をモデルとし、夫婦世帯、単身世帯の家計データを基礎にしている。わが国において近年急速に高齢者のみ世帯が増大していること、また年金制度はそもそもそのような高齢者のみの老後生活を基盤に出現してきたものであることから、このような算定の意味は大きいといえよう。しかし、同時にいうまでもなく、わが国では多くの高齢者が子世代と同居して生活しているという側面もいぜん重要である。昭和60年の厚生行政基礎調査によれば、65歳以上高齢者のいる世帯のうち45.9%が三世代世帯であり、未婚子との同居を含めれば、56.6%が子世代との同居世帯である。しかも、注目すべきは、これが単なる伝統型家族の残存というよりは、近年増大しつつある、高齢者のみ世帯との一定の流入関係を保ちつつ再生産されているという点である。すなわち、伝統型と近代型、前者から後者への移行という単純な図式ではなく、例えば核家族世帯から三世代世帯、核家族から高齢者夫婦世帯から三世代世帯、核家族から三世代世帯から高齢単身世帯、というような両者の錯綜した世帯変動が存在している²⁾。つまり、今のところ高齢者のみ世帯も、同居世帯も、共にある過渡期性、不安定性をその世帯形態に内包しており、そして互いにそれぞれの

存在のあり方を規定しあっている。この意味から、理念的モデルとしてはともかく、実態としては、高齢者のみ世帯だけではなく、あわせて同居世帯をも取り上げ、世帯変動を前提とした両者の家計と生活費の比較分析が行われることが今日のわが国においては不可欠である。

本稿は、上記の問題意識から、昭和60年度に実施された掛川市の高齢者家計調査のデータのうち、特に同居世帯を取り上げ、その家計と高齢者生活費の実態を明らかにしようとするものである。なお、今回調査は昭和48年調査の追跡調査であり、その意味では、12年間の変化、特に世帯変動を前提として上の実態が把握されることになる。ところで一般に、同居世帯におけるこれらの分析の困難性は次の点にあると考えられる。すなわち、第1に、同居世帯においては、1世帯1家計ではなく、複数の家計が存在している場合が少なくない。またこのような家計の分離の度合いはさまざまであり、ほとんどの収支運営を分割している場合と、ある一部のみを主たる家計から独立させている場合がある。通常の家計調査では、主たる家計以外の収支部分は落ちてしまうか、あるいは家計の分離度の大きいところは、そもそも調査対象から除外されてしまうことが多いであろう。第2に、上の点は、高齢者に独自の収入の存在と無関係ではない。つまり、伝統的な同居世帯が基本的には高齢者の無収入＝子世代による扶養として存在してきたとすれば、今日のそれは、自己扶養部分＝自立部分と子世代扶養部分との併存としてあり、この自立部分と子世代扶養部分の割合が一樣ではないのである。第3に、以上の結果、同居世帯にお

ける高齢者の実態生活費は次のいずれをさすのかについて混乱がある。(1)子に扶養される部分＝高齢者扶養費。(2)子世代とは分離された高齢者独自の支出部分。(3)(1)と(2)を合計して得られる高齢者世代にふりむけられた支出総額。第4に、高齢者夫婦ないし単身者の生活費との比較をどのように行うか。同居によるいわゆる「節約」部分をどの程度に考えるか。

以上のような困難性が、特に同居世帯の家計と生活費の分析を遅れさせてきたともいえるかもしれない。しかし、昭和45年、48年の掛川市高齢者家計調査および中高年者家計調査は、そもそもの出発点としての児童養育費調査以来の世帯員個人別収支把握を念頭に置いた調査設計を行っており、少なくとも技術的にはこの困難性を克服して、同居世帯の高齢者生活費にせまることのできた先駆的な調査であった³⁾。48年調査の追跡調査としての今回の家計データも、技術的には先の(1)、(2)、(3)のいずれの生活費についても把握することが可能である。ただし(1)、(3)については、本来共同で行われた支出＝消費から的高齢者1人ないしは2人分の抽出という作業を含むので、その抽出方法の是非というやっかいな問題がついてまわる。この点で、いわゆる掛川方式⁴⁾が唯一のものではなく、その妥当性の検討が必要であるが、さしあたり今はそれを置いて、(1)、(3)の少なくとも近似値が得られると考えれば、図1のような高齢者生活費把握の枠組み設定が可能であろう。すなわち、まず支出については、同居世帯の他の世帯員と共同する全体家計(もしくは主家計)のなかに吸収された部分、つまり高齢者への全体家計

(主家計)からの配分部分 a がある。また、これとは別に、高齢者の独立したこづかい、ないしは独自支出部分 b がある。高齢者の生活にかかわる支出は、この $a+b$ である。高齢者の生活費は結局この $a+b$ であるが、しかし、実態生活費はそれをまかなう収入ときわめて強い相関をもっている。そこで、この収入を高齢者自身の収入(年金など「社会的扶養」も含む)でまかなわれる部分 c と、子世代の収入によってまかなわれる部分＝扶養費 d とに分け、この cd と ab の関係を考えて、おそらく一般には図1のような点線で囲まれた部分が高齢者生活費となろう。この場合、 ad 、 bc のいずれが大きいか、あるいは ac 、 bd といった部分がどれくらい含まれるのかによって、同居世帯高齢者の生活費のもつ意味は、異なってくることになる。例えば、 ad が大きければ、それは扶養費の色彩を濃くするであろうし、逆に bc が大きければ同居とはいえず、高齢者のみ世帯に近い生活費としての性格を強くもつであろう。また ac などの部分が一定存在すれば、高齢者の貢献によって同居世帯が維持されているとさえ考えることができよう。

(2) 分析の対象と方法

そこで、具体的な分析の対象として、ここでは、今回調査対象世帯85のうち、同居世帯の典型として高齢者夫婦とその子供家族(C—N)世帯と、高齢母親とその子供家族世帯(M—N)の2つのタイプ、合計33世帯を選んだ。このうち、前回昭和48年にも家計調査を実施している世帯は12世帯である。今回調査は、昭和48年調査の追跡としてなされているので、この比較に重点をおいて同居世帯の家計と高齢者の生活費を分析することが可能である。しかし、12世帯では少なすぎるので、33世帯全体を対象として、次のように両時点間の世帯変動を組み入れることとした。すなわち、前回家計調査対象ではなかった世帯も世帯調査対象であったので、その時点での世帯類型と、今回調査時点の世帯類型の変化によって、対象を次の5つのタイプに分類する。(Ⅰ)核家族世帯NからC—Nになった世帯、(Ⅱ)夫婦世帯CからC—N

収入 生活費	c	d
a	ac	ad
b	bc	bd

- a. 全体家計から的高齢者への配分部分
- b. 高齢者の独立した家計、こづかい部分
- c. 高齢者の収入によってまかなわれる部分
- d. 子世代の収入によって扶養される部分

図1 高齢者の生活費の枠組み

表 1 世帯変動タイプ別対象ケース数

世帯変動タイプ		世帯人員	ケース数
I	N→C-N	6人	5
II	C→C-N	6人	3
		7人	2
		小 計	5
III	C-N→C-N	5人	3
		6人	8
		7人	1
		小 計	12
IV	N→M-N	5人	2
V	C-N→M-N	4人	3
		5人	6
		小 計	9
合 計			33

になった世帯、(Ⅲ)C-NからC-Nでタイプとしては変化のない世帯、(Ⅳ)核家族世帯NからM-Nになった世帯、(Ⅴ)C-NからM-Nになった世帯である。それぞれの類型ごとのケース数は表1に示してある。(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅳ)のタイプは比較的年齢が若く、60歳代が多い。(Ⅲ)、(Ⅴ)は70、80歳代である。これらのうち、特に、CからC-Nへの変化、またC-NからM-Nへの変化が、高齢者生活費の先の枠組みをどう変えているかが、ここでは特に注目されよう。はじめに述べた今日の高齢者のみ世帯と同居世帯とのいずれにも含まれる過渡期性、不安定性を表現するかのようなCからC-Nへの移行、また、同居世帯における高齢者夫婦と単身（とくに母親）の差異が、同居家計と高齢者生活費のありようを一体どう変えているだろうか。

なお、分析に利用するのは、総家計簿として合算されたものだけでなく、その基となった個別家計簿とくらし帳である。くらし帳は副となる家計を意味するものとして設計されたので、高齢者の方の独自収支を意味する場合と、子世代の方が副となれば子世代独自の収支を示す場合とがある。ここでは、家計簿が正か副かではなく、老人の裁量する家計か、主として子世代が裁量する家計かを分けた方が世代間の関係が明らかになると思われるので、家計簿と老人家計簿に区分した。くらし帳のほとんどは老人家計簿となるが、一部子世

代の方が副となっている場合のみ、家計簿の方を老人家計簿とし、くらし帳の方を家計簿にするという操作を行った。つまり、家計簿とは主として子世代の裁量する（あるいは高齢者と子世代の共通の）家計を示す。老人家計簿は高齢者が裁量する（一部共通部分を含むこともある）家計である。

以上のような対象と方法で行われる分析はあくまで事例的な分析にとどまる。他の報告でも述べられているように、今回調査は、掛川市の高齢者世帯を統計的に代表するものではなく、また前回調査同様の対象抽出を行ってもいないので、やや煩雑であるがなるべくケースをすべて並べた上での分析を行うことにしたい。

Ⅱ 12年間の世帯変動と同居家計

(1) 同居世帯家計の分離状況

まず、対象となる33の同居世帯において、家計は世代間においてどの程度一致し、また分離しているだろうか。表2は、先の世帯類型の変動パターン別に、世代間で家計の分離がどの程度進んでいるのかを、総家計を100とした家計簿と老人家計簿の比率で、実収入・実支出の両レベルから見たものである。今回調査は1ヵ月調査であるが、収入は年間通して恒常的に入る収入を押さえてあるので、実収入レベルの分離度の方が基本になる。実支出の場合は、調査月での特別な支出が平均されていないので、必ずしも本来的な分離度を示さない可能性が強い。ただし、実収入外収入、例えば貯金引き出し、財産売却などのストックを背景として進む家計の分離は、むしろ実支出レベルでとらえられる。さて表2では、全体に同居世帯が決して1家計ではなく多かれ少なかれ複数の家計が存在していることがよく示されているが、特に世帯変動と関連して次の点が指摘される。第1に、ⅠおよびⅡのタイプでは比較的分離の程度が大きく、老人家計簿のウェイトも大きい。Ⅰでは平均すると実収入でほぼ半々に家計簿と老人家計簿が分かれており、実支出ではその6割を老人家計簿が分担している。ⅡはⅠほどではないが、実収入でほぼ3割、実支出では5-6割を老人家

表2 世帯変動タイプ別老人家計簿の分離状況

タイプ	ケース	年齢	世帯人員	実収入			実支出			両家計簿間の繰入金
				総家計簿	家計簿	老人家計簿	総家計簿	家計簿	老人家計簿	
I N→C-N	①	62	6人	100	58.2	41.8	100	13.7	86.3	子から 110,000円
	②	64	6人	100	29.9	70.1	100	51.4	48.6	老人から 70,000円
	③	64	6人	100	72.1	27.9	100	36.6	63.4	子から 120,000円
	④	68	6人	100	50.2	49.8	100	36.7	63.3	子から 80,000円
	⑤	67	6人	100	80.6	19.4	100	95.3	4.7	老人から 50,000円
	小計			100	55.5	44.5	100	39.5	60.5	
II C→C-N	⑥	66	6人	100	90.8	9.2	100	86.6	13.4	なし
	⑦	70	6人	100	64.0	36.0	100	25.4	74.6	老人から 110,000円
	⑧	75	6人	100	69.0	31.0	100	55.0	45.0	老人から 80,000円
	小計			100	72.1	27.9	100	52.6	47.4	
	⑨	61	7人	100	51.1	48.9	100	34.4	69.4	子から 50,000円
	⑩	68	7人	100	75.3	24.7	100	43.5	56.5	老人から 40,000円
III C-N→C-N	小計			100	63.1	36.9	100	36.6	63.4	
	⑪	82	5人	100	94.3	5.7	100	98.1	1.9	なし
	⑫	75	5人	100	86.1	13.9	100	85.8	14.2	なし
	⑬	80	5人	100	74.5	25.5	100	89.0	11.0	なし
	小計			100	88.5	11.5	100	93.5	6.5	
	⑭	72	6人	100	81.9	18.1	100	85.3	14.7	なし
IV N→M-N	⑮	71	6人	100	83.7	16.3	100	75.6	24.4	子から 41,000円
	⑯	70	6人	100	63.3	36.7	100	60.5	39.5	老人から 54,800円
	⑰	74	6人	100	93.8	6.2	100	93.9	6.1	子から 16,193円
	⑱	74	6人	100	90.2	9.8	100	91.6	8.4	なし
	⑲	73	6人	100	72.8	27.2	100	67.9	32.1	子から 10,000円
	⑳	75	6人	100	79.0	21.0	100	86.1	13.9	なし
V C-N→M-N	㉑	83	6人	100	80.3	19.7	100	90.3	9.7	老人から 40,000円
	小計			100	80.5	19.5	100	78.4	21.6	
	㉒	77	7人	100	88.4	11.6	100	89.7	10.3	なし
	㉓	66	5人	100	78.2	21.8	100	90.4	9.6	なし
	㉔	61	5人	100	86.3	13.7	100	89.2	10.8	なし
	小計			100	84.2	15.8	100	89.6	10.4	
VI C-N→M-N	㉕	77	4人	100	95.8	4.2	100	96.1	3.9	子から 10,000円
	㉖	78	4人	100	100.0	0	100	100.0	0	なし
	㉗	81	4人	100	92.0	8.0	100	96.9	3.1	なし
	小計			100	96.4	3.6	100	97.8	2.2	
	㉘	78	5人	100	88.6	11.4	100	87.9	12.1	なし
	㉙	65	5人	100	75.3	24.7	100	70.1	29.9	なし
VII C-N→M-N	㉚	74	5人	100	88.5	11.5	100	88.5	11.5	老人から 50,000円
	㉛	69	5人	100	100.0	0	100	100.0	0	なし
	㉜	76	5人	100	81.0	19.0	100	93.9	4.0	老人から 10,000円
	㉝	78	5人	100	87.8	12.2	100	97.2	2.8	なし
	小計			100	88.0	12.0	100	90.6	9.4	

注1) 年齢はC-Nの場合は夫の年齢。

注2) 両家計簿間の繰入金は、家計簿から老人家計簿、老人家計簿から家計簿への現金の繰り入れを示す。

計簿がひきうけている。実収入より実支出の方で老人家計簿のウェイトが大きいのは、先に指摘した1ヵ月家計簿、ストック取りくずしの影響のほか、これらのタイプでは、家計共通費を高齢者が裁量していることが多く(老人家計簿が主家計簿)、またその場合は子世代が老人家計簿へ現金繰り入れをしていることがあるからである。ちなみに表2で両家計簿間の繰入金の状態を見ると、Ⅰ、Ⅱタイプでは子世代から老人家計簿へ、またその逆のいずれも多く、どちらの世代が主たる家計(共通費の運営)になるにせよ、その費用の分担をほぼ均等に行った上での、家計の分離が存在しているといえよう。第2に、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴタイプでは、実収入、実支出とも家計簿が8—9割、老人家計簿は1—2割と、老人家計簿の総家計に対する比重はきわめて小さくなる。特に、Ⅴタイプでは家計がまったく分離していない2ケースを含めて、老人家計簿は1割を切るケースが多くなっている。またⅢタイプでも、比較的高齢の5人世帯の3ケースは、分離度がきわめて低い。

以上の2つの傾向は、Ⅰ、Ⅱタイプが、比較的年齢が若く、勤労収入のある高齢者をも含んでいること、また核家族Ⅳ、夫婦世帯Ⅲからの移行としてのⅢ—Ⅳ世帯であること、これに対して、Ⅲ、Ⅴタイプは、比較的年齢が高く、高齢者男性が存在している世帯でも、すでに前回時点で無職の場

合が多く、また前回時点ですでにⅢ—Ⅳ世帯であって同居のキャリアが長いこと、等が関連していると考えられよう。少なくともⅠ、Ⅱタイプでは、高齢者扶養のための同居というより、子世代の世帯形成・拡大期の相対的低収入を背景として、両世代で半々に生活を支えあっているという内実になっていると考えられるが、これが新しいタイプの同居家計なのか、結局はⅢ、Ⅴのようなタイプへ移行する過渡期の状況なのか、ここではいずれともしがたい。ちなみに、前回も家計調査を行った世帯のうち、前回時点でⅢ—Ⅳ世帯であって、Ⅲ—Ⅳ継続もしくはⅢ—Ⅳに移行した5ケースについて、ケースごとにこの点の変化を見てみると(表3)、ケース⑮では48年時には実収入レベルではほぼ6:4の分離があったものが、60年時点ではほぼ8:2へ変化している。このケースは、48年時点では老夫婦共に50代でまだ勤労収入があった。この12年間に退職し、年金生活に入ったものである。ケース⑰、⑲は、実収入レベルの分離度は12年前とほとんど変わっていない。⑰は、48年当時すでに親世代は退職し、父親は若干の雑業にたずさわっていた。ただし家計共通費の運営は共稼ぎの長男夫婦に代わって親世代が行い、その分の費用を子世代が親の家計へ繰り入れる形をとっていた。実支出レベルでの老人家計簿比率が高いのはそのためである。しかし60年時点では実支出レベ

表3 家計調査継続世帯における12年間の変化

			家計の分離率 (%)				収入支出の世代間配分比率 (%)					
			実 収 入		実 支 出		実 収 入			消 費 支 出		
			家計簿	老人家計簿	家計簿	老人家計簿	親世代	子世代	孫	親世代	子世代	孫
1. ケース⑮ (71歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 6人	60.2	39.8	81.2	18.8	39.8	60.2	0	29.2	41.4	29.4
	60年	Ⅲ—Ⅳ 6人	83.7	16.3	75.6	24.4	16.3	65.9	17.8	38.0	34.3	27.6
2. ケース⑰ (74歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 5人	95.2	4.8	37.4	62.6	4.8	95.2	0	25.7	57.4	16.9
	60年	Ⅲ—Ⅳ 6人	93.8	6.2	93.9	6.1	6.4	93.6	0.0	15.3	40.3	44.4
3. ケース⑲ (75歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 5人	79.7	20.3	88.5	11.5	20.3	79.7	0.0	27.1	58.4	14.5
	60年	Ⅲ—Ⅳ 6人	79.0	21.0	86.1	13.9	21.0	79.0	0.0	28.6	51.3	20.1
4. ケース⑳ (78歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 6人	86.0	14.0	84.1	15.9	14.0	86.0	0.0	31.4	48.9	19.4
	60年	Ⅲ—Ⅳ 4人	100.0	0	100.0	0	15.7	84.3	0.0	16.0	63.7	20.3
5. ケース㉑ (65歳)	48年	Ⅲ—Ⅳ 6人	79.9	20.1	74.3	25.7	20.1	79.9	0.0	30.8	39.7	29.5
	60年	Ⅲ—Ⅳ 5人	75.3	24.7	70.1	29.9	24.7	75.3	0.0	35.6	35.3	29.1

注 1) ケース No. は、表1などと共通。

2) 年齢は60年時点の夫または未亡人の年齢。

ルでも老人家計簿は縮小し、子世代主体の家計となっている。ケース⑳は、親世代の妻のみが48年当時就労しており、60年時点では退職、ねたきりの夫の介護を行っている。子世代は48年当時から共稼ぎで、すでに12年前から同居家計の主体となっていた。このように個別ケースの追跡でみると、C—N世帯では、少なくとも親世代の夫が就労し、収入が安定したある大きさにある場合に、I、IIタイプのような、両世代半々の負担を前提とした家計分離が行われている。しかし、親世代（夫）が引退し、収入も年金のみになっていくと、子世代家計を主としたIIIタイプへと移行しており、この意味でI、IIタイプは過渡的な形となっている。なお、ケース㉔、㉕のC—NからM—Nへの変化ケースでは、両方とも老夫死亡による経済的地位低下による子世代家計への吸収という典型パターンはとっていない。㉔は老母に高い年金収入がありながら、夫死亡後子世代家計へ吸収されており、㉕では、㉔より相対的に低い年金によって夫存命中と同じく2割以上の収支部分を自由裁量しつつづけている。㉔と㉕の差は子世代の収入の大きさである。㉔は夫婦共稼ぎで約80万円の高い収入があり、㉕は、長男のみの29万円の収入である。㉔は分離を明確にすることで年金を自由裁量しながら高齢者生活費を確保し、㉕は、分離せずとも総収入額の大きさからほぼ㉔と同レベルの高齢者生活費を確保しているといえるかもしれない。この2つのケースは、一定の年金を前提とした新しいタイプの同居家計を示すものとも考えられる。この点については次節で述べることになる。

（2）世代間の収入の貢献度および支出の配分

以上の家計の分離状況を前提として、次にそれぞれの家計ではなく、総家計レベルでの実収入の世代間の貢献度、および消費支出の世代間配分の状態を表4によって検討しておこう。生活費は、消費支出より実支出でとらえるべきだが、非消費支出は個人別に調査できていない。したがって、親世代に配分された消費支出は、先の図1の高齢者生活費の枠組みの $a+b$ にほぼ該当するが、それよりは小さいと考えられよう。また、収入は親

世代、子世代のそれぞれの可処分所得が図1の c 、 d にそれぞれあたるが、ここでも、非消費支出の個人別区分の不十分さのために、それぞれの実収入によって代替させることができると考えておく。さて、ここでも先の世帯変動タイプとの一定の関連がみられる。まず第1に、I、IIタイプでは、親世代の実収入貢献度が高く、また、消費支出配分割合も高い。収入は3—4割、支出は3割である。このタイプでも収入貢献度の低いケース⑥⑤③は、消費支出配分もやや小さい。しかし全体では、I、IIタイプでは消費支出は、親・子・孫の三世代にほぼ3分の1ずつ配分されているとみることができる。これに対して、III、IV、Vタイプは、全般に収入の貢献度が小さくなり（1—2割）また支出配分も縮小傾向になっている点は、先の家計の分離と同様である。ただし、支出の方は収入の貢献度の低下ほどは縮小しない。IIIタイプで3—2割、IV、Vタイプでも2割弱の配分を確保している。なお、家計分離のまったくみられなかった㉔、㉕のケースでも親世代は15.7%、16.2%の収入の貢献をしているが、支出の配分は16.0%、15.5%である。㉔は35.6%と高い配分となっていることと比較すると、支出配分の比率は、家計分離と関連しているかもしれない。この点は先の表3にもよく示されている。もちろん配分比率は絶対額ではないので、比率は小さくとも十分な支出額を確保していることはケース㉔のように十分ありうる。この水準そのものの吟味は、次節でくわしく検討するが、ケース㉔のようにIIIタイプで高齢でありながら老夫が安定した勤労収入があるために収入貢献度がきわめて高く、しかし支出配分が小さいという場合もある。これは総支出額が63万円ときわめて大きいことを考慮にいれなければならない。支出配分比率の小さなグループには、このように総支出の絶対額が大きいケースと、総支出額が小さいのに、配分比も小さいケースとがある。特にケース㉑と㉓は後者の例であるが、ここでは特に孫への支出配分が高い点が注目される。孫への支出と高齢者への支出との競合が考えられるケースである。また㉑、㉓は孫への支出ではなく子世代への配分が高い。なお、I、II

表 4 世帯変動タイプ別世代間の収入と支出の配分状況

タイプ	ケース	年齢	世帯人員	総実収入 (円)	親世代 (%)	子世代 (%)	孫 (%)	総消費支出 (円)	親世代 (%)	子世代 (%)	孫 (%)
Ⅰ N→C—N	①	62	6人	343,500	38.7	61.3	0.0	571,268	36.5	30.2	33.2
	②	64	6人	763,285	70.1	29.9	0.0	393,089	36.1	35.4	28.5
	③	64	6人	416,530	26.7	73.3	0.0	229,791	28.7	34.9	36.4
	④	68	6人	445,792	49.8	50.2	0.0	459,368	44.2	32.6	32.4
	⑤	67	6人	562,863	19.4	80.6	0.0	210,051	21.1	47.3	31.6
	小 計			506,394	43.8	56.2	0.0	372,713	35.6	34.4	30.0
Ⅱ C→C—N	⑥	66	6人	452,438	9.2	90.8	0.0	346,365	27.0	48.2	13.7
	⑦	70	6人	772,852	32.7	67.3	0.0	432,483	30.3	39.2	30.5
	⑧	75	6人	734,531	30.6	69.4	0.0	598,578	29.4	38.4	32.2
	小 計			653,274	26.5	73.5	0.0	459,142	29.9	42.6	27.5
	⑨	61	7人	574,440	42.7	57.3	0.0	482,573	36.7	25.0	38.3
	⑩	68	7人	564,667	24.7	75.3	0.0	435,013	24.9	34.7	40.4
	小 計			569,554	33.8	66.2	0.0	458,793	31.1	29.6	39.3
Ⅲ C—N→C—N	⑪	82	5人	1,484,256	53.5	31.5	15.0	636,633	17.8	48.7	33.5
	⑫	75	5人	383,051	15.6	84.4	0.0	305,337	33.1	51.4	15.4
	⑬	80	5人	550,695	25.5	74.5	0.0	221,482	33.2	40.1	26.7
	小 計			806,001	41.1	49.7	9.2	387,817	24.8	47.8	27.5
	⑭	72	6人	574,528	18.5	81.5	0.0	292,262	23.3	49.9	26.8
	⑮	71	6人	860,469	16.3	65.9	17.8	479,410	38.0	34.3	27.6
	⑯	70	6人	636,549	37.8	62.2	0.0	568,339	36.6	38.2	25.2
	⑰	74	6人	435,561	6.4	93.6	0.0	278,461	15.3	40.3	44.4
	⑱	74	6人	700,616	10.6	56.2	33.2	354,429	24.5	29.5	46.0
	⑲	73	6人	544,774	27.2	72.8	0.0	448,721	49.2	24.8	26.0
	⑳	75	6人	642,534	21.0	79.0	0.0	367,914	28.6	51.3	20.1
	㉑	83	6人	561,286	20.3	53.1	26.6	335,793	26.6	29.6	43.7
	小 計			619,539	19.9	69.3	10.8	390,666	32.1	36.6	31.3
	㉒	77	7人	432,547	12.9	87.1	0.0	284,828	22.7	51.1	26.2
Ⅳ N→M—N	㉓	66	5人	431,891	21.8	78.2	0.0	290,224	12.0	61.1	26.9
	㉔	61	5人	1,238,169	13.7	74.5	11.8	578,450	15.3	32.7	52.0
	小 計			834,902	15.8	75.4	8.8	434,337	14.2	42.2	43.6
Ⅴ C—N→M—N	㉕	77	4人	738,313	3.8	96.2	0.0	404,066	18.0	54.2	27.9
	㉖	78	4人	958,452	15.7	84.3	0.0	610,303	16.0	63.7	20.3
	㉗	81	4人	668,444	8.5	71.3	20.2	777,736	19.7	60.1	20.2
	小 計			788,403	9.9	84.4	5.7	597,368	18.0	60.0	22.0
	㉘	78	5人	384,302	12.1	87.9	0.0	403,278	18.1	49.3	32.7
	㉙	65	5人	391,038	24.7	75.3	0.0	266,007	35.6	35.3	29.1
	㉚	74	5人	682,009	12.5	87.5	0.0	418,554	26.3	46.2	27.5
	㉛	69	5人	751,350	16.2	66.2	17.6	520,528	15.5	39.0	45.5
	㉜	76	5人	633,603	19.0	62.0	19.0	401,273	14.1	37.0	48.8
	㉝	78	5人	212,217	12.2	87.8	0.0	174,553	19.4	33.9	46.7
	小 計			509,087	16.2	75.5	8.3	364,032	20.6	41.1	38.4

タイプでは、総支出の絶対額が大きいために老人配分率が小さくなるというケースはみられない。むしろ収入貢献度と関連しているようである。

III 高齢者の経済生活類型と生活費

(1) 老人世代消費支出水準と自己扶養率

さて、それでは、上のような家計分離、総家計レベルでの収支の配分状況の下で、高齢者の生活費そのものの絶対額とそれをどのような収入でまかなっているのかをもう少し詳しく見てみよう。

表5は、これまでと同じく世帯変動タイプ区分でケースごとに高齢者の総消費支出と実収入、年金、および老人家計簿で自由裁量している収支の金額を示したものである。Dの総消費支出が高齢者生活費を近似的に示す金額であり、これをAの老人実収入がどれくらいまかなっているかをA/D自己扶養率として示した。自己扶養率100をこえているケースは、高齢者自身の実収入の範囲でその生活費をまかなっていると一応推測することができ、また100に満たないケースは、その差を、子世代が扶養しているか、あるいは高齢者の預金の

表5 世帯変動タイプ別高齢者の自己扶養の状況

タイプ	ケース	年齢	世帯人員	A老人世代実収入	B老人世代年金	年金比率 B/A	C老人家計簿実収入 (裁量収入)	収入裁量比率 C/A	D老人世代消費支出	E老人家計簿消費支出 (裁量支出)	支出裁量比率 E/D	自己扶養率 A/D	年金扶養率 B/D
I N→C-N	①	62	6人	132,874	26,500	19.9	143,500	92.6	208,780	491,468	235.4	63.6	12.7
	②	64	6人	535,035	233,691	43.7	534,985	99.9	142,022	149,949	105.6	376.7	164.5
	③	64	6人	111,144	109,692	98.7	116,092	104.5	65,926	162,651	246.7	168.6	166.4
	④	68	6人	221,792	106,442	48.0	221,792	100.0	203,157	310,363	152.8	109.2	52.4
	⑤	67	6人	109,375	109,375	100.0	109,375	100.0	44,297	12,780	28.9	246.9	246.9
II C→C-N	⑥	66	6人	41,666	41,666	100.0	41,666	100.0	105,322	51,990	49.4	39.6	39.6
	⑦	70	6人	252,470	238,196	94.3	277,886	110.1	130,959	307,372	234.7	192.8	181.9
	⑧	75	6人	224,742	218,342	97.2	228,042	101.5	175,989	314,000	178.4	127.7	124.1
	⑨	61	7人	245,210	209,334	85.4	281,094	114.6	177,196	339,966	191.9	138.4	118.1
	⑩	68	7人	139,667	100,267	71.8	139,667	100.0	108,198	280,341	259.1	129.1	92.7
III C-N→C-N	⑪	82	5人	794,708	144,708	18.2	85,108	10.7	113,350	17,502	15.4	701.1	127.7
	⑫	75	5人	59,659	53,199	89.2	53,199	89.2	101,083	52,978	52.4	59.0	52.6
	⑬	80	5人	140,591	140,191	99.7	140,591	100.0	73,596	31,760	43.2	191.0	190.5
	⑭	72	6人	106,468	103,825	97.5	103,825	97.5	68,082	54,323	79.8	156.4	152.5
	⑮	71	6人	140,517	140,517	100.0	140,517	100.0	182,289	143,508	78.7	77.1	77.1
	⑯	70	6人	240,823	233,789	100.0	233,789	97.1	208,236	153,579	65.1	156.4	156.4
	⑰	74	6人	28,000	27,000	97.1	27,000	96.4	42,668	18,313	42.9	115.6	112.3
	⑱	74	6人	74,118	45,300	61.2	68,600	92.6	86,979	35,188	40.4	85.2	52.1
	⑲	73	6人	148,000	85,000	57.4	148,000	100.0	220,670	172,062	78.0	67.1	38.5
	⑳	75	6人	135,000	117,000	86.7	135,000	100.0	105,096	45,648	43.4	128.5	111.3
	㉑	83	6人	113,847	110,791	97.3	110,791	97.3	89,431	34,001	38.0	127.3	123.9
	㉒	77	7人	55,703	50,117	90.0	50,117	90.0	64,685	34,536	53.4	86.1	77.5
IV N→M-N	㉓	66	5人	94,232	93,882	99.6	94,232	100.0	34,778	15,050	43.3	271.2	269.9
	㉔	61	5人	169,824	143,284	84.4	169,824	100.0	88,245	72,678	82.4	192.4	162.4
V C-N→M-N	㉕	77	4人	27,957	27,957	100.0	31,025	110.9	72,543	22,900	31.6	38.5	38.5
	㉖	78	4人	150,372	147,733	98.2	—	—	97,602	—	—	154.1	151.4
	㉗	81	4人	56,987	53,667	94.1	53,667	94.2	152,905	28,460	18.6	37.3	35.1
	㉘	78	5人	46,638	31,408	67.3	43,908	94.1	72,874	57,689	79.1	64.0	43.1
	㉙	65	5人	96,758	83,258	86.0	96,758	100.0	94,790	90,775	95.8	102.1	87.8
	㉚	74	5人	84,966	78,666	92.6	78,666	92.6	110,215	61,406	55.8	77.1	71.4
	㉛	69	5人	121,458	110,919	91.3	—	—	80,545	—	—	150.8	137.7
	㉜	76	5人	120,453	120,453	100.0	120,453	100.0	56,730	26,880	47.4	212.3	212.3
	㉝	78	5人	25,833	25,833	100.0	25,833	100.0	33,857	5,780	17.1	76.3	76.3

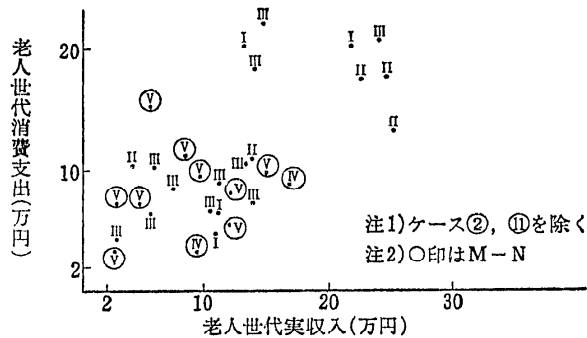


図2 老人実収入と老人消費支出の分布

取りくずしなどで補っていると考えることができる。なお、B/D は、実収入のうち年金のみでどの程度の生活費をまかなっているかを見たものである。また、B/A 年金比率、C/A 実収入自由裁量比率（老人家計簿の収入となっているものの割合）、E/D 消費支出自由裁量比率（老人家計簿の消費支出となっているものの割合）をそれぞれ示してある。

この表からは、以下の点が明らかであろう。まず、第1に、高齢者の生活費の近似値を示すDは、その絶対額はきわめてさまざまであり、C-Nタイプでも4万円台から20万円台までの幅、M-Nタイプで3万円台から15万円までの幅をもっている。これは1ヵ月調査によるバラツキの大きさを当然含んでいるが、高齢者の生活費といっても、決して一様ではないことを示すものといえよう。なお、この老人世代消費支出額を、老人世代実収入および世帯人員1人当たりの総家計実収入とクロスさせて分布の状況を見たのが図2、図3の点相関図である。図2のように、老人実収入とはI、II、IIIタイプのC-Nの消費支出額の関連がみられるが、VタイプのM-Nの消費支出はあまり関連していない。図3の世帯員1人当たりの世帯総実収入と老人消費支出の関連をみると、逆にVタイプとの相関がみられる。

第2に、自己扶養率が100に満たないケースは、33のうち12である。そのうち5ケースはVタイプのM-N世帯である。つまり、全体の約6割強のケースは高齢者の生活費を自己収入でまかなっていると推測される。特にI、II、IIIタイプは自己扶養率の高いケースが多く、この点が上の図2で

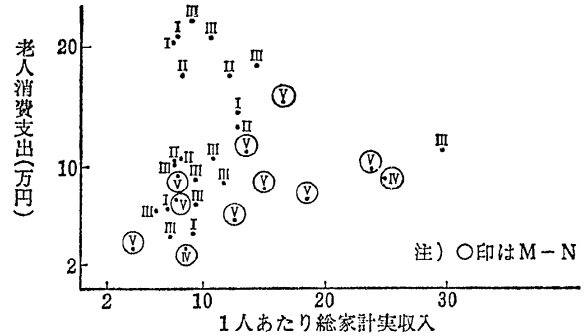


図3 1人当たり総実収入と老人世代消費支出の分布

の老人世代実収入との一定の相関となって表われていると考えられる。ただしVタイプは半数を上まわる5ケースが子世代扶養に一部依存していると考えられ、したがって図3のような世帯総収入との関連が生ずるのであろう。なお、IIIタイプは、先の家計分離や、収入貢献度、支出配分割合から見ればI、IIより老人世代の占める位置は小さいのであるが、自己扶養率が比較的高くでているのは、老人世代の支出額そのものが老人世代収入よりさらに小さく、結局老人世代家計そのものの規模がI、IIタイプよりは縮小しているからだと考えられる。この点については後にさらに詳しく述べたい。

第3に、しかし、100%子世代扶養になっている世帯は1つもない。自己扶養率は低い方で30%台であるから、子世代扶養率の高い場合でも、約7割程度を扶養していると考えられるが、これは3ケースである。あとの9ケースは、5割以上を自己の実収入によってまかなっている。第4に、年金への依存はIタイプおよびIIIタイプの3ケースを除くと大きく、ほぼ実収入=年金収入であるが、年金扶養率は、15ケースで100を割っている。いいかえれば、18ケースは、年金で生活費をまかないうるが、それ以外は年金以外の収入か子世代の扶養をあてにせざるをえないことになる。なお、自己扶養率が100以上で年金扶養率が100を割っているのは3ケースのみである。ケース④は年金は実収入の48%であるが実収入全体ではほぼ生活費をまかなっている。ケース⑩、ケース⑳の場合は、年金扶養率が100を割ってい

るといってもほんのわずかであり、ほぼ年金でまかなっていると考えてもよいかもしれない。つまり、ケース④を除くと年金扶養率の低い世帯は自己扶養率も低く、今回対象世帯の高齢者の生活費をまかなう収入としての年金の存在の大きさが示唆されているといえよう。

以上のように、同居といっても、6割強の高齢者は、自己の実収入の範囲で生活費をまかなっており、残りのケースでも、低い方で3割、高い方では7—8割の自己扶養率を示している。すなわち、同居世帯高齢者の生活費は、そのまかない方（先の図1では *cd*）からみると、6割強は自己の収入 *c* のみでまかなっており、残り4割弱が、*c* と子世代扶養 *d* の組み合わせである。さらに、Ⅰ、Ⅱタイプは、その生活費のなかでの独自部分（家計分離部分）が大きく、図1でいえば、自己の収入 *c* で自己の分離家計 *b* をまかなっている *bc* として主に表われているということができよう。また、Ⅲタイプは、Ⅰ、Ⅱに比べて家計分離部分は小さいが、しかしそれは相対的に小さい自己収入 *c* に収斂されて縮小した老人世代支出 *a+b* となって表われるケースが多いのが注目される。Ⅳタイプは数がきわめて少ないので、何ともいえないが、Ⅴタイプでは、自己収入 *c* でまかなえないケースがふえ、また家計分離度もより小さくなり、子世代扶養 *d* による家計からの配分部分 *a*、*ad* が比重をますが、しかしⅤタイプでもこれが100%になるケースはない。家計を一致させつつも *bc* と *ad* の組み合わせとなっていくといえよう。

（2）高齢者の経済生活類型

以上のように高齢者生活費が、高齢者自身の収入でまかなわれている傾向が強いといっても、Ⅲタイプに多く示されているようにもちろんそれが十分な生活費の水準を結果しているとは必ずしもいえない。そこで、今、世帯類型パターンをとりはらって表5の老人世代消費支出の水準と、自己扶養率、特に年金扶養率、また家計分離状況を関連させて、高齢者の経済生活をいくつかの類型に区分してみることにしたい。すなわち、消費支出の水準を、C—N、M—Nそれぞれについて、上、

表6 高齢者の経済生活類型

類 型	消費水準	自己扶養率	家計分離	年金比率	年金水準	ケース例
1 勤労・財産収入自立型	高・中	高	高	低	10 ～ 20万円	②④
2 年金収入自立型	高・中	高	高・低	高	20万円	⑦⑧⑨⑬⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
3 低消費自立型	低	高	高・低	高	10万円	③⑤⑩⑬⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
4 高消費扶養型	高・中	低	低	低	4 ～ 5万円	⑬⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
5 低消費吸収型	低	低	低	低		⑬⑭⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

中、下の3段階に分けた。その指標は、昭和59年全国消費実態調査による65歳以上高齢者夫婦世帯および単身世帯の消費支出月額の中位数、149千円、および78千円をひとつの目安とし、また生活保護法による3級地生活扶助基準としての65歳以上の夫婦で約8万円、単身で5万円という水準（住宅扶助、医療扶助、老齢加算、一時扶助はすべて含まない）に1.4をかけた低所得水準としての約11万円、および7万円をもうひとつの目安とし、同居による住居費などの節約効果を考慮した上、さしあたり、C—Nタイプで、11万未満を下、11～14万円を中、14万円以上を上とし、M—Nタイプでは、6万円未満を下、6—9万円を中、9万円以上を上とした。この水準階層と、自己扶養率、その主な収入種類、子世代家計との分離状況の組み合わせから、表6のような5つの類型化が可能である。第1類型は、消費支出水準が中ないしは高で、自己扶養率、家計分離が大きい。年金比率は小さく、主として勤労収入・財産収入による自立型である。ケースとしては多くない。Ⅰタイプの②、④が典型である。第2類型は、消費支出水準は中および高で、自己扶養率が高く、特に年金比率が高い。いわば年金自立型と呼ぶものである。今回対象世帯の1つの中心となっている類型である。この場合は家計分離は比較的大きいグループと小さいグループに分かれる。C—Nは大きく、M—Nは小さい。M—Nで分離ゼロの

2 ケースもここに含まれる。家計簿は別になっていないが、年金収入に見合った支出配分がみられる。この場合注意すべきは、世帯総実収入が高いことである。この総収入の高さが家計分離を伴わずとも、比較的大きい老人消費支出配分を実現させているとみられる。第3類型は、低位、もしくはやりくり自立型とでも名づけられる類型で、消費支出水準は低いが、自己扶養率が高い。つまり、それほど高くない自己収入（＝ほとんど年金である）の範囲で生活費をやりくりしているという類型である。上の第2類型との違いは、さしあたり消費水準の高低であるが、実は収入、特に老人世代の年金収入の差がこれに反映している。すなわち、このタイプの老人収入＝年金は、額そのものからいえば10万円前後であり、消費水準ランクで中位のレベルであるが、第2類型の場合は、特にC—N世帯ではその倍の20万円前後の収入をあげている。第2類型、第3類型ともにこれらの年金収入を目いっぱい日々の消費支出にあてることは少なく、むしろ預金など非消費支出、実支出外支出への控除をして、消費レベルを決めるだろうから、20万円前後の収入レベルの第2類型では、10万以上の中、高位の消費水準となっているのに対して、第3類型では9万以下の低位レベルに抑えこまれているのだと考えられる。今回調査では非消費支出、実支出外支出について世代ごとに分離した調査を十分行いえなかったもので、どのくらいの割合が実際に非消費支出や貯蓄へまわされているかは不明であるが、実収入と消費支出との関係からみれば、消費性向は、Ⅱタイプで平均76.7%、Ⅲタイプで平均66.6%である。なお、このような第3類型の節約やりくり的な老人世代の収支状況に対して、同居とはいえ子世代からの扶養が加算されていない。それはおそらく、第2類型に比べて低額とはいえ、C—Nで10万円前後、M—Nで8—9万円の年金が確保されているからではあるまいか。それ以下の年金の場合は、次に述べる扶養型の類型へ移行している。つまり、一定の年金収入、ここでは10万円前後があると、同居とはいえ、老人世代の自己扶養による経済生活が展開されていく、という状況があり、第2類型も含めて

伝統的な経済扶養を前提とした同居世帯とは異なった新しい同居のタイプを形づくっていると考えられよう。ただし、第3類型の消費水準の低位性が、すぐあとで述べる扶養型の老人消費支出より著しい点は、きわめて重要な問題である。特に、この類型が先に指摘したⅢタイプに多いのみならず、すべてのタイプにわたって存在していること、そして第2類型と並んで今回対象世帯の1つの典型となっていることを考えあわせると、自立型同居が決して「豊かな老後生活」を実現させているばかりではないことに特に注意しておく必要がある。

第4、5の類型は、共に自己扶養率の低いケースで、家計分離度も小さく、いわゆる伝統的な子世代扶養に近い。すなわち、上で述べたように、老人世代の収入（年金）が第3類型より低く、4—5万円前後、もしくはそれ以下の場合、自己扶養では成り立たなくて、扶養型の同居家計となっているとみられる。ただし、第4類型は、消費支出水準が中または高で、子世代扶養によってその水準に達している場合であるが、第5類型は、きわめて低い消費水準しか実現しておらず、第4類型に比べて自己扶養率が高めである点が異なっている。つまり第5類型は厳密には半扶養型である。この類型の差は、結局子世代の扶養力の差に起因しているとみられる。つまり、第5類型は世帯総収入が小さく、例示ケースでは6人7人世帯で40万円強、5人世帯で20万円強である。したがって老人の低い収入に上積みできる部分も限られるから、結果的に老人世代は自己の乏しい収入にかなり依拠した生活を送らざるをえなくなっているのである。第4類型では、総収入が大きく、上積みが十分なされて、高い消費水準を実現させている。第5類型にあてはまるケースは、今回調査対象世帯では少ないが、そもそもこのような調査対象からはもれやすい類型としても、問題視されるべきであろう。

以上の類型に、典型ケースがそれぞれ例示してあるが、もちろんこれにあてはめられなかったケースもある。例えばケース⑥、⑩は、総収入、老人世代収入ともに低く、自己扶養率も低く、類

型5に近いのであるが、いずれも消費水準は中である。一応家計簿上は前月からの繰り越し収入によってその消費支出が実現されたことになっているが、収入捕捉にもれがあったのか、1ヵ月調査のための消費支出の方の例外がでているのかは不明である。また、ケース①は、総収入は低く、老人収入は中位であるが、消費水準は高い。これは老人世代家計における預金取りくずしによるものであり、その意味では自己扶養率の低さは見せかけのもので、本来は第1類型に近いかもしれない。このように、1ヵ月調査の限界や、また分離された家計の特に収入調査の不十分性などがあるので、類型へのあてはめは典型例示にすぎない。またもちろん、このような類型化そのものも、相対的なものであり、特に消費支出水準のランクづけは、さしあたりのものにすぎない。しかし、およその傾向としては、①同居とはいっても老人世代自己扶養、自立型の世帯が傾向的には増加していき、およそ年金収入が夫婦で10万円レベル以上でこの傾向が顕著であること、②しかしそのなかに消費水準の低い世帯がかなり含まれること、③老人世代の自己収入が低下すれば、伝統的な扶養型同居家計へ移行していくが、子世代に扶養力のない場合は、同居のまま老人世代の生活費はきわめて縮小されていくこと、などの点が明らかであろう。さらに、高齢者生活費としては、自己扶養型Ⅵcのもので、夫婦で最低10万円の収入でその6-7割の消費支出レベルのものが存在していることが示されているが、これがはたして高齢者最低生活費のモデルたりうるかどうかはわからない。ここでは、それは低消費であると位置づけたが、さらに消費水準レベルの判断の科学的な裏づけが必要であろう。

なお、今回調査の目的でもあり、小稿でも分析の柱とした世帯変動との関連では、NからC-Nへの移行のⅠタイプがほぼ第1類型をとり、C-NからM-Nへの移行のⅤタイプで、扶養型の第4類型が比較的多いという点以外は、第2、3、5類型はいずれの世帯変動タイプにも見られた。つまり、自立型の同居、半扶養型の同居家計は、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴのいずれのタイプにも見られ、し

かもそれがどの類型をとるかは、世帯類型変動ではなく、高齢者とその子世代の経済階層によって異なっているようである。逆にいえば、Ⅴタイプと第4類型の結びつき以外は、必ずしも同居の必然が経済的扶養関係にはないといえるかもしれない。ただし、以上はあくまで1ヵ月のフローとしての収入状況からいえることで、ストックの側面の経済生活上の必然性については含んでいない。

(3) 同居家計と老人世代の消費支出構造

それでは、上のようなさまざまな類型をとる消費水準の内容、すなわち、消費構造はどのようなものであろうか。表7は、同居家計全体の総消費支出と老人世代のみの消費支出のそれぞれについて、消費支出総額を100としたときの各支出額の構成比を示したものである。まず、全体に総家計と老人世代家計を比較すると、いずれも次のような特徴が示されている。すなわち、老人世代家計は「保健医療費」と「その他の支出」の比率が相対的に高い。「その他支出」のなかでは、すでによく指摘されているように「交際費」が高くなっている。逆に総家計より縮小しているのは、当然のことながら「教育費」であり、また、Ⅰタイプなど一部を除くと「交通通信費」である。高齢者生活が、移動を伴う社会関係を縮小し、金品の贈与を介した社会関係に特化していくこと、通常の家計調査では総家計のなかに吸収されてしまっているため、あまり大きくは表われないが、老人世代家計においてはやはり「保健医療費」が相対的にふくらんでいる等が明らかであるといえよう。なお、表に示してはいないが、老人世代の分離した家計簿に表われる支出費目は、分離度の高いⅠ、Ⅱタイプなどではすべてにわたっており、特に家計共通費としての性格の強い「住居費」「光熱水費」などは100%近く老人世代家計簿の支出として出ているが、Ⅲタイプなどになると、これらの共通費の支出は老人家計簿には少なくなり、むしろ高齢者個人に帰属しやすい「被服」「保健医療」「交通通信」「教養娯楽」「その他の消費支出」と、若干の「食費」に主たるウェイトがおかれるようになる。さらに、子世代家計との一致の強

表 7 同居家計における総消費支出と老人世代消費支出の構造

			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	特 場
			食料	住居	光熱水	家事用品	被服 はき物	保健医療	交通通信	教 育	教養娯楽	その他	交 際
世帯変動タイプ	I	総消費支出	38.7	2.0	5.4	17.7	3.1	1.9	6.1	3.9	6.7	14.5	9.2
		老人消費支出	35.0	2.0	5.0	18.1	2.6	2.5	6.5	0	4.5	23.8	20.7
	II	総消費支出	37.8	0.1	4.6	2.0	9.8	3.3	12.3	1.9	11.2	17.0	7.1
		老人消費支出	39.4	0.1	4.8	1.9	6.2	3.1	11.3	0	9.5	23.7	12.5
	III	総消費支出	36.3	1.1	5.4	5.4	4.7	2.5	7.7	3.0	9.8	24.1	10.7
		老人消費支出	36.3	1.0	6.0	4.8	2.3	6.6	5.9	0	10.5	26.6	15.5
	IV	総消費支出	29.0	0.0	5.8	2.3	6.7	3.7	10.1	8.2	4.5	29.7	15.2
		老人消費支出	30.0	0.0	8.2	2.9	6.9	7.4	6.3	0	5.0	33.3	26.3
	V	総消費支出	28.1	3.4	5.1	7.5	7.6	1.4	9.2	3.1	9.2	25.4	12.1
		老人消費支出	28.4	3.5	5.9	17.6	3.6	2.7	4.5	0	10.8	23.0	15.6
経済生活類型事例	1型ケース④	総消費支出	39.5	0.2	6.2	12.2	8.1	2.8	6.3	0.5	7.3	16.8	14.6
		老人消費支出	38.5	0.4	4.7	12.2	3.4	1.3	4.3	0	5.0	30.3	30.2
	2型ケース⑥	総消費支出	30.8	1.8	3.2	7.0	5.4	5.8	7.2	6.8	14.3	17.7	8.5
		老人消費支出	28.3	2.6	2.9	2.3	0.3	14.1	8.4	0	3.9	37.1	15.8
	3型ケース⑪	総消費支出	41.7	1.2	8.2	0.4	5.9	2.8	6.9	0	11.4	21.3	7.7
		老人消費支出	40.9	1.5	10.2	0.7	2.2	6.3	8.6	0	2.9	26.7	5.2
	4型ケース⑮	総消費支出	23.9	0.2	7.2	2.0	0.7	0.7	16.5	11.5	9.6	27.7	2.9
		老人消費支出	29.4	0.2	10.0	2.8	2.2	0	14.6	0	4.3	36.5	2.6
	5型ケース⑲	総消費支出	52.6	2.9	14.6	1.4	0.8	2.1	3.0	12.1	1.9	8.6	7.6
		老人消費支出	57.9	3.0	15.0	0.3	2.2	1.2	2.9	0	3.2	14.3	13.9

くなるVタイプなどになると、「保健医療費」「教養娯楽費」「その他消費支出」の3つに集中し、いわゆる「こづかい」化していく傾向が見られる。しかし、この場合も保健医療費を高齢者の「さいふ」から支払い続けている点は注目されよう。

次に、総消費支出と老人世代消費支出の比較ではなく、世帯変動タイプ、および経済生活類型の違いによる消費構造に注目してみたい。ここでは、煩雑さをさけるためケースごとに一覧せず、世帯変動タイプは世帯人員を無視して合計し、また、経済生活類型は先述したようにあてはまらないケースもあるので典型ケースの例示を行ってみた。世帯変動タイプ別には、タイプ差はあまり見られず、むしろ類似しているが、IV、VタイプはI、II、IIIタイプに比べて、総消費支出、老人世代消費支出ともに「食料費」支出がやや小さく、「その他」支出が大きい。しかし、この点は、実は世帯変動タイプ別よりも、経済生活類型の典型例示ケース別の違いにより明瞭に示されている。すな

わち、消費支出水準の低い3型、5型で総消費支出、老人世代消費支出のいずれもが食料支出比がきわめて高く、特に第5類型では5割をこえるなど、いわゆるエンゲル法則に示される貧困家計の特徴を示している。この食料比は、今回家計簿が現物収支を合算しているため、他調査よりやや高めにしている点は注意が必要だが、それにしても第3、5型のケース例のエンゲル係数は大きな比率である。この場合、特に第5型では、この典型ケースばかりでなく、先の表6に示した例示ケース3つともほぼ同様の傾向を示しており、3ケースの平均エンゲル係数は、総消費支出で45.2%、老人世代消費支出では56.3%である。ここでは、世帯全体の収入が低く、老人世代、子世代ともに「食費」「光熱水費」などの基礎的支出にその多くを支出せざるをえない状況といえよう。しかし、3型では、必ずしも世帯全体の収入は低くはない。また、エンゲル係数も例示したケース⑮は総消費支出、老人消費支出ともに高めであるが、表6の

例示ケースを細かく見ていくと、必ずしもすべてがこのような傾向をとっていない。エンゲル係数の小さな世帯もいくつかあり、平均すると総消費支出で38.9%，老人消費支出では45.7%である。この場合は、第5類型のように世帯全体の収入の低さではなく、老人世代の自己実収入＝年金の相対的低さ（第2類型のほぼ2分の1）と自己扶養率の高さによって、老人世代については、5類型に類似の、きりつめ型の消費構造となっている。しかし、子世代を含めた総消費支出の方をよく見ると、次のような傾向がみられる。すなわち、世帯総収入は必ずしも小さくないが、この型の例示した9ケースのうち6ケースが住宅ローン返済中であり、1ケースは仕送り金を支出している。また、教育費など孫世代への支出、貯金、生命保険への支出も、相対的に高い。住宅ローン返済中のケースは、この12年間に持ち家の取得をしたもの、新築、改築したもので、いずれも子世代の費用負担となっている。ローン返済額そのものはそれほど大きくはなく、住宅以外のローンも含めて高いところでも6万円強、ふつうは、3万円前後であるが、これに生命保険料、貯金を加えて、いわゆる実支出外支出がかなり大きくなっている。その結果、実収入がそれほど低くないのに、消費へ振りむける金額が小さく、総消費構造としてもエンゲル係数が高まり、老人世代への扶養の余裕もない、というひとつのパターンが生まれていると考えられる。また、実支出外支出ではなく、仕送り金や、孫世代の費用などがかさむ場合は、総消費支出の規模はむしろ大きくなり、エンゲル係数は低くなるが、老人世代の扶養へまわす余裕がないというのは、上のパターンと同様である。このように、第3類型のケースを検討してみると、伝統的な貧困家計というよりは、ローンや生命保険料など契約的支払いのウェイトを高めた現代家計の特徴が示されている。つまり、このような現代的家計の余裕のなさ、相対的に低い年金の存在が結びついて、第3類型のような低水準自立型を生みだしているといえるかもしれない。もちろん、第2類型や第4類型でも、このような家計の現代の特徴はある程度大きくなっているが、

第2類型では年金収入が大きいため、総家計の現代的余裕のなさ、老人世代消費との葛藤が少なく、また第4類型では、総収入が大きいか、老人世代の実収入が小さすぎるために、扶養費の上乗せが大きいと考えられよう。

いずれにせよ、以上はきわめて限られたケースについての事例的検討にすぎず、また、上のような現代的家計の特徴を示すローン等契約性貯蓄などについては調査もれの可能性も小さくないので、今後さらに詳しい調査検討が必要であろう。ただ、ここでは、掛川市のような中都市の伝統的と思われる三世代家計のなかにも、現代家計の変貌傾向が示され、高齢者の生活費の水準と構造も、これと無関係にはないこと、また年金制度とこの現代家計の間にあって第3類型のようなきりつめ型の構造をもつ高齢者生活費が出現していることを指摘しておきたいと思う。

IV ま と め

今日の高齢者同居世帯は、伝統型家族の残存として、あるいは、子世代による親世代扶養の内実をもって必ずしも展開されてはいない。掛川市における今回調査のデータの範囲からは、次のような点が明らかであった。

(1) きわめて大まかにいえば、高齢者の年齢が若く、勤労収入等のある段階から、老母1人残される段階までの間に、同居家計は、高齢者と子世代家計の分離独立からしだいに子世代家計へ吸収、一致の度合いを強めていく。高齢者による子世代への援助も含めた自立家計から扶養型家計への展開である。

(2) しかし、上の展開のなかでも、考えられているより高齢者の自己扶養率は高く、逆に子世代による扶養は小さい。上の扶養型は厳密には半扶養型と呼ぶべきであろう。すなわち、同居世帯の高齢者の生活費は、同居とはいえ、年金を主体とした自分自身の収入 c による子世代とは分離した支出部分 $b=bc$ を中核として、Iタイプのようにむしろ子世代を高齢者が支える ac と、Vタイプに多い子世代扶養による ad とを組み合わせ

たものと考えることができよう。

(3) このような自己扶養率の高さは、世帯類型よりも、高齢者および子世代の経済階層と関連している。したがって、世帯類型の変動、例えばCからC—N、C—NからM—Nの変動が、高齢世代の自己扶養率の低下と必ずしも結びつかないケースも多く、逆にいえばC—NからC、M—Nから単身化の可能性も、家計収支というフローの面だけを見れば存在している。この意味でも、現在の同居世帯の存在は不安定・過渡的なものであるといえるかもしれない。

(4) 自己扶養率の高い高齢者の一部は、むしろ半扶養型の高齢者よりもきりつめた消費生活を営んでいることがある。一定の年金の存在が自己扶養率を高めるが、逆にその年金の範囲内へ生活を縮小してしまう傾向が同居世帯においても高まるためであろう。特に今回調査時点で10万円前後の年金収入がある場合は、自立可能な水準とみなされるが、実際の消費はその6—7割に圧縮される傾向にある。昭和48年調査ではC—N、M—N世帯の親世代の経済状況はC、Nに比べて不安定であり、それゆえ同居の必然性があると結論された⁵⁾が、今回は、C—N、M—N世帯のなかにも、いくつかの類型があり、さらに自立型bcの生活費の枠組みをとる場合も、安定した生活と、低水準のきりつめた生活とがあり、後者でも同居によって扶養が上乘せられていない。つまり、必ずしも同居の必然性がフローの生活費の上からはないことがある。

(5) 半扶養型も含めて、高齢者の自己収入は、「保健医療費」、「交際費などその他の支出」へよ

り多く支出されている。特に「保健医療費」が、老人世代に帰属する支出とみなされている点が注目される。

もちろん、以上は1ヵ月調査、追跡調査という資料上の制約があり、また中間的な集計段階での分析にすぎない。今後さらにCタイプの生活費との比較が不可欠であり、また総じて、自立型の増大と結論した同居家計における高齢者生活費の意味が、ストックなどとの関連でいっそう追究される必要もあろう。

注

- 1) 福祉政策研究会(高山憲之座長)、勤労者の老後生活安定対策研究会(氏原正治郎座長)などによる試算・予測。
- 2) この点について、前回掛川調査報告書のなかで、森岡清美は次のように述べている。「現代の重要な家族の変動相は、伝統的な直系家族制が駆逐されて、夫婦家族制に代替されるといった簡単なものではなく、同一の地域のなかばかりでなく、同一の家族のなかにも両者が共存し、複雑な干渉関係にあることを意味している。」(中鉢正美編『高齢化社会の家族周期』9頁)
- 3) 例えば、中鉢正美編『家族周期と世代間扶養』における、伊藤、馬場、湯本、宮本論文等を参照。
- 4) 前掲『高齢化社会の家族周期』124—128頁の家計簿の集計参照。もともとは児童養育費調査時において世帯員1人1人の生活費配分を明らかにするために考案された家計簿設計と集計方法をひきついだものである。すべての実支出について個人別に配分しきってしまう点(共通費と個人別支出の区別なしに)、および世帯員の年齢、性別差をどう反映させるか(消費単位)という問題が存在していると思われる。
- 5) 前掲『家族周期と世代間扶養』における馬場論文参照。

(いわた・まさみ 東京都立大学助教授)

パネルデータにみる高齢者の保健医療費

小 野 信 亨

はじめに

12年の歳月は高齢者の家計構造をどのように変化させるか——なかでも、高齢者に特有の支出構造として、「保健医療費」の実態を加齢との関係において見ていくことは万人共通の関心事といえよう。

加齢に伴い保健医療費の支出が増大するという仮説は、あまたのマクロデータで実証済みである。しかしながら、これをミクロの家計簿1冊1冊から積み上げてとらえ、さらに同一対象者を追跡し

表 1 60年家計調査結果より得られたパネル数
S62.2 現在

家族タイプ別	回収世帯数	有効世帯数
C { S48 調査あり S60 調査のみ	20 } 51 31	49 { ⑩ 30
C—N { S48 調査あり S60 調査のみ	13 } 30 17	25 { ⑪ 14
M—N { S48 調査あり S60 調査のみ	7 } 15 8	11 { ⑤ 6
計 { S48 調査あり S60 調査のみ	40 } 96 56	《85》 { 《35》 50

(注) 本報告のうち §I は、《 》印 35 世帯を対象に分析した。

§II は、○印 19 世帯のうち家族タイプの変化なし (C→C) の 13 世帯を対象に分析した。

§III は、S60 年時該当者については《 》印 85 世帯から抽出し、S48 年時該当者については、S48 年家計調査の有効世帯 153 のなかから抽出した。

表 2 家族タイプの変化

世帯数 (%)

S60 \ S48	C	C—N	M—N	S48 計
N	6	1	1	8 (22.9)
C	13	6	1	20 (57.1)
C—N	0	4	3	7 (20.0)
S60 計	19 (54.3)	11 (31.4)	5 (14.3)	35 (100.0)

て実証した例は、そう多くはないのではなかろうか。

幸いにして、社会保障研究所プロジェクトチーム (伊藤秋子主査) に参加する機会を得、高齢化社会に向けて最大の関心事である本テーマに取り組むこととした。

この報告は、静岡県掛川市における「家計調査—昭和48年10月」および「家計調査—昭和60年10月」を集計し、2時点比較 (パネル分析) を通して家計における保健医療費の動態的な観察を行ったものである。その際、先行調査である「中高年生活総合調査—昭和48年7月」および「高齢者生活総合調査—昭和59年7月」からの情報も活用、クロス分析を行った。いずれの調査でも、結果表作成まではメンバーの共同作業による手集計、以後の作業は名古屋大学院生奥田達也氏の協力を得、名大大型計算機センターの SAS システムを用いて分析した。

分析の対象となったパネルは 35 世帯であり、パネルの主な属性は表 1—表 5 のとおりである。

なお、本報告では、昭和48年時点の年齢が45歳

表 3 対象者夫妻の年齢

人 (%)						
S 60 S 48	37~46歳	47~56歳	57~66歳	67~76歳	77~86歳	S 48 計
25~34歳	妻 1					妻 1 計 1 (1.4%)
35~44歳		妻 1				妻 1 計 1 (1.4%)
45~54歳			夫 12 妻 20			夫 12 妻 20 計 32 (45.8%)
55~64歳				夫 18 (死 2) 妻 11		夫 18 妻 11 計 29 (41.4%)
65~74歳					夫 5 (死 3) 妻 2	夫 5 妻 2 計 7 (10.0%)
S 60 計	妻 1 計 1 (1.5%)	妻 1 計 1 (1.5%)	夫 12 妻 20 計 32 (49.2%)	夫 16 妻 11 計 27 (41.6%)	夫 2 妻 2 計 4 (6.2%)	S 60 夫 30 妻 35 計 65 (100%) S 48 夫 35 妻 35 計 70 (100%)

S 48年 平均年齢 夫57.8歳 妻52.6歳

S 60年 平均年齢 夫67.6歳 妻63.4歳

表 4 対象者 (夫) の職業

		人 (%)			
S 48	S 60	無 職	被 用	死 亡	S 48 計
被 用		18	9	1	28 (80.0)
無 職		3	0	4	7 (20.0)
S 60 計		21 (60.0)	9 (25.7)	5 (14.3)	35 (100.0)

以上 (したがって昭和60年時点57歳以上) を「対象者」²⁾ と呼び、対象者夫妻または個人を最終分析の対象とした (本文および表中に対夫、対妻と表記)。

§I では、パネル35世帯を同質集団化して検討、高齢者の家計に占める保健医療費支出の12年間の変化をみた。§II では、保健医療費支出変化の要因分析を、「奥村・多田モデル」³⁾ にもとづいて試みた。さらに §III において、社会的要因 (医療保険制度の変更) の影響の一端を、昭和48年と昭和60年のクロスセクション分析で追跡した。

I 高齢者家計の負担する保健医療費支出の変化

1. 全35ケースの場合

12年間ひき続き掛川市街地に居住し、家計簿記帳上問題のある自営業世帯を除外した結果、得られた高齢者の家計は35ケースと少数サンプルであった。したがって、手始めに全35ケース、夫35人 (昭和60年時死亡5人)、妻35人の計70人についてみる。

〔分析方法〕

消費支出に占める保健医療費の構成比率 (保健医療係数) を対象者夫妻または個人別に分析 (§I はすべて同一の方法である)。

〔保健医療費の枠組み〕

「保健医療費」とは、「健康を保ち、疾病を治療、矯正する物品・サービスの購入費 (総務庁統計局、家計収支項目分類)」である。2時点における「保健医療費」項目および昭和60年総務庁家計調査におけるそれを対比させたものが表6である。

表 5 対象者夫妻の消費支出

		世帯数 () 内は%					
S60 S48	10万未満	10~15万	15~20万	20~25万	25~30万	30万以上	S48 計
5万未満	6(17.14)	1(2.86)	2(5.71)	1(2.86)	0(0.00)	0(0.00)	10(28.57)
5~10万	2(5.71)	6(17.14)	3(8.57)	1(2.86)	0(0.00)	2(5.71)	14(40.00)
10~15万	0(0.00)	2(5.71)	1(2.86)	1(2.86)	2(5.71)	1(2.86)	7(20.00)
15~20万	0(0.00)	1(2.86)	2(5.71)	0(0.00)	0(0.00)	1(2.86)	4(11.43)
S60 計	8(22.86)	10(28.56)	8(22.86)	3(8.57)	2(5.71)	4(11.44)	35(100.0)

	S48	S60
平 均	85,617円	162,520円
標 準 偏 差	46,614.71	83,884.27
最 大 値	192,198円	332,855円
最 小 値	21,835円	34,778円
変 化 係 数	54.45	51.61

本稿の分析対象は、表 6 中の点線で囲んだ費目のみとした。各費目の対応関係は矢印で示したとおりである。なお、「買薬」には、栄養剤、薬用酒、ローヤルゼリー等いわゆる“保健薬・健康食品”類を含む。

また、「医療関係交通通信費」に関しては、2 時点とも、支出ケース、支出金額が少なく、本稿の分析対象からはずした。これは、人口 6 万人程度の小都市掛川のしかも旧市街地居住者が対象の調査ゆえと思われる。

昭和60年家計調査項目中の「医師への謝礼」は、全35ケースとも支出ゼロであった。

表 7 が、家計費に占める保健医療費（保健医療係数）の調査年度間比較である。

12年間の変化を名目金額についてみると、消費支出（夫婦総計）は85,617円から162,520円へ1.9 倍の伸び率である。これに対し、保健医療費（総額）は、1,497円から5,642円と約3.8 倍の伸びを示した。なお、消費者物価指数（全国）「総合」は、昭和48年=100として昭和 60 年218.3、「保健

表 6 掛川調査における「保健医療費」の枠組み

S48 項 目	S60 項 目	総務庁 S60項目(参考)
⑤ 医療保健・理容衛生費 1) 直接治療費 2) 買 薬 3) 衛生材料費 4) 理容衛生費	⑥ 保 健・医 療 1) 直接治療費 2) 買 薬 3) 衛生材料費	6 保健医療 6・1 医薬品 6・2 保健医療用品・器具 6・3 保健医療サービス 診療代 入院料 他の保健医療サービス ・検眼料、はり、灸 あんま、マッサージ代 ・診断書 ・人間ドック ・病院の付添代
⑥ 雑 費 4) 交通通信費 (1) 通院用	⑦ 交通・通信 1) 医療関係交通費 4) 通信費 (1) 医療関係通信費 ⑩ その他の消費支出 5) 交際費 (2) その他の贈答・贈与金 医師への謝礼	

表 7 保健医療費の変化（全35ケース）

実額平均値 単位＝円
下段の（ ）内は消費支出に対する比率＝％

	S 48			S 60		
	総 計	対 夫	対 妻	総 計	対 夫	対 妻
消 費 支 出	85,617 (100.00)	45,981 (100.00)	39,635 (100.00)	162,520 (100.00)	92,576 (100.00)	83,169 (100.00)
保 健 医 療*	1,497 (1.75)	743 (1.62)	754 (1.90)	5,642 (3.47)	1,742 (1.88)	4,149 (4.89)
直 接 治 療	1,061 (1.24)	528 (1.15)	533 (1.35)	2,945 (1.81)	887 (0.96)	2,185 (2.63)
買 薬	353 (0.41)	162 (0.35)	191 (0.48)	1,119 (0.69)	545 (0.59)	652 (0.78)
衛 生 材 料	83 (0.10)	53 (0.12)	30 (0.07)	1,572 (0.97)	303 (0.33)	1,313 (1.58)

**＝1％水準有意差

*＝5％水準有意差

2つの比率の差の検定（小標本の場合） t 検定による（各表すべて同一検定法）

<付表> 分散表

	S 48 (実額: 円)			S 60 (実額: 円)		
	総 計	対 夫	対 妻	総 計	対 夫	対 妻
平 均 値	1,497	743	754	5,642	1,742	4,149
標 準 偏 差	2,377.77	1,977.38	1,069.00	8,259.88	2,755.45	8,062.36
変 動 係 数	1.59	2.66	1.42	1.46	1.58	1.94
最 小 値	0	0	0	0	0	0
最 大 値	10,000	4,280	10,000	44,030	14,158	44,030

医療」は同185.9である。物価上昇を勘案すると、この12年間の保健医療費の実質伸び率は2倍強となる（なお、物価要因については§Ⅱで詳しく分析する）。

対夫、対妻および夫婦総計それぞれの消費支出を100%とした場合の保健医療費の構成比率（保健医療係数）は、対象者夫妻総計で昭和48年1.75%が昭和60年3.47%と12年間の変化率約1.98倍であり、統計学的に有意差（5％水準）も認められた。とくに妻において伸び率が高い（1.90→4.89%）のは、分散表で明らかのように、昭和60年に特異値が存在するためと思われる。対妻の最大値44,030円は、老眼鏡（40,000円）の支出を含み、これも高齢者の家計にとっては大きな支出となっていることは否めない。直接治療費（1.24→1.81%）、買薬（0.41→0.69%）、衛生材料（0.10→0.97%）の各費目もすべて増加傾向を示し、この12年間の家計支出（消費支出）に占める保健医療費負担の増加を実証する。

なお、マクロデータとして総務庁全国消費実態調査との比較を表8に示した。両調査間に1年のタイムラグと世帯人員の差があり直接の比較はできないが、この間の変化率（消費支出に占める保健医療費割合の変化）は、総務庁の有業者無しの世帯の1.8倍と掛川パネル世帯1.9倍が近似した値となっている。

2. 年齢階級別

加齢と保健医療費の関係を明らかにするため、夫の年齢階級別に同質集団化した結果が表9である。夫妻間の平均年齢差は、昭和48年5.2歳、昭和60年4.2歳であり、いずれも10歳刻みの同一年齢階級に所属する。したがって、中年期夫妻（45—54歳）、向老期夫妻（55—64歳）、老年期夫妻（65—74歳）の12年間の保健医療費の変化としてとらえることができよう。

中年期グループにおいて、各費目とも若干の伸びがみられるが、いずれも統計的有意差は認めら

表 8 マクロデータとの比較

	掛川調査 (パネル世帯)		総務庁全国消費実態調査		
	S 48年	S 60年	S 49年(全世帯)	S 59年 (高齢者夫婦世帯)	
	(対 象 者)	(対 象 者)	世帯主年齢 50～59歳階級	有業者有りの世帯	有業者無しの世帯
世帯人員	2人	1.9人	3.66人	2人	2人
平均年齢	57.8歳	67.6歳	56.9歳*	69.9歳	72.0歳
消費支出(a)	85,617円	162,520円	151,363円	189,611円	158,283円
保健医療(b)	1,497円	5,642円	3,457円	6,464円	6,616円
(b)/(a)	1.8%	3.5%	2.3%	3.4%	4.2%
変化率	1.9倍			1.5倍	1.8倍

* 世帯主平均

表 9 夫年齢階級別の変化

実額平均値 単位=円

() 内は消費支出に対する比率=%

中年期グループ

世帯数: 12世帯

	S 48 (45～54歳)			S 60 (57～66歳)		
	総計	対夫	対妻	総計	対夫	対妻
消費支出	103,689	57,141	46,549	210,141	113,430	96,711
保健医療	1,422 (1.37)	1,050 (1.84)	372 (0.80)	3,390 (1.61)	1,575 (1.39)	1,815 (1.88)
直接治療	1,137 (1.10)	917 (1.60)	221 (0.47)	2,492 (1.19)	1,127 (0.99)	1,365 (1.41)
買薬	262 (0.25)	131 (0.22)	132 (0.28)	838 (0.40)	427 (0.38)	411 (0.42)
衛生材料	22 (0.02)	3 (0.00)	19 (0.04)	44 (0.02)	5 (0.00)	40 (0.04)

向老期グループ

世帯数: 18世帯

	S 48 (55～64歳)			S 60 (67～76歳)		
	総計	対夫	対妻	総計	対夫	対妻
消費支出	83,193	43,297	39,897	152,367	82,168	79,328
保健医療**	967 (1.16)	206 (0.47)	762 (1.91)	8,208 (5.39)	2,085 (2.54)	6,355 (8.01)
直接治療*	673 (0.81)	98 (0.23)	575 (1.44)	3,693 (2.42)	819 (1.00)	2,966 (3.74)
買薬*	280 (0.34)	98 (0.23)	182 (0.46)	1,616 (1.06)	701 (0.85)	993 (1.25)
衛生材料*	14 (0.02)	9 (0.02)	5 (0.01)	2,898 (1.90)	565 (0.69)	2,396 (3.02)

老年期グループ

世帯数: 5世帯

	S 48 (65～74歳)			S 60 (77～86歳)		
	総計	対夫	対妻	総計	対夫	対妻
消費支出	50,971	28,865	22,106	84,779	50,760	64,496
保健医療	3,584 (7.03)	1,944 (6.73)	1,641 (7.42)	1,806 (2.13)	0 (0.00)	1,806 (2.80)
直接治療	2,277 (4.47)	1,143 (3.96)	1,134 (5.13)	1,340 (1.58)	0 (0.00)	1,340 (2.08)
買薬	833 (1.63)	469 (1.62)	365 (1.65)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
衛生材料	474 (0.93)	332 (1.15)	142 (0.64)	466 (0.55)	0 (0.00)	466 (0.72)

表 10 夫の医療保険の変化

実額平均値 単位=円
() 内は消費支出に対する比率=%

(A) 政・組・共→国保

世帯数: 13世帯

	S 48			S 60		
	総 計	対 夫	対 妻	総 計	対 夫	対 妻
消 費 支 出	109,813	59,300	50,513	178,384	87,850	90,534
保 健 医 療*	1,158 (1.05)	274 (0.46)	883 (1.75)	9,083 (5.09)	1,226 (1.40)	7,857 (8.68)
直 接 治 療**	790 (0.72)	136 (0.23)	654 (1.30)	4,515 (2.53)	782 (0.89)	3,733 (4.12)
買 薬*	348 (0.32)	125 (0.21)	222 (0.44)	1,261 (0.71)	444 (0.51)	817 (0.90)
衛 生 材 料	20 (0.02)	13 (0.02)	7 (0.01)	3,308 (1.85)	0 (0.00)	3,308 (3.65)

(B) 政・組・共→政・組・共

世帯数: 7世帯

	S 48			S 60		
	総 計	対 夫	対 妻	総 計	対 夫	対 妻
消 費 支 出	89,851	50,875	38,976	241,504	145,027	96,477
保 健 医 療	1,762 (1.96)	1,537 (3.02)	225 (0.58)	3,270 (1.35)	2,084 (1.44)	1,186 (1.23)
直 接 治 療	1,497 (1.67)	1,429 (2.81)	69 (0.18)	1,340 (0.55)	1,014 (0.70)	326 (0.34)
買 薬	243 (0.27)	104 (0.20)	139 (0.36)	1,914 (0.79)	1,062 (0.73)	852 (0.88)
衛 生 材 料	22 (0.02)	5 (0.01)	17 (0.04)	16 (0.01)	8 (0.01)	8 (0.01)

(C) 国保→国保

世帯数: 6世帯

	S 48			S 60		
	総 計	対 夫	対 妻	総 計	対 夫	対 妻
消 費 支 出	76,062	38,863	37,200	121,683	56,841	64,843
保 健 医 療	1,075 (1.41)	97 (0.25)	978 (2.63)	3,602 (2.96)	536 (0.94)	3,066 (4.73)
直 接 治 療	776 (1.02)	0 (0.00)	776 (2.09)	2,257 (1.85)	153 (0.27)	2,103 (3.24)
買 薬	286 (0.38)	97 (0.25)	189 (0.51)	1,159 (0.95)	364 (0.64)	794 (1.23)
衛 生 材 料	13 (0.02)	0 (0.00)	13 (0.04)	186 (0.15)	18 (0.03)	168 (0.26)

れない。45—54歳からの12年間は、まだまだ健康を大きく脅かす身体的変化は少なく、したがって家計における保健医療費負担増の心配も少なくすすむ世代といえる。しかし、性別でみると、夫の保健医療係数は微減（1.84→1.39%）しているが妻のそれは0.80から1.88%と2.4倍近く伸びており、男女差が見られる。

一方、向老期グループでは、保健医療係数の伸びは1%有意水準をもって高まる（1.16→5.39

%）。直接治療費、買薬、衛生材料の各費目とも有意差（5%水準）が表われ、明らかな負担増を示す。この世代になると、夫も0.47から2.54%と5.4倍の負担増となる。妻の昭和60年の負担率が高い（8.01%）のは、前述の特異値の影響と思われるが4.2倍の伸びである。55—64歳からの12年は“向老期”の名が示すとおり、身体的老いが保健医療費負担増という形で家計を脅かすことが実証される。なお、18世帯中2世帯は夫の死亡をこ

の間に迎えている。

老年期グループは5世帯とケース数が少ないが、一転、各費目とも減少している。この間の夫死亡は3ケース、残る2ケースはいずれも昭和60年10月の保健医療費支出ゼロと元気である。直接治療費割合が4.47から1.58%へ減少しているのは、老人保健制度の影響と見ることができよう。すなわち、昭和48年時点で70歳以上（無料化）対象者は1ケースであり、昭和60年時点では全員が70歳以上である。一部自己負担化されたとはいえ、老人保健制度による負担軽減の一端が実証される。また、60年時点で夫、妻とも買薬への支出がゼロとなっているのが注目される。

3. 医療保険の種類別

家計における保健医療費支出を規定する要因は、年齢に次いで、加入している医療保険の種類に負うところ大である。家計調査に先行して行われた世帯調査では、昭和48年時点で妻の加入する医療保険のデータがとられていない。しかし、パネル35世帯の対象者に限ってみれば、職業および独自の医療保険をもつケースはほとんどない⁴⁾。したがって、両年度とも、妻は夫の医療保険の家族扱いとして分析した。

パネル35世帯の加入医療保険の変化は次のとおりである（夫死亡の5ケースを除く）。

(A) 政管, 組合, 共済→国保	13世帯
(B) 政管, 組合, 共済→政管, 組合, 共済	7世帯
(C) 国保 → 国保	6世帯
(D) 政管 → 組合	1世帯
(E) 組合 → 政管	1世帯
(F) 国保 → 組合	2世帯

(D)(E)(F)はケース数が少ないため除外、(A)(B)(C)の3タイプについて分析した結果が表10である。

(B)(C)の“医療保険の変化なし”タイプにはいずれも有意な差がみられない。とくに(B)タイプ政管, 組合, 共済加入者は、昭和59年10月以降、健康保険法の改正により本人1割自己負担が導入されている。にもかかわらず、直接治療費(対夫)

は、2.81から0.70%へ減少している。これを1割負担の影響なし（本人就業中で消費支出も2.7倍と大きく増加しているので負担が減少した）とみるか、あるいはまた、窓口負担導入の故に直接治療に赴くのを減らしたとの解釈が成り立つのかここでは判定しがたい。しかしながら、「買薬」が増加（0.20→0.73%）していることは注目に値する。

(A)タイプは、本人窓口負担ゼロから国保（3割負担）⁵⁾に変わったケースである。直接治療費割合が0.72から2.53%と3.5倍の伸びを示す（1%有意水準）。保健医療費総額でも1.05→5.09%と、この世帯の家計に占める負担増が大きいことが明らかとなった（5%水準有意差）。

4. 健康状態別

世帯調査では、2時点とも対象者個人の健康状態データがとれている。家計調査時と1年強のタイムラグが生じるが、両調査をクロスしたものが表11、12である。

健康状態区分は次のとおりとした。

1 頑健	} = 健康	3 病弱	} = 病弱
2 普通		4 臥床中	

〔夫の場合〕

夫の健康状態の変化（表11）は、(A)健康から健康グループが最も多く25人である。(B)健康グループから死亡2人、(C)病弱グループから死亡3人をそれぞれこの12年間に出現している。

(B)健康から病弱グループでは保健医療係数は0.83から2.96%へと3.6倍に増加し、(C)病弱から病弱グループは9.36から17.61%と1.9倍を示す。なかでも(C)の昭和60年における保健医療費負担は消費支出の約18%を占める。衛生材料11.1%の負担も目立つ。後者は、C—Nタイプ73歳の病弱な夫用“紙オムツ”の支出1ヵ月8,700円の影響である。ちなみに、老夫妻用の“くらし帳”より支出がなされていた。

(A)健康から健康グループに5%水準で有意差が出た。保健医療係数は1.10から1.29%と多くはないが、保健医療支出を増加させつつ健康を維持している高齢者夫の姿がうかがえる。

〔妻の場合〕

表 11 夫の健康状態の変化

実額平均値 単位＝円
() 内は消費支出に対する比率＝%

(A) 健康→健康

	S 48(25人)	S 60(25人)
消費支出	52,061	100,216
保健医療*	573(1.10)	1,297(1.29)
直接治療	444(0.85)	662(0.66)
買薬	120(0.23)	620(0.62)
衛生材料	8(0.02)	7(0.01)

(B) 健康→病弱

	S 48(5人)	S 60(3人)
消費支出	40,118	63,831
保健医療	333(0.83)	1,887(2.96)
直接治療	333(0.83)	1,887(2.96)
買薬	0(0.00)	0(0.00)
衛生材料	0(0.00)	0(0.00)

(C) 病弱→病弱

	S 48(5人)	S 60(2人)
消費支出	21,447	40,189
保健医療	2,008(9.36)	7,079(17.61)
直接治療	1,143(5.33)	2,200(5.47)
買薬	533(2.49)	417(1.04)
衛生材料	332(1.55)	4,463(11.10)

(A)健康→健康グループは29人と最多であるが、ここでも1%水準の高い有意差で2時点間に較差のあることがわかった。昭和48年の1.59%から昭和60年の5.04%へ、保健医療費の家計負担増は夫の場合を大きく上回る。直接治療費(1.20→2.46%)、買薬(0.36→0.84%)、衛生材料(0.02→1.74%)とすべての費目にわたり増加傾向を示し、健康維持のためにあらゆる方策を試みる高齢者妻の実態が浮きぼりにされる。まさに、高齢化社会の消費傾向の一断面といえよう。

(B)健康→病弱は3人とケース数は少ないが、保健医療係数0.84から7.28%へと大きな増加を示す。とくに、直接治療費の0.09から5.08%の伸びは56倍にも上る。このケースは57歳、65歳、78歳の3例であり、78歳の支出はゼロであるので、老人保健法適用以前の年齢で病弱化したケースにおいて、医療費負担は大きく家計にのしかかるといえよう。

表 12 妻の健康状態の変化

実額平均値 単位＝円
() 内は消費支出に対する比率＝%

(A) 健康→健康

	S 48(29人)	S 60(29人)
消費支出	40,714	81,345
保健医療**	645(1.59)	4,103(5.04)
直接治療	488(1.20)	2,004(2.46)
買薬	148(0.36)	682(0.84)
衛生材料	10(0.02)	1,417(1.74)

(B) 健康→病弱

	S 48(3人)	S 60(3人)
消費支出	38,244	92,215
保健医療	327(0.84)	6,717(7.28)
直接治療	33(0.09)	4,683(5.08)
買薬	293(0.77)	968(1.05)
衛生材料	0(0.00)	1,066(1.16)

(C) 病弱→病弱

	S 48(1人)	S 60(1人)
消費支出	17,800	72,874
保健医療	900(5.06)	400(0.55)
直接治療	700(3.93)	400(0.55)
買薬	200(1.12)	0(0.00)
衛生材料	0(0.00)	0(0.00)

(D) 病弱→健康

	S 48(2人)	S 60(2人)
消費支出	37,013	101,208
保健医療	2,888(7.80)	2,834(2.80)
直接治療	1,858(5.02)	1,950(1.93)
買薬	658(1.78)	59(0.06)
衛生材料	373(1.01)	825(0.82)

これと逆に(C)病弱→病弱の1ケースで、直接治療費が3.93%から0.55%へと減少する例は、60年時点での70歳以上の老人保健法適用者であり、1ヵ月400円の自己負担導入とはいえ、家計にとって制度の恩恵は少なくないことがうかがえる。

(D)病弱→健康の2ケースでは、明らかに家計における保健医療費負担の減少(7.80→2.80%)がみられる。

5. その他

〔家族タイプの変化別〕

掛川プロジェクトは、家族類型(タイプ)を分

析軸の中心としている。パネル35世帯の家族タイプの変化は表2のとおりであり、12年間に家族タイプの変化あり18ケース、変化なし17ケースであった。これを保健医療費支出の変化とクロスさせてみたが、タイプ変化なしのケースに有意差がみられ、昭和48年0.89→昭和60年4.28%と増加している。一方、タイプ変化ありのケースでは、2.56から2.51%と若干の減少を示す（ただし有意差なし）。これを、家族タイプの変化によって高齢者の消費支出に占める保健医療費割合が減少したとにいけるかどうか、さらに、タイプ変化の内容別に検証すると、

N→C(6ケース)保健医療係数 2.13→1.94%
N, C, C→N→M→N(5ケース)同上
5.88→3.77%

の場合は減少しており、明らかに当てはまる。ただし、

N, C→C→N(7ケース) 同上
1.70→2.83%

は増加を示し、該当しないという結果が出た。したがって、本分析からは、家族タイプの変化と高齢者の保健医療係数の間に相関があるとはいえない。

〔職業の変化別〕

対象者夫の職業の変化は表4のとおりである。夫死亡を除く30ケースについて、保健医療費支出割合とクロスさせてみると、

- (A) 被用→無職(18ケース)
- 消費支出(名目) S48→S60 (1.6倍)
 - 保健医療係数 1.73→3.23%(1.9倍)
- (B) 被用→被用(9ケース)
- 消費支出(名目) S48→S60 (2.7倍)
 - 保健医療係数 0.48→3.30%(6.9倍)
- (C) 無職→無職(3ケース)
- 消費支出(名目) S48→S60 (1.9倍)
 - 保健医療係数 1.16→7.02%(6.1倍)

という結果が出た（いずれも有意差なし）。これを上段の消費支出の増加率との比較でみると、(A)被用→無職グループは、両者ともほぼ似通った倍率である。これに対し、(C)無職→無職グループの保健医療係数増加率の高さ(6.1倍)が際

だつ。一方、(B)被用→被用グループは、消費支出の増加率も2.7倍と他を引きはなしているが、保健医療係数の増加も6.9倍と最高を示す。これは、被用→被用とはいうものの、加入する医療保険の種類が、政管、組合、共済→国保という3ケースも考えられ、1割負担と3割負担の差は大きい。保健医療費に支出を注ぎ込みつつ、被用者として職業生活を続けるサラリーマン高齢者の実態がそこにある。

II 支出変化の要因分析

§Iでみてきたように、パネル世帯の昭和48年と昭和60年の家計費を比較してみると、それぞれの金額の間には、当然のことながらかなりの違いがある。

その1つの理由は、昭和48年と昭和60年との間の物価状態の違いからくるものであり、もう1つは昭和48年と昭和60年との間の実質収入の違いからくるものである。そして、この両者のくいちがいを修正した数値が互いに一致しない部分を消費主体の態度の変化というぐあいに考えると、任意の家計支出額は、この収入、主体、物価の3つの要因の作用として説明することができる。

家計支出額 = f (収入, 主体, 物価)

そこで、これらの家計に作用している3つの要因の作用を「奥村・多田モデル」を用いて計数的にとり出してみた。

なお、その他の要因の影響をできるだけ少なくするという目的から、パネル35世帯中、家族タイプに変化のなかったC→C13世帯を選び試算を行った。

13ケースの可処分収入、実収入、非消費支出、消費支出、保健医療費の2時点における平均値は

表13 C→C13 ケース家計費平均値の2時点比較

	S48(円)	S60(円)
可処分収入 ¹⁾	133,349	290,291
実収入	150,837	324,011
非消費支出	17,488	33,720
消費支出	100,667	206,649
保健医療費	762	8,103

1) 可処分収入 = 実収入 - 非消費支出として算出

表 14 家計支出の変化に作用する要因の分析

(金額: 単位円)

	S 48	収 入	(A)	主 体	(B)	物 価	S 60
可処分収入	133,349	→ - 371	132,978	←	132,978	←	290,291
消費支出	100,667	→ +5,312	105,979	-11,316	94,663	-111,986	206,649
保健医療費	762	+1,962	2,724	+ 1,635	4,359	- 3,744	8,103
(注) 消費者物価指数	S 48	S 60					
総 合(全国)	100	218.3					
保健医療費(全国)	100	185.9					

表13に示した。

表13の数値にもとづき計算した家計支出の変化に作用する要因分析の結果が表14である。

〔分析方法〕

1) 物価要因

昭和48年と昭和60年とでは物価状態が異なるので、これを実質化するために「消費支出」は消費者物価総合指数で、「保健医療費」は費目別物価指数でそれぞれデフレートして、同一物価状態におきかえる。表14では、昭和60年の金額を昭和48年基準の消費者物価指数でデフレートしている(B欄)。可処分収入をデフレートする指数はないので、これも総合消費者物価指数を準用した。これにより近似的に「物価」の作用をとり出したわけで、表14の「物価」欄に示した金額だけ、昭和60年の家計費が昭和48年の家計費に対してふくれあがっていることを示している。

2) 収入要因

昭和60年の可処分収入(290,291円)を昭和48年基準の消費者物価指数でデフレートすると132,978円となるが、昭和48年の133,349円との差額-371円が、この12年間の実質的收入の変化(この場合は収入の減少)である。

可処分収入の変化が、それぞれの消費支出費目に対してどのような傾向的変動をあたえるかという点に関して、可処分収入 x と消費支出 y の間に $y=ax+b$ の関係があると仮定する⁹⁾。回帰式の信頼性を高めるため、C→C13ケースではなく昭和48年のパネル35世帯の全データをもとに可処分収入と消費支出額との関係をプロットしてみると図1のようになる。同じく、可処分収入と保健医療費の関係をプロットしたものが図2である。パネル35世帯の数値にもとづき、最小2乗法によ

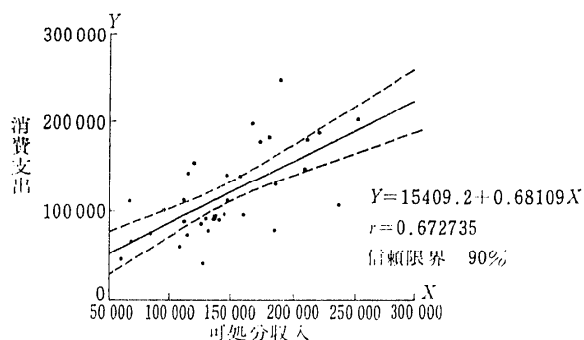


図 1 S 48可処分収入と消費支出の関係 (35ケース)

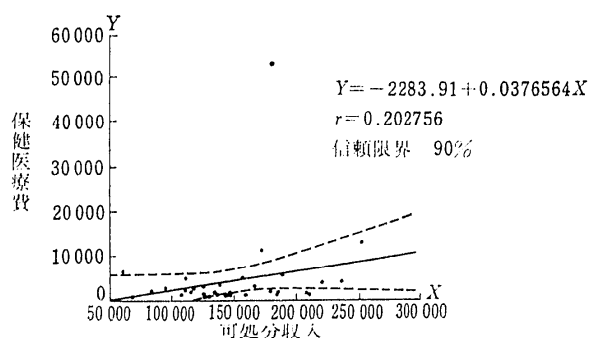


図 2 S 48可処分収入と保健医療費の関係 (35ケース)

り回帰係数 a および b を算出し、それぞれの直線回帰式を求めると次のようになる。

消費支出

$$y = 15409.2 + 0.68109x \quad \dots\dots\dots (1)$$

保健医療費

$$y = -2283.91 + 0.0376564x \quad \dots\dots\dots (2)$$

昭和48年の可処分収入133,349円を(1)および(2)式に代入、それぞれの費目の値を算出した。これが表14の(A)欄の数値である。これと昭和48年の実際の金額との差が、可処分収入の変化に伴

う、消費支出および保健医療費支出額の増加分となる。そして、これは、昭和48年の消費態度をそのまま昭和60年の実質可処分収入額にもちこしたときに想定される支出額である。

もっとも、回帰式の線型を直線式にとることには問題があるかもしれぬと奥村・多田も指摘する⁷⁾。また、この線型の適合性については、回帰線の相関係数にみるとおり、保健医療費において若干問題は残る。

3) 主体要因

表14(A)欄の数値が、昭和60年の実質収入額に見合うように、昭和48年の消費態度をそのままもちこしたときの支出額だとすると、(B)欄の数値は、昭和60年の物価状態を基準時にひきなおしたときの実質支出額である。それゆえ、前者(A)は、純粋に「収入」の作用をとり出して評価したものであり、後者(B)は純粋に「物価」の作用をとり出して評価したわけである。

したがって、この(A)欄の数値と(B)欄の数値とが完全に一致したならば、この12年間に、家計主体の態度の変化はなかったとみることができる。ところが、この(A)欄の数値と(B)欄の数値は一致しない。それゆえに、その一致しない分だけ、家計主体の態度変化がこの間におこったとみることができるわけである。

〔要因の評価〕

表15は、昭和48年から昭和60年の間に家計支出の変化をもたらした各要因の作用を計量的に評価した結果を、一覧表にまとめたものである。

12年間の変化総額を100%とすると、消費支出額は、収入の作用によって5.0%増加したことになる。もっとも表14にみるとおり本パネル高齢者の収入は、この12年間に実質減少(−371円)となっている。したがって、実収入以外の収入によ

表 15 12年間の支出変化に作用する要因の評価

金額：単位 円 () 内は構成比率

	変化総額*	収 入	主 体	物 価
消 費 支 出	105,982 (100.00)	+5,312 (+ 5.0)	−11,316 (−10.7)	+111,986 (+105.7)
保 健 医 療 費	7,341 (100.00)	+1,962 (+26.7)	+1,635 (+22.3)	+3,744 (+ 51.0)

* 表14のS60数値−S48数値

る消費支出増といえよう。また、主体の作用は10.7%の減少を示した。これは、加齢とともに消費支出が1割強減っていることを物語る。物価要因は、折からの狂乱物価を経て低成長期に至る変動の激しさを如実に示し、実に105.7%増にも上っている。

保健医療費についてみると、ここでも物価上昇の影響が最大(51%)であるが、収入の作用も26.7%と大きい。表13にみるとおり本分析に用いた可処分収入は、実収入−非消費支出として算出している。実収入が減少傾向のなかでの「収入増」は、保健医療費という費目の性格上、現物収入ではあり得ない。すなわち、保険受取金または預貯金引き出しにほかならぬ。高齢化社会にあって、貯蓄の理由の1つに“病気に備えて”という一項があげられるが、明らかにその必要性が実証されたといえよう。

さらに、主体の作用が22.3%増である。これをすべて加齢の影響と見たいところだが、この12年間に、数次にわたる健康保険法の改正により制度の変更が行われ、その影響要因も見逃しがたい。そこで次の§Ⅲにおいて、制度の変更要因について老人医療費を例として検証を試みた。

Ⅲ クロスセクション分析にみる 制度変更要因の一端

昭和48年1月1日、福祉元年と称される時代の潮流のなかで、掛川市においても70歳以上老人医療費のいわゆる“無料化”が実施された。同年10月に行われた「家計調査」は、当時の「中高年者生活総合調査」を受け継いだものであり、70—74歳階級(最高年齢層)の該当者は数多くない(14世帯15人、夫8人、妻7人)。

周知の如く、昭和58年2月より老人保健法の改正が行われ、70歳以上に窓口における一部自己負担制が導入された。その後に実施された昭和60年家計調査は、「高齢者生活総合調査」の一環であり、70—74歳の該当者32世帯34人(夫23人、妻11人)をクロスセクションとして得られた。

昭和48年グループの“窓口負担”は原則として

ゼロであり、当然のこととして家計簿上には計上されない。消費支出（昭和48年度平均25,900円）に占める割合は0%である。

昭和60年グループから“窓口負担分”⁸⁾をとり出してみると平均260.5円であり、消費支出（平均86,199円）に占める割合は0.4%となる。したがって、高齢者の家計に占める制度変更要因（いわゆる老人医療費の一部有料化）の影響は0→0.4%増ということになる。

昭和61年老人保健法改正は、この一部負担をいっきに倍增、外来1ヵ月400→800円とした。§IIの分析で明らかにされた高齢者夫婦世帯の可処分収入は実質減を示し、保健医療費支出増は貯蓄のとり崩し（資産減）によってまかなわれている。この傾向が61年においても不変とみれば、制度の変更要因による負担増はコンマ以下と見逃すわけにはいかない。

昭和60年調査では、75歳以上の家計も34例が得られた。このケースについてみると、消費支出（平均82,976円）に占める“窓口負担”（平均459円）の割合は0.9%である。70—74歳層に比べると2倍強の負担率となっていることに注目したい。

おわりに

以上の分析結果から得られた知見を要約すると、おおむね次のようになる。

- ① 高齢者家計の負担する保健医療費（消費支出に占める割合）は、昭和48—60年の12年間に1.98倍となった。
- ② 向老期（55—64歳）からの12年間に著しい負担増（1.16→5.39%）を示す。
- ③ 加入する医療保険が政管、組合、共済から国保に変わったグループにおいて負担増（1.05→5.09%）が大きい。
- ④ 健康グループにおいても、保健医療費支出比率を増加させつつ健康を維持している実態がみられる。
- ⑤ 家族タイプの変化と高齢者の保健医療係数との間に相関があるとはいいがたい。

- ⑥ 無職グループにおいて保健医療係数増加率の高さ（6.1倍）が目立つが、被用グループも6.9倍である。第2の就職による医療保険の変更など被用条件の変化から生じる保健医療費支出増にもかかわらず、職業生活を続ける高齢サラリーマンの実態がみられる。
- ⑦ 12年間の保健医療費支出変化の要因のうち、物価の作用が51.0%、収入の作用が26.7%、主体の作用（加齢等）が22.3%を占める。
- ⑧ 老人医療費有料化の影響は、昭和60年時点では0.4%とわずかであるが、75歳以上では0.9%を示す。

上記いずれの結果も、サンプル数に限りがあること、1ヵ月の保健医療費は分散が大きいこと、直接治療費（総務庁分類では保健医療サービス）中の“診療代”が公表されていないため、マクロデータとの比較検討が不可能なこと等々、制約の多い報告であることをお断りしておきたい。

注

- 1) 各調査のデザインおよび方法については、下記の資料を参照されたい。
中鉢正美編『高齢化社会の家族周期』昭和51年、至誠堂
「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障——昭和59年度研究プロジェクト報告」『季刊社会保障研究』Vol. 21, No. 3
「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障——昭和60年度研究プロジェクト報告」『季刊社会保障研究』Vol. 22, No. 3
なお、昭和60年家計調査については、本号中間報告の冒頭部分を参照されたい。
- 2) 44歳以下の妻も2ケースあるが便宜上対象者に含めた。
- 3) 奥村忠雄・多田吉三『家計調査の方法』pp. 272—276, 光生館, 昭和56年
- 4) 昭和59年世帯調査票の検索結果による。
- 5) 退職者医療制度適用者は2割。
- 6) 前掲書, p. 254
- 7) 前掲書, p. 252
- 8) 昭和60年時点で70歳以上の窓口自己負担金は、外来1科につき1ヵ月400円、入院1日300円（2ヵ月を限度）である。これらを対象者の家計簿原票から抽出した。往診料は窓口負担とみなして採用、予防注射代、診断書代、はり・灸・指圧代は除外した。
（おの・のおこ 名古屋短期大学助教授）

「医薬品の供給」に関する医療保障の概念づけ

——“調剤薬”と“医薬品”の存在とその運用——

梶 原 麻佐路

I はじめに

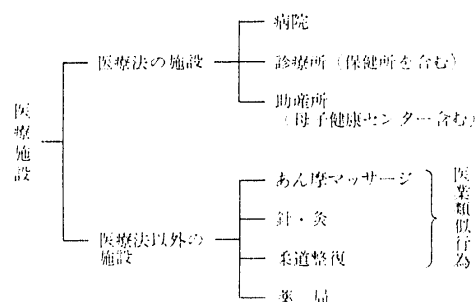
医療保障は広義な社会保障の体系下において、一般的には医療に関する経済部面の保障をさして受け止めることが多い。つまり、究極には健保制度等の領域のものをいい、医療保障制度と称されるものがそれにあたる。

しかし、厳密な意味での医療保障は、前述した医療供給に対する経済部面での保障要件とともに、医療を構成する技術部面の保障要件についても医療保障の概念で把握されている。ちなみに、医療の技術部面における保障とは医療供給の万全を保障することをいう。

そして、医療供給の保障は、技術部面の適正保障のことでそれは医療を供給するための——①資格者要件(免許制)、②施設要件(医療施設)、③行為要件(手術・施術療法、薬物療法、物理療法、精神療法など)——という3つの要件が法的規制に合致することにより、その円滑な供給が保障されることになる。

したがって、医療保障とは医療の需要と供給の両者に対する経済部面と技術部面を車の両輪とした保障の概念が具備される必要がある。

そこで、医療についてであるが近年における医療の概念は、包括医療の呼び方に代表されるように予防・治療・リハビリテーションから社会復帰までを枠組みとする解釈が一般化しつつあることも確かである。しかし、医療概念の中核的なものは、やはり昭和38年に医療制度調査会¹⁾が提示し



図I 現制度下における医療施設

た内容で受け止めるのが妥当であろう。それによれば——「医療とは、健康破たんからの回復を目的とした医学の実践面に要求される機能のこと」——と述べている。

このことからすれば、医療は制度的に認められた医療施設（図I参照）によって供給されるものであると受け止めてよいであろう。

もっとも、一概に医療といっても広義な医療概念・狭義な医療概念のあることも事実で、これらについては追って触れることにする。

本稿では、医療に縁の深い「医薬品の供給」と医療保障の問題を主体とするわけであるが、なかでも「医薬品」と「調剤薬」とを区別した医療サービスの現状を考究しながら、医療保障とのかかわりを論じたい。これを考えるにあたり、次に序説事例を掲げておく。

II 序説事例

これから掲げようとする事例のあらまはは、過去に日本医事法学会が催した第5回ならびに第9回・日本医事法学会大会における討論の中から抜

萃²⁾したものであることを初めに明らかにしておく。

内容趣旨を簡単に述べると、前段に示した討論の中では、医師による無診察治療にあたる投薬のこと、特段に調剤行為を必要としない薬剤を医師が投与することなどが論点となっている。

ついで、後段の討論では健保制度における保険請求と診断名との関係が論点になっている。

これらの討論を示したのは、医薬品の供給に関する概念とか薬剤の投与という医師および薬剤師の免許行為というものを考えながら、両資格者に対する医療保障面での対応の実態に触れ、現行法の下での解釈是正の必要性の所在をさぐるためである。

それでは、次に討論内容を掲げる――

<討論>

E医師 精神科のことですがアルコール中毒者がいて、本人は受診を拒否しているが家族（妻）から断酒剤の投与の相談を受け、本人には知らせずに朝の味噌汁の中に入れたり、お茶の中に入れたりして投与しているが、この私たちの行為は良いものであろうか悪いものであろうか。

M弁護士 これの第一の問題は、診療契約の初めはどうなっているのですか。

E医師 家族が一人で「お薬を下さい」といって相談にくるのです。

M弁護士 本人を診察しないのですか。

E医師 診察しないで薬をやる場合もあります。

M弁護士 それじゃ、医師法違反ですね。

E医師 明らかにそうだと思いますが、家族に生活できないから「断酒剤を下さい」と泣きつかれるのです。この薬は特に中毒するものでありませんし、少し顔が赤くなって動悸を打つぐらいですから投与するのです。

M弁護士 その薬は毒には決してならないというのですね。

E医師 ハイ、一流メーカーから発売されて、各病院でも使っている薬です。

M弁護士 すると、それに対しては傷害罪とか、

そういう犯罪は成立しませんね。罪としては。

E医師 この薬を飲んでいながら酒を飲みますと、盃2, 3杯で顔が真っ赤になるものですから、時には本人に知られ怒鳴られたりもします。

M弁護士 この薬を家族に頼まれて投与すること自体に問題はないでしょうか。

E医師 それで、ちょっとお聞きしようと思ひまして……。

M弁護士 それは、私の法律家としての立場ではまずいと思いますね。私は弁護士として、診察しないで薬をあげることに反対しますね。

H法医学者 いまのケースは診療行為になるのですが、その薬は医師でなければ投与できない薬ですか。医師に友だちがビタミン剤をもらって飲んだ場合、そういうことまで診療行為というのかどうか。

N民法学者 H先生が言われたのは医師法17条の医業における医療行為のことですね。この医師法上の医療行為ですと「医師が行なわなければ患者に危害を及ぼす恐れのある行為」というように言われています。したがって、H先生が言われたように一般の人が行っても危害をおよぼす恐れがなければ、医師法17条でいう医療行為にならないとも考えられますね。

酒乱を治すのが医療行為かどうかは、いろいろ問題があるでしょうけれども、そういった治療行為をもってなされる場合、一応その意味の医療行為と考えてよいと思います。

結論としましては、いろいろな理屈はつけられますけれども、どちらを向いても法的な処罰、賠償請求はされない場合が多いだろうと考えます。理論づけは略します。

――以上のような討論が医療契約とか自己決定権の尊重という問題の中で示されている。

次にもう1つは医療保障の経済部面に関する討論のあらましを抜粋して掲げよう。その内容は――

<討論>

S民事訴訟学者 健保の請求か何かをするとき

は、病名をつけないとだめなのか。

N医師 それは当然つけなければダメです。それでなかったら「何々の疑い」とかのところまでは記す必要がある。

K医師 N先生の話に誤解を招く点があるので追加させてもらいます。

レセプトと呼んでいる健保の請求明細書は、記入欄が一応は病名となっていますが、これは法的には正確な病名を書くことを要求されていないのです。なぜなら、これは健康保険法で定めたものであって、本来医師法その他関係法による診断書に類する書類ではないのです。

したがって、これは支払者側と診療者側の金銭の授受に関する書類だということがいえる。つまり、レセプトの意図するところは、一応病名とはなっているが本質的には病名ではなくとも「どのような症状を訴えた患者」に、「どのような治療をした」ということを求めているわけです。

だから、さきほどのN先生が言われた“〇〇〇の疑い”でもよいし、もっと端的には“徴候”だけでも受理されるし、支払い関係はスムーズに行われる。

具体的に申すと、頭痛とか腹痛とか発熱、それだけでよろしいということになっています。

——と述べている。これは医療供給に対する経済部面の保障、特に健保制度上における実態を示したものである。

Ⅲ 序説事例の問題点および考察

1. 調剤薬と医薬品規格

前述の討論から得られる問題はいくつかある。医師によってなされる投薬行為の妥当性・正当性の問題もその1つであろう。

「医薬品の供給」が法的任務としてつかさどることを明示した資格者は、薬剤師免許に唯一のものとなっている（薬剤師法1条）。

これに対し、医師には「患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には処方せんを交付しなければならない（ただし書・

省略）」（医師法22条）とし、また討論の中でも述べた無診察治療の禁止規定などがある。そして、医師法には医薬品の供給に関する業務・任務規定は見あたらない。この業務規定にないことと医師法22条の規定などから考え併すと、医師と医薬品とのかかわりは——①調剤薬の創製、②業務施用上における消費的供給（現場処置上の）——の2通りがあって、薬剤師法に規定されている医薬品の供給行為は医師の範囲に含まれないようにも受け取れる。

しかし、行政解釈によると医師法の法意について「調剤する必要のない薬剤の投与は医師法17条にいう医業の中に含まれ、医師が自ら行うことができる」のだと解釈されている。

そうすると、医師と薬剤（医薬品）のかかわりには3つの対応が存在することになる。つまり——（1）調剤薬の創製、（2）業務施用上の消費的供給、（3）調剤を必要としない医薬品の供給——という3通りの内容である。そのうちでも、（1）および（3）の要素は、医師法22条によるものと薬剤師法1条によるものを包括した医薬品とのかかわりを有することになる。

しかし、現状における医師による処方せんや薬剤の投与の実態は必ずしも上述の（1）と（3）が明確に区別されて扱われていないように思う。たとえば、軟膏チューブに封入された包装単位の医薬品の表示ラベルを剥がして投薬する行為は、さきの（1）調剤薬の創製だろうか、それとも（3）医薬品の供給だろうか。この解釈には曖昧なところがありすぎる。この問題の与える影響は非常に大きく結果として、もし「調剤薬」の創製に該当しないならば、処方せん料とか調剤技術料というような経済部面での保険給付の対象にならないことになってもよいはずである。

現に、行政解釈によると、このような軟膏チューブから表示ラベルを剥がして投薬するだけの行為は調剤ではなく、薬剤投与の一形態だと解釈しているようである。

この解釈は大いに結構なことだと思うし、そこに調剤薬でない“薬剤の投与”および“医薬品の供給”とのかかわりが生じてくる。図Ⅱは、これ

によって、いまでは製薬企業に汲み取られ医療現場では医薬品の供給のための調整行為だけで諸事がまかなえるものが大勢を占めるにおよんでいる実態に着目してみる必要がある。

なお、さきに行政解釈の在りかとして「薬剤の投与は医師法17条にいう『医業』に含まれる」旨のことを示したが筆者は、それが全部が全部とも医業に属するものとは考えない。なぜなら、調剤を必要としない薬剤の投与の実態は医薬品の供給にあたる部面のものであり、もしそれが医業に含まれるものだとすれば薬剤師にも禁止行為となる。したがって、これは医師法17条に該当するものではないに、医師法1条の規定にみられる「医療」に含まれるものとする解釈の方が妥当である。

ちなみに、医療とは医業を包括しながら医業だけを意味するものでない。医療すなわち医療サービスには、すべての医療資格者の行為が網羅されているものと考えるべきで、薬剤師は医療範囲のうち医業に属さない範囲を枠組みとした医薬品の供給をつかさどることができるのである。このように解釈すれば筋がとおる。

2. 断酒剤の概要について

前に掲げた討論(事例)の中で薬剤として断酒剤が述べられている。しかし、提起したE医師は断酒剤とだけ言明するだけで薬剤名を明かさず質問に対して「その薬は毒には決してならない」と答弁し、またH氏(法医学者)が「その薬は医師でなければ投与できない薬ですか」という医師側からの質問に対してE医師が何ら答えていないことが討論そのものを曖昧にさせている。

そこで、初めに断酒剤を判明させる必要がある。断酒剤は薬学上では抗酒療法に用いる薬剤で「抗酒剤」または「酒量抑制剤」と称される。薬剤名を想定するための要件として討論の中から——①当研究大会の開催年次(1978年)からの推察、②発売元が一流メーカー、③多くの病院で使用されている、④盃で2, 3杯の酒を飲むと顔面紅潮——などを手がかりに当時の医薬品の認可品目を把握して、ほぼ推定できるのがシアナミド液(表1参照)である。

シアナミド液(以下「CYA 薬」と略する)は、表1でもわかるように「劇薬」規格に該当する医薬品であり、また「要指示医薬品」と称して薬剤師に対しても自由裁量な供給が法的に制限されている薬剤である。

このような点から推定すれば、E医師の答弁「この薬は毒には決してならない」という解釈には問題があるように思われる。また、当医師自身がCYA 薬のような薬剤についても毒性のない医薬品と受け止めているとしたらこれも問題であろう。なぜかと言えば、医師が関与する薬剤投与の現状は、それが調剤薬の投与か医薬品の投与かの如何を問わず表示ラベルを剥がし内容物が何かを極秘にして国民(患者)に投与することが通例となっており、そのような立場にある医師がCYA 薬のようなものまで「……毒にはならない」と解釈して患者とかかかわるとすれば、やはり薬害とかかわりなど懸念される。これなどは医療の技術部面の適正保障ともかかわる問題ともなる。

なお、断酒剤には「CYA 薬」のほかにも、ジスルフィラム系が他の企業から後年発売されている。この組成分はジスルフィラムである。しかし本品も、CYA 薬とほぼ同様な「使用上の注意」を示され、また劇薬規格および要指示医薬品に指定されている。

したがって、断酒剤の薬理作用および反作用は似かよったものと考えてよいであろうことを参考までに付記しておく。

次に表1について筆者が傍線で示した部分(A～E)を中心に言及してみよう。

A 「飲酒試験の終了までの入院……」

表中では必ずしも入院を絶対条件としていない。しかし、CYA 薬の服用が人体に対しどれほどの作用を有するかは医師や薬剤師でなくともうかがい知ることができよう。

ましてや、服薬者自身が知らないところで味噌汁やお茶の中に混ぜ服用させれば表中に示されている諸種の副作用が予見される。

医師法および薬剤師法は免許者に対して「業務をつかさどることにより公衆衛生の向上、増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するこ

表 1 断酒剤シアナミド液の概要

酒 量 抑 制 剤

(劇)(指)(要指) シアナミド液

【組 成】

シアナミド液：1 瓶 100ml 中シアナミド 1g を含有する無色澄明の内服用水剤である。

【効能又は効果】

慢性アルコール中毒及び過飲酒者に対する抗酒療法。

【用法及び用量】

断酒療法として用いる場合には、シアナミドとして通常 1 日 50～200 mg（1%溶液として 5～20 ml）を 1～2 回に分割経口投与する。

本剤を 1 週間投与した後に通常実施する飲酒試験の場合には、患者の平常の飲酒量の十分の一以下の酒量を飲ませる。飲酒試験の結果発現する症状の程度により、本剤の用量を調整し、維持量を定める。

【使用上の注意】

(1) 一般的注意

- 1) 本剤による治療に先立ち、本剤服用中に飲酒した場合の反応を説明して患者及びその家族等の了解を得ること。また、飲酒試験が終了するまでは、入院させることが望ましい。
- 2) 投与前に、アルコールの体内残留の有無を確認すること。
- 3) 本剤服用中は、医師の指示によらないアルコール摂取を禁ずること。
- 4) 飲酒試験時に急激なシアナミドーアルコール反応（顔面紅潮、血圧低下、胸部圧迫感、心悸亢進、呼吸困難、失神、頭痛、悪心・嘔吐、めまい、痙れん等）があらわれることがあるので、本剤の投与量、飲酒量等の個人差および飲酒速度を考慮し、慎重に飲酒試験を行うこと。なお、症状が激しい場合には、酸素吸入、昇圧剤、輸液の投与等適切な処置を行うこと。
- 5) 飲酒試験の際の飲酒は、本剤投与後 10 分～12 時間以内に行うが、この場合清酒 90 ml を 10～15 分以上かけて飲むような、比較的遅い速度で行うことが望ましい。

(2) 次の患者には投与しないこと

- 1) 重篤な心障害のある患者
- 2) 重篤な肝・腎障害のある患者
- 3) 重篤な呼吸器疾患のある患者

(3) 次の患者には慎重に投与すること

- 1) 肝障害のある患者
- 2) 腎障害のある患者
- 3) てんかん等の痙れん性疾患又はこれらの既往歴のある患者（痙れんを誘発することがある。）
- 4) 脳の器質障害のある患者
- 5) 糖尿病の患者
- 6) 甲状腺機能低下症の患者
- 7) 本剤に対して過敏症の既往歴のある患者

(4) 副作用

- 1) 精神・神経系 ときに頭痛、不眠等の症状があらわれることがある。
- 2) 過敏症 まれに発疹等の過敏症状があらわれることがあるので、このような場合には、投与を中止すること。
- 3) 消化器 ときに悪心・嘔吐等の症状があらわれることがある。
- 4) その他 ときに倦怠感があらわれることがある。

(5) 妊婦への投与

本剤の妊娠中の投与に関する安全性は確立していないので、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないこと。

(6) 相互作用

- 1) アルコールを含む医薬品（エリキシル剤、薬用酒等）との併用により、シアナミドーアルコール反応を起こすことがあるので併用を避けること。又、アルコールを含む食品（奈良漬等）の摂取や、アルコールを含む化粧品（アフターシェーブローション等）の使用により、シアナミドーアルコール反応を起こすおそれがあるので、注意させること。
- 2) 次の医薬品の作用を増強することがある。
フェニトイン、エトトイン

(7) その他

- 1) 注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作には従事させないように注意すること。
- 2) 本剤の長期投与後 ground glass 細胞発生等の肝障害が報告されている。

【取扱い上の注意】

- 【注 意】
1. 劇薬、指定医薬品
 2. 注意—医師等の処方せん・指示により使用すること。
 3. 長時間加熱したり、煮沸してはならない。

【包 装】

100 ml（計量カップ付）

と」(各法1条)を社会的使命として求められていることを慎重に受け止める必要がある。

B アルコール摂取の禁止

医師の指示によらないアルコール摂取を禁じている。これなど本人が服薬中すら知らなければ「……盃2, 3杯の酒を飲んで顔が真っ赤になって本人に知られ怒鳴られる……」という状態は当然起こり得ることであり、これなどは単なる顔面紅潮だけにとどまらず、急激なシアナミドアルコール反応の可能性すら勘案され健康および生命への危害すら憂慮される。

C 禁忌・慎重投与・副作用の概念

医薬品の認可制度は『薬事法』の規制するところで、表1にもみられるように「組成」・「効能又は効果」・「用法及び用量」・「使用上の注意」などが認可判定の審査要件になっている。

したがって、「使用上の注意」ひとつにしても行政処分に基づく医薬品規格の要件をなすものであることを認めた上での対応が必要である。

なお、CYA薬は認可制度上は医療用医薬品³⁾に該当するが、その医療用医薬品とはおおむね表

表2 医療用医薬品

1. 次のいずれかに該当する場合は、原則として医療用医薬品として取扱うものとする。
 - (1) 麻薬、覚せい剤、要指示医薬品、毒薬、劇薬
ただし、毒薬、劇薬のうち、人体に直接使用しないもの、殺菌剤等を除く。
 - (2) 剤型、使用方法、使用目的からみて、医師、歯科医師のみが使用することが適当な医薬品
注射剤、パレット剤、経管投与剤、X線造影剤、放射性医薬品、全身麻酔剤等
 - (3) 薬理作用からみて、医師、歯科医師が自ら使用し、または医師、歯科医師の指導監督下で使用されることが適当な医薬品
 - (4) 医師、歯科医師が自ら使用し、または医師、歯科医師の指導監督下で使用しなければ医療上障害を招く恐れのある疾患を適応症にもつ医薬品
 - ① 法的医療措置が講ぜられている疾患を適応症にもつ医薬品
例 伝染病予防法(法定伝染病、届出伝染病)、結核予防法(結核)、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(白血病)
精神衛生法(精神病)、らい予防法(らい)
 - ② 緑内障、心臓性喘息等のごとき医師、歯科医師が使用しなければ医療上障害を招く疾患を適応症にもつ医薬品
2. 製剤原料は、医療用医薬品の原料として用いられないものを除き、医療用医薬品として取扱うものとする。

2の要件を具備したものをいう。医療用医薬品に対し一般用医薬品というものがある。この両者は同じ医薬品規格のものでありながら認可基準的要素が区別され、端的には医療用医薬品が概して薬理作用や毒性の強いものになっている。もっとも、なかにはビタミン剤のように医療用・一般用の両者に認可されている作用緩和な医薬品のあることも事実である。

D 相互作用の発現性

本人が服薬中である旨の自覚をもっている場合と、本件のように本人に極秘で服薬が行われている場合とでは、相互作用・相乗作用を生じる機会として後者の方に計り知れないものがあることは論じるまでもないことである。

それにエタノール(アルコール)類を含むものは、必ずしも酒類だけとは限らないし薬用酒のような医薬品規格のものとか、奈良漬や甘酒など食品類にも含まれており、本人に服薬中の旨を知らせないのは自殺行為を強要されているようなところがありそこらの配慮が必要である。

E 自動車運転等の危険性

これも前述Dに関連する問題になるが、「注意力・集中力・反射運動能力等の低下」の可能性が示されている。服薬中の自動車運転や危険を伴う機械操作への従事を禁じる注意が「使用上の注意」欄に明示されているのに、本人に服薬の自覚がなくては自戒の余地は与えられないし、家族の者が服薬者の生活の全部を監視できることもあるまい。

ところで、この「使用上の注意」は、最近の医薬品認可制度がほぼ一律に審査要件に加えているが、これは大衆薬においても例外ではない。たとえば、大衆薬に認可されているもののうち、かぜ薬に関する使用上の注意をみると——「服用後は自動車等の運転をしないで下さい」——という一項が表示されている。これはかぜ薬の中に催眠作用を促すマレイン酸クロルフェニラミン等が配合されていることに基づく表示で、これなどは民衆に服薬上の自覚を喚起させ薬理作用の可能性を示唆したものといえる。

しかし、大衆薬(かぜ薬)とCYA薬に同じよ

処方せん				(○当保険に○印をすること)	
				政 船 日 共 組 自 士 国 労 生 国 自 老 府 員 雇 済 合 官 本 鉄 災 保 保 費 人	
公費負担者番号				保 険 者 番 号	
				0 0 0 0	
公費負担医療の 受給者番号				被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号	
				か る 31	
患 者	氏 名	東西花子 (明・大・昭22年9月18日生)		保険医療機関 の名称及び 所在地	
	区 分	被 保 険 者	被 扶 養 者	電 話 番 号	
				丙丁病院 大阪市大阪4-8 電話番号 丙丁一郎 (印)	
交付年月日		昭和 62 年 4 月 17 日		処方せんの 使用期間	
				1 交付の日を含めて4日以内に薬局に提出 2 昭和 年 月 日まで	
処方 (薬名・分量・用法・用量)					
黄連解毒湯エキス顆粒 5g 分2 7日分					

(注) 一、処方せんは厚生大臣の定めた薬師基準によるもの以外は処方しないこと。
二、この使用期間は処方せん使用開始までの期間であつて授分日数、剤数とは無関係
一、処方せん使用期間が四日をこえる場合はその理由を余白(備考欄)に記入すること。

※筆者・注——当該漢方エキス顆粒は、2.5gが1包(分包)単位の医薬品形態

図 III 医薬品(漢方薬)の調剤薬化

うに自動車運転の自粛が促されているにもかかわらず、両者を同一概念で受け止めるのはやはり早計である。まず両者の薬理作用上の強弱を考慮に入れる必要があり、特に CYA 薬の場合には医療用医薬品であること、あるいは医師の指示がないと服薬できない医薬品(要指示医薬品)であること、劇薬規格のものであること等から勘案すれば、大衆薬との作用格差の在りかは推量できる。

3. 「医薬品の供給」と調剤概念

さきに、「調剤」の概念に触れ調剤薬は調剤技術を行って市場に流通していない新規性の治療薬を加工調製することであり、真の調剤は処方せんを介した加工業の概念が付加されたものでなくてはならず、調剤の概念から外れるものは、そのすべてが「医薬品の供給」という医療サービスとして解釈する必要があることを述べた。

このことからすれば、調剤の必要は——①特定の患者の、②特定の疾患に、③特定の用法で、

④市場の医薬品で用達できない新規性の治療薬の調製——の要件を満たすものでなくてはならない。

法制上には、厳密な「調剤」の定義はない。そのためにいまでも引き合いに出される調剤の法解釈に大正6年の大審院判決⁴⁾がある。これによると——「『調剤』とは、一定の処方に従って一種以上の薬品を配合し、若しくは一種の薬品を使用し特定の分量に従い特定の用法に適合する如く特定人の特定の疾病に対する薬剤を調製することをいう」——と述べた判例である。

この解釈は、さきに掲げたことにも符合し加工業の概念、あるいは新規性の要件がなければならぬことを示唆しているように思う。一種類の薬品を用いた調剤概念についても“特定の分量”“特定の用法”の要件の趣旨は、市場流通の医薬品の規格表示とは別な創意の下に適用するための調剤ということになろう。たとえば、クレオソートは止瀉薬(急性胃腸カタル等)として内服用丸剤が医薬品規格として市場にあるが、これを肛門坐薬

として投薬したいときに市場に該当する坐薬がなければ、これを医師の処方せんにより調剤を行い調剤薬（クレオソート坐薬）を創製するような処置が調剤の概念と考える。

したがって、ただラベルを剥がしたり、図Ⅱ・Ⅲに掲げたような市場流通の医薬品規格の用法用量にまるまる準拠し、製薬メーカーが服用毎量ずつを分包包装した医薬品を必要日数分を投薬する行為などは医師を介しようが「医薬品の供給」として薬剤師のそれと同じ解釈がされてもおかしくないのではないだろうか。一考を要する問題だと思う。

現行上の解釈によれば、医師を介した投薬は、図Ⅱや図Ⅲにかぎらずそのすべてが処方せん調剤の対象に扱われており、そこでは調剤の必要のない薬剤の投与までもが処方せん料や調剤技術料の給付対象とされているが疑問な点だと考える。つまり、調剤薬と医薬品供給との専門職を介した技術部面での線引きが明確にされることは医療の経済部面を受けもつ医療保障（健保など）の環境改善にも有意義なところがあるように思う。なぜなら、医師による投薬のうち調剤を必要としない薬剤の供給に対しては処方せん料や調剤技術料を支払う必要はないだろうし、これなどは薬剤師による医薬品の供給と同一な解釈により、処方せん調剤とは一段低い経済部面の医療保障で十分と思われる。

実際問題にしても、医薬品の供給行為が可能な資格者は医師と薬剤師であるからには両者の業務に対する医療保障は、ある程度の一律性がなくてはなるまい。ここらは見直してみる必要がある。

Ⅳ 「医薬品の供給」と医療保障

1. 薬剤師免許と診断行為

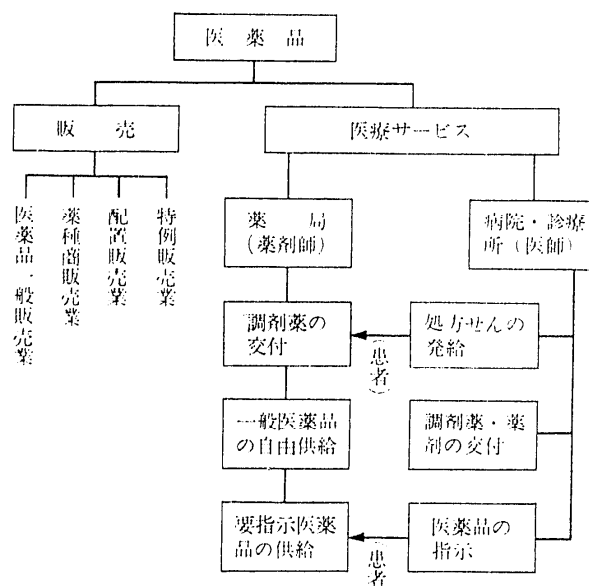
医薬品の供給と医療保障とのかかわりについてはこれまでも少なからず触れてきた。本項では、さらに現状について掘り下げて考えるために過去に述べられている医療保障に関する概念を掲げ、薬剤師免許と診断行為の問題などを考えてみる。

たとえば——1)「医療保障は単に医療費の経済

的保障のみでなく、疾病の予防と治療の一体的推進の見地から国民の健康の維持向上を図ること⁵⁾」、2)「医療保障とは最適な医療を、いつでも、どこでも、経済的負担なしに、平等に……」、3)「医療保障の今後は、包括医療の保障になる」、4)「本来の医療保障制度は、医療保険制度と医療供給制度の2つから成り立つ⁶⁾」、5)「医療はサービスなり、医療・健康保障の一形態が医療保障制度である⁷⁾」、6)「憲法25条は、国民の『医療』と『健康』の保障を社会保障の上位概念にし最終目標にしている」——等がある。

つまり、医療保障は社会保障に包括され、医療資格者が業務として行う医療サービスは、合法的なものとして医療保障という要件を構成する技術部面および経済部面の両者を保障の対象にするものでなくてはならないものと考ええる。したがって、医薬品と調剤薬とを別個の次元のものと解釈しても、これを医療として供給が可能な医療施設に病院・診療所および薬局の三施設が医事衛生法上はあるし、医薬品を中心に図示したのが図Ⅳである。

このように考えると、薬剤師による医薬品の供給が医師による調剤を必要としない投薬行為と異なった解釈をし、医療保障の概念で保護されていない点は好ましくない。医師と薬剤師の両資格制度はその免許任務の規定を見るかぎり、憲法25条



図Ⅳ 社会における医薬品の動き

第2項の規定をもって国に委ねられている社会的使命のうち、その医療に関する技術部面を業として請け負う機能のはずである。

それにもかかわらず、医師による調剤を必要としない薬剤の投与（供給）だけが医療健保の対象に扱われ、薬剤師による医薬品の供給が医療健保上で何らの処遇も付与されていないのは、薬剤師の職能にとっても、薬剤師から医薬品の供給を受ける国民にとっても不条理な対応としか言いようがなく、これなどは明らかに是正されるべきものと思うのであるがいかがなものだろうか。

確かに、現下の行政解釈によれば薬剤師が行う医薬品の供給は、買う人（需要者）側に自己診断が認められているのであって薬剤師に診断が認められているわけではないという。つまり、俗にもち出されるのが“薬剤師には疾病を診断し、適切な薬剤を選択する業務はできない”ということである。これは言い換えると、診断し薬剤を選択する行為は医業に該当するものと行政上は解釈されているようである。確かにそのような画一的な解釈にも一理あろう。

しかし、一步すすめて法解釈上の医業の定義がそのすべてを網羅するものでない点に考察を波及させると曖昧さに気づく。医師法は、公共の福祉の観点から憲法が保障する職業選択の自由を侵害してまで医師以外の者に「医業」を禁じているのであるが、その真相をまず考えてみる必要がある。

職業選択の自由という憲法規定を侵して、医師のみに医業を解除するのは医師が行わないと“あぶない”からであり、それが医師法17条の禁じるところとなっている。したがって、医師法の「医業」概念は、医師が行わなければ人の健康に危害をおよぼす恐れがあって、公衆衛生上あるいは公共の福祉の観点で好ましくないからにほかならないことになる。その意味では、ただ画一的に診断や薬剤選択がイコール医業と決めつけるには早計なところがあると思う。

国民の自己治療・自主選択に対して薬剤師が行う医療介助などは、薬剤師法という「薬剤師の任務」に附随するものとして解釈される必要がある。ちなみに、薬剤師は医薬品の供給をつかさどるこ

表 3 病院・診療所と他医療施設の用語比較例

病院・診療所の場合	それ以外の医療施設
入院・病室	収容・収容室（助産所）
手術	施術（針灸院など）
薬剤	医薬品（薬局）
投与（投薬）	供給（薬局）
理学療法	柔道整復（整骨院）
診断	針灸的診断（判断・鑑別） 助産婦的診断（ “ ） 薬剤師的診断（ “ ）

とによって国民の健康を確保すべき使命が付与されており、その点は尊重されるべきである。

ただ、問題があるとすれば、薬剤師が行う適切な医薬品を選定する場合に行う国民（患者）の状況収集——症状・現象など——を「診断」と解釈するのが妥当か否かの問題である。たとえば、表3である。これは病院・診療所とそれ以外の医療施設との間における法制上の用語の使い分けであるが、このような用語の使い分けで物事が取り仕切られ制度上の機能を円滑にしているものも多い。

このような点から勘案すると、薬剤師が医薬品の供給をつかさどる上で、その適正を期するのは当然な義務のはずだし、そのために国民（患者）から諸種の情報を入手し薬剤師による国民のための適正判断を介して適正な医薬品を供給する行為は何ら公共の福祉に反するものではないし、むしろ国民の健康の確保に貢献する何ものでもない。これなどは薬剤師に委ねられている業務に附随する任務と解釈するのが妥当なはずである。

表3に掲げた用語の使い分けには妙味があり、また医師領域の「診断」という用語に対して病院・診療所以外の医療施設が供給する諸業務行為にも針灸師・助産婦・柔道整復師など資格業務を目途に置いた診断・診察が前提となって適正な治療行為が施されているわけであり、これらに対してもそのすべてに「診断ダメダメ」論をもち込んで正しい免許業務などあり得るはずがないのである。

すなわち、彼らの行為は業務遂行上の適正判断と見なすべきであり、医師による診断とは異質な

ものと受け止めるべきである。したがって、薬剤師の場合にも医薬品の供給のための適正確保を念じた判断・判別・鑑別は資格者に当然な権能として解釈する必要がある。

大正期の大審院判決⁸⁾には、患者の症状・容態を聞き薬品を調合して与えるのは医業にあたるとか、症状・容態を聞くのは診察行為の間診の要素を有するなどということが示されていることも事実である。しかし、これは無処方調剤事件として扱われたものであって、現行法上にそのままあてがうには問題がある。

ちなみに、さきの大審院判決が下された大正初期は『薬律』⁹⁾が社会規範をなしていた時期であり、この薬律によれば——「薬剤師とは、薬局を開設し医師の処方箋により薬剤を調剤する者をいう。薬剤師は薬品の製造及び販売を為すことを得る」——と規定されていた（法1条）。

この法制からもわかるように当時は、薬剤師の業務を調剤に一義的な位置づけになっていた。そして、その他に薬品の製造や薬種商が業とする薬品の販売を行い得る法制が敷かれていたものといえる。この薬律と現行法とは大きな差異のあることは、さきに述べた現行『薬剤師法』の規定から吟味してみれば一目瞭然なはずである。

それにもかかわらず、現行の行政解釈には「薬剤師の業務は調剤であり、疾病の診断を行い適切な薬剤を選択するのは“まさに医業”である」というのがあるようだが、これなどは旧法『薬律』における解釈でしかないように思う。

診断イコール医業とする法解釈には諸種の判例^{10, 11, 12)}から考えても疑義を禁じ得ないし、また表3の例をもち出すまでもなく病院における「入院・病室」は、助産所では「収容・収容室」という語句をもって医療法では規定が設けられている。

医師の業行為のうち「手術・手術室」の規定に対して、針灸師による針灸治療ことに針術には手技・手術の概念がありながら針灸師法¹³⁾の規定によれば「施術・施術室」の用語に置き換えられて法制が講じられているのであるが、このような諸点から勘案すれば「診断」という用語が紛らわしく医師以外の医療資格者になじまないと受け止め

られるとしたら法制上の用語概念の立場から臨機応変な対処をすることが希求されるべきではなかろうか。

だいたい、医薬品の供給にしても、針灸治療や助産婦行為にしてもこれらは人体に対する一種の侵襲行為であり、また侵襲作用を目途に置いた資格者業務のはずである。それらを供給するにあたり、人のからだの容態や症状を綿密に把握しなければ、いくら資格者といえども魔法使いではあるまいし、適正・適切な判断などあり得ないし、治療への円滑な介助などできるはずがないと考える。

言い換えると、医師以外の医療資格者には免許ごとに業務が付与されていて、資格者ごとの判断（鑑別・確認）を基に業務行為は施用されることになる。このような判断行為にまでも医業に属する診断行為だと解釈されるようだと彼らによる医療サービスは社会的に存在し得ないものになる。

したがって、「診断」とは資格者（医師以外の）による供給行為にまで抑圧する解釈をするべきではないはずである。なぜなら、現行の薬剤師法が法案として国会に提出された際の政府側委員による補足説明でも、これらを肯定する説明がされている。それは時の厚生省局長氏が——「医薬品の供給というのは、企業の主体としていわゆる経済的な面でたずさわるという意味ではなくして、医薬品を国民に供給するについて技術的な部面で関係するという意味において、製造あるいは販売という言葉を選び、薬剤師の任務の規定については現在の医師法一条にある医師の任務を参考にして規定した」——と述べている¹⁴⁾。これなどは、現行法の法意の趣旨を言い表しているものと考えられる。

したがって、現行法に忠誠であるならば医薬品を国民に供給する場合は、国民の健康の確保のための技術部面における介助の要請だと解釈することに異論はないはずである。それは何度もうのように、治療上における医療資格者としての専門知識の運用であり、適正な医薬品の選定供給でもある。

過去の解釈によれば、確かに容態を聞いた、問うたから診断行為の「問診」にあたるという受け止め方もあった。しかし、このような解釈は素人

の行った行為には時に適用してもよからうが、これまで述べてきたような医療資格者にまでも一律に禁じるのは好ましくない。最近の解釈¹⁵⁾や判例¹⁶⁾は、医業に属する医行為の概念の要件に「医師が行なうのでなければ保健衛生上危害を生じる恐れのある行為」を具備することを求めているのである。薬剤師が医薬品の供給をつかさどる場合の至上命令ともいえるべき業務上の使命が、国民の健康の確保であり、また公衆衛生の向上および増進であることは医師に委ねられている法的任務（医師法1条）と同類なものになっていることから考えても、薬剤師の専門知識による判断行為や適正な医薬品の選定供給という要素は、当然に薬剤師の業務に附随する行為と見なすべきものと思う。この点に着目すると、現在の薬局における医薬品の供給体制は明らかにおかしい。その実態が薬種商販売業（小売商店）と何ら変わらないことである。

薬剤師法の趣旨が薬局の上位概念であるべきで、薬局は同種薬効の医薬品（商品）をマスコミが広告するままに品揃えする顧客商行為であってはならない。それは、薬剤師の専門知識によって行われる薬効揃えの発想が基本になって医療サービスに向けた技術介助であるべきはずで、ここから間違っていると思う。

2. 免許と業務附随の概念

前項では医薬品を供給する場合にそれを適正に政行するためになされる専門知識による判断行為が、医師の診断権の延長線上にむらがる要素を含んでいても、それらは免許者業務に附随する行為概念の必要性を指摘したわけであるが、つぎに医療資格者の免許業務に附随する問題について掘り下げて考えてみよう。

ここで例示として『柔道整復師法』の規制下で業務が供給されている柔道整復師による施術に関する行為に附随する法制解釈を考えてみる。同法は禁止規定に——「柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。」——と条文をもって定めている（法16条）。

つまり、柔道整復師は医薬品の投与や指示ができないのである。ところが実態はそのようになっていない。その根拠となるものが「患部を医薬品を用いて湿布する行為は、その医薬品使用について危険性がなく且つ柔道整復師の業務に当然伴なう程度の行為であれば許される」という行政通達¹⁷⁾の存在である。

これなどは資格法規をもって禁じられている医薬品の使用（投与）が行政解釈をもって拡張解釈された事例といえる。

ところが、薬剤師による適正な医薬品を供給するための選定行為なり判断行為に至っては法規をもつての禁止規定が実在しないにもかかわらず行政解釈によって縮小解釈がもち込まれている。だいたい、薬剤師が適切な医薬品を選定する行為は、素人への専門知識の介助であって公共の福祉に寄与する何ものでもなく、それは人の健康に危害をおよぼす恐れのあるものと解釈するにはおよばない。これなどは国民の自己選択に対する薬剤師に委ねられた業務に附随する位置づけこそ妥当であろう。

ついでに、もうひとつの免許業務に附随する範囲概念について触れておこう。それは、さきの柔道整復師の医薬品による湿布行為に類推した問題で、端的に言えば薬剤師が腰痛や肩痛に湿布行為を行うとか、切り傷にリパノールなど殺菌消毒薬を塗布しガーゼをあてがう処置を施すなどの行為は、免許業務に附随するものとして解釈してもよいのではないかという設問である。これを提起するにおよんだそもそもの理由は2点ほどある。

理由の第1は、柔道整復師のような医薬品の専門家でもない資格者に対してさえ、行政解釈をして理論上は薬品の投与に該当するはずの薬品による湿布行為を容認している実態を考え併すと、戦後の医療制度の改革で厳格な免許制度の採用なども相まって、薬剤師の法的任務（法1条）は、旧法『薬律』時代の製造・販売という物的流通概念に固定的解釈は好ましくないと考えられることである。

現行法の任務規定から解釈すれば、薬剤師に認められている法範囲に該当する医薬品の供給であ

れば、薬剤師の免許行為として自由裁量の解釈がされてもよいはずである。もっとも、要指示医薬品のように薬剤師に自由裁量が認められない医薬品の供給の存在するのは事実であり、これが対象にならないのは当然である。

理由の2点目は、1953年の西ドイツの薬剤師職務法¹⁸⁾を思い出す点である。これによると——「治療を実施することは薬剤師の職務に反する。ただし緊急の危険の場合においては医師の救助が得られるまでの間において、薬剤師は第一段階として救助行為を行う権利があり、またできるかぎり救助行為を行う義務を有するものとする。また薬剤師は、生命に危険を与えるような負傷、中毒、あるいは特に急を要する非常の場合に医師の救助がない場合において、薬剤師が適当と考えた薬剤を投与した場合には、医師の到着あり次第、当該医師に対し直ちにその旨を正確に伝達しなければならない」——と規定が設けられている。

この薬剤師職務法には、わが国における柔道整復師の業務規定や助産婦の業務規定にみられる「ただし書」規定を想像させるところがある。まず柔道整復師法は——「医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術してはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない」——と定めている（法17条）。また助産婦法¹⁹⁾は——「妊婦・新生児等に異常があると認めたときは、医師の診療を請わしめることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。但し、臨時応急の手当ては、この限りでない。」——という規定を設けている（法38条）。

薬剤師にも、これら西ドイツの薬剤師職務法やわが国の柔道整復師および助産婦に特例事項的に認めるような方法での医薬品の供給とのかかわりが委ねられてもよいと思う。つまり、応急処置時の工面とか要指示医薬品の供給に関する医師の「同意」概念に基づいた特例的な扱いである。

ちなみに、要指示医薬品には本稿の断酒剤にかぎらず、抗生物質やホルモン剤（内服用）はもとより胃腸薬や消炎鎮痛剤あるいは催眠薬など数多くの医薬品が指定されているが、医師の自主的な服用すべき旨の患者などへの「指示」行為は全

く作動しておらず、これを定めている法文自体が死文化した状態にあるというのが実情である。

その意味で、柔道整復師が脱臼または骨折の患部に施術する場合に「医師の同意」を要件として規定しておりながら、応急手当ての場合はこのかぎりでないとして規定しているものに準じた対応がもち込まれてもよい。つまり、無医村や僻地・離島あるいは医師が居合わせない場所で薬剤師が医薬品規格の薬剤を供給し応急処置を行うとか、医師の同意・指示（書面など）によらず要指示医薬品の供給を行う特例が認められる法制を敷くことは、それが最高の医療を求めるには程遠いにしても薬剤師による医療サービスは最小限ながらも素人が行ったり、何ら加療しないよりも適正妥当なことは一目瞭然なはずであり、医療保障の概念からも薬剤師による技術部面での医療保障、そしてそれに見合った経済部面の医療保障として取り扱われるべきではなかろうか。これなどは確かに先端技術による最高の医療ではない。しかし最高の医療を受ける環境にない者、国民（患者）の自主決定権の欲するところにより、ありふれた傷病に薬剤師による医薬品を医療サービスとして需要するものも実際に存在するわけであるから、ここらに対する医療保障の底辺策定も必要なはずである。

このようなことを勘案してみると、薬剤師の行う医薬品の供給についても業務に附随する概念像の拡張解釈はもちろんのこと医療資格者としての専門性が厳正に受け止められるべきものとするのである。

以上は、医薬品の供給にかかわる診断行為の問題、および免許に附随業務の問題に多くを費やしたが、これは今日の行政解釈の不合理是正を希求してのことにはかならない。つまり、行政通達によれば、いまだに旧法『薬律』時代の法解釈を固執しようとしているのは問題であるし、解釈是正の必要がある。

と申すのは、前にも触れた「疾病の診断をし適切な薬剤を選択するのは、まさに医業であり薬剤師はできない。したがって、薬剤師による薬剤の投与が健保適用されないのは当然である。」という現行解釈をしている点から考えて、法解釈上の

「医業」および「診断」概念の是正が絶対要件だと考えたからにはかならない。

3. 薬剤師業務に医療保障（健保扱い）

薬剤師による「調剤」業務はともかく、医薬品の供給業務は、法的な概念に照らし考えるならば——医療資格者による医療サービス——の何ものでもないと解釈すべきであり、薬剤師のためにも国民患者のためにもそれ相応の制度的取り扱いが求められるべきである。

すなわち、薬剤師による医薬品の供給は、医師が調剤する必要のない薬剤を投与する供給行為と同等な医療保障の枠組みの中で対処すべきものといえる。つまり、『健康保険法』が保険給付の対象として規定している「療養の給付」、さもなくば「療養費の支給」のいずれかに基づく“薬剤又は治療材料の支給”に該当する何ものでもないと考えるのである。

現行法上、医業類似行為の法制概念に位置づけられている整骨院（柔道整復師）および針灸院（針灸師）の供給業務が、条件つきとはいえ健康保険法による「療養費」の支給制度²⁰⁾が適用されているのに、薬剤師による医療サービスの一環をなす医薬品の供給が何らの健保扱いの対象にならないのは重大な疑問であるし矛盾である。

前に掲げた「序説事例」の項で、保険請求（レセプト）と診断名に関する討論のあらましを示したが、健保制度が保険請求の際に診断名の厳格さを求めず、「〇〇〇の疑い」や「どのような症状の患者に、どのような治療をした」とか「徴候（頭痛とか）」だけで健保扱いは円滑に行われていることを考え併すと、医師免許に“権限”が与えられ薬剤師の薬剤投与に“権限”がないかのような錯覚すら受ける。

医師免許もそうであるが薬剤師免許にしても、本来は職業選択の自由という観点から何人も自由に行い得る性質の業務を、人命・健康に対する危害防止および公衆衛生の保持といった立場から法律によって一定の行為を一般的に禁止した上で、行政機関が特定の要件を満たした者に解除する概念で実在するのが医師免許であり、また薬剤師免

許というわけである。すなわち、このような免許は権限としてあるのではなく、公の権力によって業務を行うことが承認されたものにすぎないのである。

したがって、医師には医業医療を業務として行うことが許可され、また薬剤師には医業に該当しない医療サービスの中の「医薬品の供給」等が許可されたものとして解釈する必要がある、このような免許制度によって許可された業務行為は何らの区別をされることなく、健保扱いの対象に組み込まれるべきはずである。

たとえば、『健康保険法』であるが、療養の給付規定によれば、次のことが定められている。すなわち——

療養の給付（法43条）

被保険者の疾病又は負傷に関しては左に掲げる療養の給付を為す。

1. 診 察
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療
4. 病院又は診療所への収容
5. 看 護
6. 移 送

——という規定である。

これを見てもわかるように、医師を管理者に置く病院・診療所では1～6までの全部が保険給付の対象になり得る業務概念が、医師法および医療法によって認められているのである。他面、薬剤師の行う「医薬品の供給」は、前述の2の対象に含まれるべき業務概念ということになるのである。

その点、免許行為として薬剤師法が許容しながら健康保険法が対象にしないのは疑問である。違憲性の可能性はあるまいか。

その結果が現在の実態である。つまり、医師の下に走って腰が痛い、肩が痛いと訴えるだけで調剤する必要のない市場流通の医薬品規格のパップ剤（湿布薬）等が供給され、何割負担かの保険給付の対象になるのに、医薬品の供給をつかさどることのできる薬剤師免許者から供給を受けると何ら健保扱いにならないのである。これなどは是正

のための検討が必要であろう。

医薬品を供給する医療資格者は、実質上は薬剤師と医師であるのに薬剤師による供給サービスが健保扱いの評価がないのはおかしい。また医師が、調剤を必要としない薬剤交付を処方せん扱いで健保上も扱っているのはおかしい。図Ⅲの中で欄外に示されている注意書き（二）には「医薬品は厚生大臣の定めた薬価基準によるもの以外は処方しないこと」の一項が掲げられている。このことから考えると、図Ⅲの様式は「処方」を必要とする場合だけを対象にして取り扱うべきものとする。

その点では、調剤を必要としない医師の薬剤交付および薬剤師による医薬品の供給を一括して、処方せん調剤とは別枠の健保適用の創設が望まれているのではなかろうか。

そうしないと、さきに掲げた図Ⅱ・Ⅲのような矛盾は改善されない。別枠の健保適用が創設実現すれば、これには処方せん料や調剤技術料の費目による保険給付は削除されようし適正な薬剤を選定するための医薬品調達料のような簡便な費用で順当でできることになる。

現状における取り扱いには、薬剤師の業務が医療サービスとして見なされていない半面で、医師の業務は実態が単なる薬剤の投与であっても処方せん扱いになっており、この不条理の是正は当然である。

V む す び

医薬品を供給する医療資格者は、実質的には薬剤師と医師であるのに、薬剤師による供給サービスに健保扱いの評価がないのは明らかにおかしい。

薬剤師が行う「医薬品の供給」は、医師が行う薬剤の投与と同じように医療サービスの一環に該当することになりはならず、技術部面だけに限らず経済部面についても医療保障の対象とされるべきである。

これを阻んでいる要因は2つある。その1つは、薬剤師の業務が旧法規『薬律』の概念で解釈されたままで今日に至っていること。現行『薬剤師法』に基づいた解釈に是正すべきである。

もう1つの原因は、薬剤師の業務場所（薬局）の施設法規であるべきはずの『薬事法』が、こともあろうに「薬局」を定義するにあたり薬剤師法の任務規定の法意を尊重せず販売業の概念で規定していること。すなわち——「この法律で『薬局』とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行なう場所をいい、その開設者が医薬品の販売業をあわせて行なう場合には、その販売業に必要な場所を含む。」——と規定している点である。薬剤師の資格法規でない薬事法が、薬事法に独自の「販売業」と混同している点は改めるべきである。むしろ、医療サービスをつかさどる薬剤師の業務場所は『医療法』を施設規範とするのが妥当と思う。

医薬品の供給と調剤薬の投与の関係、あるいは医師と薬剤師に関する業務の問題は憲法25条の規定を上位概念に解釈すべきであり、それへの参画者と見なすべきである。すなわち、医療サービスの概念の下での国民（患者）と医薬品のかかわりは、国民に対して病院・診療所・薬局を自己選択・自己決定権の猶予性が保障されるべきはずである。

慢性疾患には生命を危険にさらす重篤なものから気管支喘息や慢性鼻炎など軽微な固定的症状のものまで多種多様である。特にありふれた体質的慢性病のようなものは、医師による診断名が決まった後は医療サービスを受けるにあたり自己決定権に委ねる面が猶予されてもよいと思う。それが合法的な医療施設を介してのものであれば、需要者（患者）にとっても供給者（資格者）にとっても当然な権利のはずである。

わが国の制度が認知している医療施設で資格者によって供給される医療サービスは、WHO（世界保健機関）の提唱が発端になったプライマリ・ヘルス・ケアの枠組みの中で機能を担わすべきであろう。すなわち、医療資格者イコール医療介助者ということが前提に法解釈をする必要がある。

文献および注釈

- 1) 医療制度調査会とは——厚生大臣の諮問機関（川西実三・会長）で昭和38年3月23日に厚生大臣に

- 「医療制度全般についての改善の基本方策に関する答申」を行っている。
- 2) 日本医事法学会編『医事法学叢書』, 日本評論社 (1986)。
- 3) 医療用医薬品は, 薬価基準収載の対応になり得る医薬品。
- 4) 大審院判決, 大正6年3月19日判決 (刑録, 11巻・90頁)。
- 5) 厚生大臣の諮問機関「医療保障に関する最終答申」(昭和34年3月)。
- 6) 江見康一編『明日の医療・4』, 314頁, 中央法規出版 (1984)。
- 7) 五島貞次『社会保障の原理』, 300頁, 文化書房博文社 (1982)。
- 8) 大審院判決, 4) に同じ。
- 9) 薬律——正しくは『薬品営業並薬品取扱規則』と称し, 明治22年に制定されて以来, 大正を経て昭和18年の戦時下の『薬事法』制定までの長期の規範となった。
- 10) 下級裁, 昭和37年2月23日判決。
- 11) 大審院, 昭和8年7月8日判決 (刑集, 12巻・1190頁)。
- 12) 最高裁, 昭和30年5月24日判決 (刑集, 9巻・7号・1093頁)。
- 13) 針灸師法——正しくは『あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律』(昭和22年制定)。
- 14) 第34国会・参議院社会労働委員会会議録, 第28～第33号。
- 15) 磯崎辰五郎ら『法律学全集16 (医事衛生法)』, 132頁, 有斐閣。
- 16) 最高裁判決, 12) に同じ。
- 17) 行政通達——昭和24年6月8日付・医収662号。
- 18) Berufsordnung für Apotheker v. 5. 7. 1953.
- 19) 助産婦法——正しくは『保健婦助産婦看護婦法』と称する。
- 20) 柔道整復師の施術に係る費用は, 既に保険扱いになっているといわれる。これは, 本来, 療養費として現金で支給されるべきものであるが, 県知事と社団法人柔道整復師会長との間に締結された協定があり一般の保険医療機関に受診する場合と同様の形で施術を受けることができることになっている。
- (かじはら・まさみち
日本医事法学会員・薬剤師)

社会 保 障 法 判 例

堀 勝 洋

保育料の徴収が憲法その他の法令に違反しないとされた 事例（清水訴訟第1審判決）

東京地方裁判所民事第3部昭和62年7月29日判決（昭和56年（行ウ）第145号
保育料変更処分取消請求事件）『判例時報』1243号（昭和62年10月1日号）

I 事実の概要

1 原告Xは、その子訴外AおよびBを保育所に入所させていたところ、小平市福祉事務所長は、昭和54年3月31日付で、Aの昭和54年4月分からの保育料の額を月額3万2,600円とする旨の決定（以下「昭和54年度決定」という。）をした。また被告Y（小平市長）は、昭和55年3月14日付で、AおよびBの昭和55年4月分からの費用徴収の額を、それぞれ月額3万8,700円とする旨の決定（以下「昭和55年度決定」という。）をした。

なお、昭和54年度と昭和55年度で決定者が異なるのは、従来小平市福祉事務所長委任規程に基づいて、小平市長から小平市福祉事務所長に委任されていた権限が、昭和55年3月13日の同規程の改正により委任事項から削除され、小平市長の権限に属することになったためである。

2 Xは、昭和54年度決定について、昭和54年5月31日小平市長に対して審査請求をしたが、昭和55年1月22日棄却された。これに対し、同年2月22日東京都知事に対し再審査請求をした。

また、Xは、昭和55年度決定について、昭和55年5月14日東京都知事に対して審査請求をした。

3 Xは、昭和54年度決定および昭和55年度決定（以下「本件各決定」という。）は、憲法25条および26条その他の法令に違反し、重大かつ明白な

瑕疵があるから無効であるとの確認を求める主位的請求を行うとともに、本件各決定を取り消す旨の予備的請求をして、昭和56年12月22日東京地方裁判所に出訴した。

4 これに対して、東京地方裁判所民事第3部は、昭和62年7月29日、Ⅱ判旨に示したとおり判示して、本件各決定に違法はないとして、Xの請求を棄却する判決を下した。

これに対して、Xは昭和62年8月11日、東京高等裁判所に控訴した。

5 なお、Xは、Bについて小平市福祉事務所長が保育所への入所措置をとらなかったため損害を受けたとして賠償を求める訴訟をも提起しており、第1審敗訴の判決を受けている（東京地方裁判所民事第24部昭和61年9月30日判決。これについては、本稿末尾の引用文献の堀〔20〕で解説を加えてある。）。

Ⅱ 判 旨

1 （1）「憲法25条の保障する『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』及びこれに対応する国及び地方公共団体の責務の内容を法律でいかに定めるかについては、立法府の広い裁量に委ねられているところであり、制定された法律の内容が健康で文化的な最低限度の生活を営むうえで、著しく合理性を欠き、明らかに立法裁量の範囲を

逸脱し、又はその濫用と認められる場合は格別、そうでない限り、当該法律を違憲とすることはできないものと解するのが相当である。」

(2) 「しかるところ、法（筆者注一児童福祉法）56条1項、2項が基準維持費用につき全額徴収原則及び応能負担原則を定めたものであると解すべきことは、右3に述べたとおりであるが、このような内容の法56条1項、2項の規定はそれ自体合理性を損うものとは考えられず、したがって、右規定が憲法25条との関係で著しく合理性を欠き、立法裁量の逸脱、濫用に当たるものと解し難いことは明らかである。」

(3) 「また、保育所への入所措置が保育に欠けることという要件のもとに、経済的理由とは無関係にされることとなっていること（法24条本文）に鑑みると、保育所への入所措置そのものは費用の負担の多少にかかわりなくされるものといえるから、原告の、費用負担を理由に児童福祉サービスを受けることをためらわせる結果となる旨の主張は、その前提を欠くものといわなくてはならない。」

2 (1) 「憲法26条1項の教育に保育が含まれるか否かには議論のあるところであるが、仮にそれを肯定し得るとしても、原告は、その子女の教育を受ける権利が奪われたことにつき何ら具体的な主張をしていないのみならず、既に述べたとおり、基準維持費用の徴収につき応能負担原則がとられていることに鑑みると、その徴収により保育の機会の実質的均等が損なわれるものとはいいい難いところである。」

(2) 「また、同条2項は、義務教育の無償を定めてはいるが、その義務教育に保育を含めるとの解釈は到底とり得ないところであるから、同項の規定から保育の公費負担を導き出すことはできない。」

(3) 「のみならず、基準費用の徴収につき、応能負担原則がとられていることに鑑みると、その徴収により保育の機会の実質的均等が損なわれるものとはいいい難いところである。」

3 「負担能力が不足又は欠缺する者にその負担能力に応じた軽減又は免除を行い、その結果、負

担能力がある者と負担能力が不足ないし欠缺する者との間に基準維持費用の負担に関し差異が生じたとしても、それは合理的な理由に基づくものというべきであるから、そのような差異が地方自治法244条3項の『不当な差別的取扱い』に当たるとは到底いい難い。」

4 「法51条1号は、基準維持費用を市町村の支弁とし、法56条1項は、基準維持費用につき全額徴収原則を定めているのであるが、基準維持費用の中に保育所の職員に要する人件費が含まれていることは、法45条及び最低基準省令の規定に徴し明らかである。そして、地方財政法27条の4の規定は、最終的に市町村の負担に属するとされている経費についての規定であるから、法56条1項の規定により扶養義務者等の負担とされている人件費を含む基準維持費用を法の規定に従い扶養義務者等に負担させることが、地方財政法27条の4の規定に違反するといえないことは当然である。」

5 「基準維持費用の額を算定し、その徴収額を確定のうえこれを徴収することは機関委任事務であるから、条例によることなく、規則によることができるものであり、被告らが徴収規則に基づいてした本件各決定により原告から徴収すべき基準維持費用を決定したことが地方自治法228条1項に違反するものとはいえず、原告の前置主張は失当である。」

III 解 説

1. 児童福祉法と保育料徴収

本件訴訟は、保育所にその子を入所させていた原告が、小平市による保育料の徴収は憲法その他の法令に違反するとして、その無効確認または取消しを求めたものである。

そこでまず、保育所の入所と保育料の徴収に関する児童福祉法の規定をみておきたい。なお、これらの規定は、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（昭和61年法律第109号）」（以下「機関委任事務整理法」という。）による改正前のものである。

(1) 市町村長は、保育に欠ける児童を保育所

に入所させて保育しなければならない（児童福祉法24条本文）。

- (2) 保育所への「入所後の保護につき、第45条の最低基準を維持するために要する費用」（本判決はこれを「基準維持費用」と呼んでいる。）を市町村は支弁しなければならない（同法51条1号）。（なお、「支弁」とは事務処理のために必要な経費を支出することであり、経費の終局的負担を意味する「負担」とは異なる（長野〔11〕736頁）。したがって、市町村がこの基準維持費用を全額負担することを意味するわけではない。）

- (3) 市町村長は、この「基準維持費用」を本人またはその扶養義務者から徴収しなければならない（同法56条1項）が、本人またはその扶養義務者が「基準維持費用」の全部または一部を負担することができないと認めるときは、市町村が代わって負担しなければならない（同法56条2項）。

- (4) 国および都道府県は、「基準維持費用」から上記の徴収金を控除した残りの額について、国10分の8、都道府県10分の1の割合で

負担する（同法53条および55条、同法施行令17条3号）。したがって、市町村は残りの10分の1を負担する。

以上の(3)の規定に基づいて、小平市長は別表に示した徴収金基準月額表に基づいて、費用徴収を行った（以下これを「保育料の徴収」という）。本件訴訟においては、この保育料の徴収が憲法その他の法令に違反するかどうか争われたので、以下、原告が主張した各法令ごとに、原告被告の主張、判決内容等をみていきたい。

2. 憲法25条違反

憲法25条1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定し、同条2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定している。

この憲法25条違反に係る原告の主張は、次のとおりである。次代の社会を担う児童の発達と健全な育成のために良い環境を用意することは、憲法25条およびこれを受けた児童福祉法1条および2条に基づく国および地方公共団体の責務である。

別表 小平市の保育園措置費徴収金基準月額表（昭和55年度）

（単位：円）

	措置児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額（児童単位）					
	階層区分	定義及び条件			徴収金基準額			徴収金減額基準額		
					4歳以上児	3歳児	3歳未満児	4歳以上児	3歳児	3歳未満児
一般分徴収金基準額	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）			0	0	0	0	0	0
	B階層	前年度分の市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0
	C階層	前年分所得税非課税世帯	第1階層	前年度分市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	3,300	3,300	4,900	1,700	1,700	2,400
			第2階層	同 所得割課税額が5,000円未満の世帯	3,900	3,900	5,500	2,000	2,000	2,700
			第3階層	同 所得割課税額が5,000円以上の世帯	4,700	4,700	6,300	2,300	2,300	3,100
	D階層	前年分所得税課税世帯	第1階層	前年分所得税課税額が3,000円未満の世帯	5,300	5,300	6,800	2,600	2,600	3,400
			第2階層	同 3,000円以上15,000円未満の世帯	6,900	6,900	8,500	3,400	3,400	4,200
			第11階層	同 240,000円以上270,000円未満の世帯	14,900	17,700	38,700			
			第12階層	同 270,000円以上の世帯	14,900	17,700	38,700			
附基加徴収金額	C階層	第1階層	前年度の固定資産税課税額が4,000円以上の世帯			C階層の第2階層と認定する。				
		第2階層	前年度の固定資産税課税額が6,000円以上の世帯			C階層の第3階層と認定する。				
		第3階層	前年度の固定資産税課税額が8,000円以上の世帯			D階層の第1階層と認定する。				
	D階層	第1階層	前年度の固定資産税課税額が10,000円以上の世帯			D階層の第2階層と認定する。				

ところが、被告は、児童福祉法56条1項は措置費の全額徴収を定め、同条2項がその応能負担を定めたものとして、本件各決定をしたが、このような見解は、児童らに費用負担を理由として児童福祉サービスを受けることをためらわせる結果となるので、前記の憲法25条等に違反するというものである。

これに対して被告は、①憲法25条の具体的な責任は立法府の自由な裁量に委ねられており、明らかに裁量権の範囲を逸脱または裁量権の濫用にわたらない限りは、違憲無効とはいえないこと、②児童福祉法は、保育所への入所に低所得という要件を附していないため、高額所得者もこれを利用でき、したがって、このような高額所得者に対しては適正な負担を求めることこそが社会的公正に適い、かつ、限られた福祉財源の効率的な活用を図る所以であるため、負担能力のある者から措置費の全額を徴収し、負担能力のない者にはその一部または全部を減免していること、③保育所の運営費および設置費についても相当の公費負担がなされていること、④福祉国家といっても社会福祉関係費は全額国庫負担でなければならないことにはならないこと、などを主張した。

ここでの論点は次の3点であり、これについてこの順序で検討していきたい。

- (1) 児童福祉法56条1項が全額徴収を、同条2項が応能負担を規定しているかどうか。
- (2) 憲法25条は立法府に広い裁量を認めているかどうか、また、児童福祉法の費用徴収規定がこの裁量の範囲内にあるかどうか。
- (3) 保育料の徴収が保育所の利用をためらわせるかどうか、またためらわせることが憲法25条等に違反するかどうか。

まず論点の(1)についてであるが、児童福祉法56条1項は、同法51条1号に規定する費用(=同法45条の最低基準を維持するための費用、すなわち「基準維持費用」)を徴収しなければならないと規定し、56条2項は、本人またはその扶養義務者がその費用の全部または一部を負担することができないと認めるときは、市町村が代わって負担しなければならないと規定している。したがって、

56条1項が基準維持費用の全額徴収を定め、2項が応能負担を定めたことは、文理的にみて明らかである。堀〔14〕297頁はこの解釈をとっているが、上野〔1〕32—33頁、田村〔10〕54—55頁は全額徴収という解釈に反対している¹⁾。本判決は、判旨の1(2)に引用したように、筆者と同じ解釈をとっている²⁾。

次に論点の(2)であるが、本判決の判旨1(1)で述べられている憲法25条に係る立法裁量論は、堀木訴訟上告審判決(最大判昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁)にみられるものであり、その後の判決にも見出され、憲法25条の解釈としては確立した判例となっている³⁾。

ここでの問題は、基準維持費用について全額徴収と応能負担を規定した児童福祉法56条1項と2項が、立法裁量の逸脱・濫用に当たるかどうかであるが、本判決は判旨1(2)に引用したようにこれを否定し、合憲であるとした。社会福祉分野の利用者負担原則が応能負担であることは合理的であり、判旨は正当である。

次に論点の(3)であるが、本判決は判旨1(3)に引用したように、保育所への入所が費用負担の多少にかかわらずなされるから、費用負担は児童福祉サービスを受けることをためらわせないと述べている。しかし、費用負担があまりにも高い場合には申請そのものをしない場合があることは明らかであり、この判旨は説得的ではない。広義の受益者負担の目的・機能の1つとして、筆者は「需要の抑制」を挙げており(本稿の注1)参照)、費用徴収がこのような需要抑制の結果をもたらす場合があることは明らかである。

しかし、需要の抑制をもたらすことが直ちに憲法25条に違反するものであるとは限らない。すべての行政施策が、物的・人的・財政的な資源が有限であるなかで、優先度に応じた合理的な資源配分を行わなければならないという内在的制約を本質的に有している以上、社会福祉施策といえども優先度の低いニーズはこれを抑制し、優先度の高いニーズに資源を配分することは、憲法25条の生存権理念に反しないと考えられるからである。

したがって、問題は小平市の保育料徴収の需要

抑制効果の程度がどのようなものであるかであり、それが著しく合理性を欠き裁量権の逸脱・濫用に当たるのであれば、違憲とならないと解すべきである。本件訴訟において、原告は、小平市の保育料徴収基準が上記のような違憲の判断基準に該当するかどうかについて主張立証していないようであり、原告の憲法25条違反の主張は結論としてとることはできない。

3. 憲法26条違反

憲法26条1項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定し、同条2項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定している。

この憲法26条違反をいう原告の主張は、次のとおりである。保育所で保育を受ける権利は、広義の教育を受ける権利の1つであるから、憲法26条1項に基づき、保育の機会が均等に与えられるべきであり、また同条2項に基づき公費負担が要請される。そうすると、児童福祉法56条1項は全額徴収、同条2項は応能負担を規定するとの被告の見解は、憲法26条1項および2項にもとるものである。

これに対して、被告は保育所の整備や運営について相当の公費負担がなされていると主張した。

ここでの論点は次の4点である。

- (1) 憲法26条1項にいう教育に保育が含まれるかどうか。
- (2) 児童福祉法56条1項および2項に係る被告の見解が、教育の機会均等をうたう憲法26条1項に違反するかどうか。
- (3) 憲法26条2項にいう義務教育に保育が含まれるかどうか。
- (4) 児童福祉法56条1項および2項に係る被告の見解が、義務教育の無償をうたう憲法26条2項に違反するかどうか。

まず論点の(1)については、本判決は判断を示さず、教育に保育を含めると仮定して、次の(2)の論点に進んでいる。

この論点(1)に関して、筆者は以下のように考えている。保育所における保育が児童に対する人格的な発達を目指して行われることはいうまでもなく、これが教育的な働きかけであることは疑いを容れない。しかし、保育所での保育は、保育に欠ける児童に対して行うものであり（児童福祉法24条および39条）、基本的には親などによるケア（監護、世話、身体的扶養、養護などとも呼ばれる。）が受けられない児童に、保育所が代わってケアを行うものである⁴⁾。すなわち、保育所は児童に対する教育的働きかけそのものを行うことを目的とするものではなく、それは保育所の機能の1つにしかすぎない。保育所の目的は、あくまでもケアされない児童をケアすることにある。教育は児童本人のためのものであるが、保育所の保育は児童をケアすると同時に、親などに働く機会を与えるという教育とは別の機能をも有しているのである。以上のことは乳児保育、病児保育、夜間保育などのことを考えれば明らかであり、これらは乳児や病児に対する教育、夜間における教育を目的とするものではなく、ケアを行うことを目的とするものである。この意味で、保育は「生存権の文化的な側面」（小林〔8〕567頁）を担う教育というよりは、生存権そのものの保障としてとらえる方が妥当であると考えられる。

仮に、すべての国民に教育権を保障する憲法26条1項の教育に保育を含めるとすれば、保育に欠ける児童のみしか入所資格を与えない児童福祉法の規定は違憲だということになる。憲法26条1項は「教育に欠ける児童」にのみ教育権を保障しているわけではないからである。原告の主張をとれば、家庭で親などによって保育されている児童を保育所で保育しないとすると児童福祉法の規定は、憲法26条1項に違反することになるが、このような解釈は無理であり、したがって同項の教育に保育を含めると解釈することはできないと考えるべきであろう（反対、田村〔10〕47頁）。

次に論点の(2)であるが、本判決は判旨の2(1)(3)に引用したように、たとえ教育に保育が含まれるとしても、保育所の費用負担原則が応能負担であるため、保育の機会の実質的均等が損な

われるものではなく、したがって、憲法26条1項に違反しないとしている。しかし、応能負担が一般的には保育の機会の均等を損なわないことは認めるにしても、例えば全額徴収階層を非常に低い所得階層に設定して厳しい応能負担を課したような場合は、実質的に保育の機会を奪うことはあり得る。したがって、問題は小平市の保育料徴収基準が保育の機会を奪うほど厳しいものであったかどうかであり、この点に関しても判決は具体的に判断すべきであったように思われる。

なお、筆者は、そもそも憲法26条1項の教育に保育が含まれないと解することは前述したとおりであり、したがって、この(2)の点を論ずるまでもなく、同項違反の問題は生じないと考えている。保育の機会の均等の問題を論ずるなら、憲法14条とのかかわりで問題にすべきである。

次に論点(3)の憲法26条2項の義務教育に保育が含まれるかどうかについてであるが、これは判旨の2(2)で判示されているように、含まれないと解すべきは当然である。したがって、論点(4)の義務教育の無償を規定する憲法26条2項の規定が、保育所の保育に適用できるものではないことも自明である(同旨、田村〔10〕55頁および97頁)。

4. 地方自治法244条3項違反

地方自治法244条3項は、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定している。

原告は、保育所は地方自治法244条1項に定める「公の施設」であり、したがって、保育料は「公の施設」である保育所利用の反対給付としての「使用料」(同法225条)であるから、均一料金であるべきであって、これを応能負担により徴収することは、同法244条3項にいう「差別的取扱い」に当たるため、本件各決定は無効または違法であると主張した。

被告は、①保育所の設置運営や費用負担については児童福祉法上特別な規定が置かれており、地方自治法上の「公の施設」ではなく児童福祉法上の特殊な施設であり、②同法56条は「同一サービ

ス、同一負担」の建前をとることなく、応能負担制を採用しているのであるから、保育料は「負担金」であって使用料ではない、と主張した。

ここでの論点は、次の3点である。

- (1) 保育所は地方自治法上の「公の施設」であるかどうか。
- (2) 保育料は地方自治法上の「使用料」か「負担金」その他か。
- (3) 保育料の応能負担原則は、地方自治法244条3項が禁止する不当な差別的取扱いに当たるかどうか。

まず論点(1)についてであるが、「公の施設」とは、普通地方公共団体が設けた「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」(地方自治法244条1項)である。したがって、社会福祉法人等の民間団体が設置した保育所は「公の施設」とはいえないが、市町村等普通地方公共団体が設置した保育所は「公の施設」とであると解釈すべきである。被告が主張するように、児童福祉法上の規定が地方自治法の規定と抵触することがあるような場合は、特別法は一般法に優先するという原則に従って、児童福祉法の規定を優先適用し、その限りで地方自治法の規定が排除されると解釈すれば足りるのであって、保育所を「公の施設」でないとまでは解釈する必要はない(同旨、金子〔4〕318頁)。原告の子が入所した上水南保育園は、小平市が設置したものであり、「公の施設」であると考えられる。

なお、本判決はこの論点(1)については判断を示していない。

次に論点の(2)であるが、田村〔10〕110頁は保育料を地方自治法225条が規定する使用料と解しているが、このような解釈には次のようなさまざまな難点があり、とることはできない。筆者は、保育料は児童福祉法に根拠をもつ特別の負担であると解している⁵⁾。

第1に、使用料を支払わない者には「公の施設」の利用を拒むことができる(金子〔4〕322頁)のに反し、児童福祉法上は保育料を支払わない者についても保育所に入所させて保育しなければならないとされている。すなわち、使用料は「公の

施設」の利用に対する対価（反対給付）であると考えられるが、費用徴収は、入所費用を事後的に行政処分によって徴収する制度であり、この両者の法的性格は異なるものである。

第2に、地方自治法225条が規定する使用料は「公の施設」に係るものであり、社会福祉法人等が設置した民間保育所の使用料の根拠たり得るものでなく、これについては児童福祉法56条に徴収の根拠を求めざるを得ないことである。民間の保育所について利用料を課すとすれば当該法人のみが課することができるのであり、市町村長が課す根拠はない。民間保育所の費用について市町村長が負担を課すには特別の法令が必要であり、この特別の法令が児童福祉法56条なのである。

第3に、保育料は児童福祉法56条2項に基づいて負担能力に応じて徴収されているが、使用料はこれように応能負担原則に従って徴収するようなものではないことである。

第4に、保育所については国立施設はないものの、教護院や精神薄弱児施設については国立施設があり、これら国立施設への入所に係る費用徴収については地方自治法の規定は適用できず、児童福祉法56条の規定を根拠とせざるを得ないことである。

第5に、福祉六法は、例えば老人ホームの入所老人だけでなくその扶養義務者からも費用徴収できると規定しているが、使用料は直接の利用者でもない者からは徴収する根拠がないことである。

なお、本判決はこの論点(2)についても判断を下していない。

次に論点(3)については、本判決は判旨の3に引用したように、応能負担は地方自治法244条3項が禁止する「不当な差別的取扱い」に当たらないとしている。よほど特殊な徴収基準を定めない限り、負担能力のある者に、要した費用の範囲内で重い負担を課しても、それは「不当な差別的取扱い」に当たらないと解すべきであり、判旨の結論は正当である。

5. 地方自治法27条の4違反

地方自治法27条の4は、「市町村は、法令の規

定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」と規定している。そして、同法施行令16条の2第1号は、転嫁すべきでない経費として「市町村の職員の給与に要する経費」を規定している。

原告は、保育料には人件費が含まれており、これは上に引用した地方自治法27条の4に違反し、無効または違法であると主張した。

これに対し、被告は、①地方自治法27条の4の規定は、同法4条の5では禁止されていない任意的税外負担としての寄付金による転嫁を禁止するものであって、保育料のように法令の規定に基づいて徴収すべきものとされている経費については適用されない、②保育料については児童福祉法56条に基づき市町村長が本人または扶養義務者から徴収しなければならないこととされているのであるから、地方自治法27条の4にいう「市町村の負担に属するものとされている経費」に該当しない、と主張した。

これに対し、本判決は判旨の4に引用したように、被告の主張の②を採用して、人件費を含む保育料の徴収は、地方自治法27条の4に違反しないと判示した。

田村〔9〕138頁および成瀬〔12〕55頁は原告と同じ主張をしているが、筆者はかねてから被告と同じ主張をしており（被告主張の①については堀〔14〕315頁、②については堀〔19〕68頁）、判旨は正当である。

6. 地方自治法228条1項違反

地方自治法228条1項は、「分担金、使用料、加入金及び前条第1項の手数料に関する事項については条例で、同条第2項の手数料に関する事項については法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、規則でこれを定めなければならない。」と規定している。

原告は、保育料の本質は使用料であるが、たとえそれが分担金であろうと、上に引用した地方自治法228条1項の規定により、保育料の徴収は条

例によらなければならないのに、本件各決定は小平市児童措置費徴収規則に基づいて行ったものであるため、無効または違法であると主張した。

これに対して被告は、保育料の徴収事務は市町村長の機関委任事務とされているため、本件各決定が条例によらず規則によって行われたことは適法であると主張した。

ここでの中心的な論点は、保育料の徴収は、議会が定める条例に基づかなければならないか、地方公共団体の長の定める規則で足りるかということである。原告は使用料等について条例で定めなければならないとする地方自治法 228 条 1 項に違反すると主張しているが、保育料の徴収は児童福祉法 56 条に基づく特別な負担であることは前述したとおりであり、この地方自治法 228 条 1 項の規定は適用されないと解すべきである。

次に、保育料の徴収が機関委任事務であるとすれば、これは議会が議決できる地方公共団体の事務でなく、地方公共団体の長の専属的権限に属するので、条例で定めることはできず規則で定めなければならない（長野〔11〕115—116頁および兼子〔3〕158頁）。筆者は保育料徴収事務が機関委任事務であるかどうかを詳細に検討した結果（堀〔14〕298—300頁）、機関委任事務であると結論づけており、したがって保育料徴収について条例で定めなくても違法ではないと解している。なお被告は、昭和54年度決定については東京都知事に再審査請求し、昭和55年度決定については東京都知事に審査請求しているが、これは保育料の徴収を機関委任事務とみて、地方自治法 150 条の規定により東京都知事を上級行政庁として不服申立てをしたものと思われる。保育料の徴収が市町村の自治事務なら、都道府県知事に審査請求することはできない（行政不服審査法 5 条 1 項 1 号）からである。

田村〔10〕110頁以下は、保育料を使用料と解するとともに、保育料徴収事務を機関委任事務と解することに反対して、保育料の徴収については条例で定めなければならないとしている。しかし、本判決は、判旨の 5 に引用したように、保育料徴収事務を機関委任事務であるとして、条例による

ことなく規則によることができると判示した⁶⁾。

7. 結 論

以上検討したように、保育料の徴収を憲法その他の法令に違反して無効だとする原告の主張は理由がなく、本判決の結論は、一部の理由に筆者と異なる部分はあるものの、正当であると考ええる。

なお、保育料徴収に関する法律上の諸問題については、田村〔10〕と堀〔14〕が多くの点で対立していたのであるが、以上の検討でも分かるように、本判決はほぼ後者の考えを容れたものである。

注

1) 費用徴収規定が全額徴収を認めたものでないとする上野論文の根拠は、①費用徴収は受益者負担であり、直接便益（個別的便益）の範囲を超えて費用徴収することは許されず、間接便益（社会的便益）については公費負担されるべきであること、②社会福祉法令の福祉の措置は私的責任の優先を定めず、公私の責任が競合するため、費用全額の徴収は許されず分担が原則であること、の2つであるように思われる。

しかし、①については、費用徴収の根拠を「受益に応ずる負担」にだけ求め得るかどうかは疑問であり、筆者は広義の受益者負担の目的・機能として、(ア)受益に応ずる負担、(イ)歳入の確保、(ウ)需要の抑制、(エ)公平性（実質的平等）の確保、(オ)自立・自助の助長、(カ)限られた資源の効率的合理的配分などをも挙げている（堀〔17〕331—333頁）。そして、費用徴収が「受益に応ずる負担」以外の目的・機能を有しているとすれば、直接便益のみ徴収できるとする根拠はなくなるのである（なお、田村〔10〕112頁は保育料を受益者負担であるとする考えに疑問を呈している）。また、政府の料金政策は、所得再分配を含ませる場合があり、必ずしも受益額が負担の限度であるということはない。例えば、かつての国鉄における黒字線である山手線の乗客が地方赤字線の乗客に内部補助を行っていたように、保育所利用者のうちの高額所得者が保育料額の低い利用者に所得再分配を行うような仕組みは、政策としてはいくらかでもとり得るのである（ただし、現行法の下では、「基準維持費用」を徴収の上限としている）。なお、この上野論文の論点①については、堀〔21〕87—88頁で詳細にコメントしたので、参照されたい。

次に②についてであるが、筆者は児童福祉法の基本的な法的構造が、保育の場・保育サービスの提供の問題とその費用負担の問題を切り離し、前者については公的責任をもって保障すべき義務を定めているが、その費用負担は別であり、原則として父母等が負担し、負担能力がないときは、公費で負担する

と定めていると考えている(堀〔14〕297頁)。したがって、保育そのものは公私の責任が競合するものであっても、その費用負担については負担能力ある父母等に全額負担させることは立法論政策論としてはいくらでも可能であり、児童福祉法はまさにこのような立場をとっていると考えられるのである。

なお、保育サービスの提供の問題とその費用負担の問題を分けて論ずる筆者の考えに対し、田村〔10〕103頁は非体系的、論理不整合的、恣意的であると批判している。しかし、児童福祉法24条が保育サービスの提供を市町村長に義務づけ、同法56条1項が「基準維持費用」(＝同法51条1号に規定する費用)の全額を本人または扶養義務者から徴収することを義務づけているのは、まさに筆者の主張する児童福祉法の法的構造そのものであり、このように解釈することがどうして非体系的などと批判されるのか理解しがたい。

田村〔10〕109頁は、同法56条1項が全額徴収を規定したものではないと主張しているが、「基準維持費用を徴収しなければならない」という規定を、「基準維持費用の一部を徴収しなければならない」と解釈することこそ恣意的ではなからうか。同法53条および55条は同じ「基準維持費用」について国および都道府県の負担割合を定めているが、田村助教授の解釈をとるなら、国や都道府県は「基準維持費用」の全部でなく一部について負担すれば足りることになるが、そのような解釈を是とするのであろうか。国や都道府県の負担の対象となる「基準維持費用」については全部と解し、費用徴収の対象となる「基準維持費用」については一部で足りると解するのは、実定法の規定を無視した恣意的・論理不整合的な解釈ではなからうか(なお、碓井〔2〕95頁は、児童福祉法56条1項の全額徴収というのは、同法53条や55条の国及び都道府県の負担条項の存在を考えると論理矛盾だと述べているが、同法56条2項の減免と代負担の規定があるので、必ずしも論理矛盾とはいえない。ただし、この代負担の規定に問題があることは、堀〔14〕303—304頁で指摘したとおりである)。

さらに、田村助教授が保育サービスの提供とその費用負担を一体として公的責任と考えるのなら、保育料の徴収自体を政策論として否定するのが論理的であると思われるが、田村〔10〕98頁は保育料の徴収を肯定しており、これこそ論理不整合的ではなからうか。

以上を通じての筆者の印象であるが、自らの価値判断・イデオロギーがまずあって、それに沿うよう実定法の規定を解釈するのを体系的であると称しているように思えてならない。このような立場は間違いなく体系的ではあるが、代議制民主主義をとるわが国の国会が制定した実定法の規定を最大限に尊重して解釈しようという筆者の立場とは根本的に異なるように思われる。また、政策論として望ましいと

考えることを解釈論にも適用しているため、法解釈の上で無理が生じているという印象も受けるが、これらの印象は間違っているであろうか。

最後にこの問題との関連で指摘しておきたいが、民法820条は親権者にその子の監護および教育の義務を課しているが、この義務のなかには監護および教育の費用の負担を含まないというのが通説とされており、民法でもこの両者は区別されているのである。

2) なお、機関委任事務整理法は児童福祉法の費用徴収規定を改正し、「本人又は扶養義務者から、その負担能力に¹⁾応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。」(改正後の同法56条2項、傍点筆者)と規定し、全額徴収があり得ることおよび応能負担原則による徴収をより明確にした。

3) 堀木訴訟判決の評釈は数多くあるが、堀〔15〕もその1つである。憲法25条の立法裁量論について堀木訴訟上告審判決を引用しているものに、岡田訴訟の最高裁判所昭和57年12月17日判決(堀〔16〕参照)がある。全般的な立法裁量論およびその判例については、野中〔13〕を参照。

なお、朝口訴訟上告審判決(最大判昭和42年5月24日民集21巻5号1043頁)は、憲法25条1項の行政裁量について判断したものである。

4) 民法820条は、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と、「監護」と「教育」とを分けている。

厚生省児童家庭局編〔5〕148頁は、『『保育』とは、保護養育のことであるが、監護をより事実にとらえた概念であって、『保育に欠ける』とは、その児童にとって最小限必要な²⁾め³⁾んど⁴⁾うをみてもらうことができないことをいう。』と述べ、同書255頁は、保育所は「たんに幼児教育をおこなう施設ではない。」と述べている。

筆者は、堀〔18〕205頁以下で、ケアを「身体的扶養」と呼び、経済的扶養と対比させて論じたことがある。

上野〔1〕36頁の注1)は、非貨幣的生活ニード充足のための援助一般を「面倒見」と規定している。

以上のように、福祉サービスとしての保育は、教育的働きかけを内包するものではあっても、教育という語には含まれないケア、世話、監護などの語で表わされるサービスを含むものである。

5) 厚生省および自治省の指導により、地方公共団体の歳入予算上、保育料の徴収金については、原則として「地方自治法施行規則の別表の歳入予算様式の(款)「分担金及び負担金」の(項)「負担金」の科目によること」とされている(昭和32年8月3日付厚生省児童局長通知児発第491号「児童福祉法第56条の規定による措置費の収入科目について」)。

また、歳入決算については、自治省の「地方財政状況調査表作成要領」に基づき、地方公共団体が自ら設置した保育所の保育料徴収金については、「使用料」のうちの「保育所使用料」の科目に、その他

の保育料徴収金については、「分担金・負担金」の「その他」の科目に計上することとされている。

- 6) 機関委任事務整理法は、児童福祉法56条を改正して、費用徴収事務を機関委任事務から地方公共団体の事務に改めた（厚生省児童家庭局監修〔6〕5頁）。このため、このような団体委任事務としての費用徴収について、条例で定めなければならないか、規則で足りるかという問題が生ずることになった。

この問題は、条例と規則の制定権の範囲にかかわる問題で、詳細に論ずる必要がある（兼子〔3〕152頁以下およびそこで引用された文献を参照）。しかし、とりあえず、法律で費用徴収の基本的事項が定められている場合は、細部については行政裁量に任し得ると解し、必ずしも条例で定める必要はなく、規則でも足りると解しておきたい（反対、碓井〔2〕98頁）。

なお、厚生省の通知は、「児童福祉法等に基づく費用徴収事務の団体事務化に伴い、従来措置費国庫負担金交付要綱等の中に示されてきた徴収金基準額表は、今後は国庫負担の精算基準の位置付けのみとなり、実際に適用されることとなる徴収金額表は、各地方公共団体が条例又は規則で定めること」と述べている（昭和61年12月26日付厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知社庶第225号「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（社会福祉関係部分）の施行について」）。

また、身体障害者福祉法38条の費用徴収（これも団体委任事務とされている。）について、「社会福祉施設の入所者から措置権者が徴収する徴収金は、地方自治法にいう分担金等に該当しないものとされており、特にその徴収につき条例で定めなければならないとされるものではない。」とする行政解釈が示されている（厚生省社会局庶務課〔7〕12頁）。

引用文献

- 〔1〕 上野雅和「社会福祉における費用徴収と扶養問題—扶養義務者からの費用徴収—」『社会福祉研究』1986年10月
 〔2〕 碓井光明「地方財政における受益者負担の問題点」『都市問題研究』1987年5月
 〔3〕 兼子 仁『条例研究叢書1 条例をめぐる法律問題』学陽書房、1978年
 〔4〕 金子芳雄「公の施設」雄川一郎ほか編『現代行政法大系8 地方自治』有斐閣、1984年
 〔5〕 厚生省児童家庭局編『新版児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法の解説』時事通信社、1982年
 〔6〕 厚生省児童家庭局監修『団体事務化後の児童福祉行政』中央法規出版、1987年
 〔7〕 厚生省社会局庶務課「いわゆる行革一括法（社会福祉関係部分）の概要について」『生活と福祉』1987年6月
 〔8〕 小林直樹『〔新版〕憲法講義 上』東京大学出版会、1980年
 〔9〕 田村和之『保育所行政の法律問題』勁草書房、1981年
 〔10〕 田村和之『保育法制の課題』勁草書房、1986年
 〔11〕 長野士郎『逐条地方自治法』学陽書房、1975年（第9次改訂新版）
 〔12〕 成瀬龍夫「社会福祉行政と『受益者負担』」『都市問題』1981年6月
 〔13〕 野中俊彦「立法裁量論」芦部信喜編『講座憲法訴訟第2巻』有斐閣、1987年
 〔14〕 堀 勝洋「保育料徴収に関する児童福祉法の法的構造の分析と保育料徴収制度のあり方について」『季刊社会保障研究』Winter 1981
 〔15〕 堀 勝洋「社会保障法判例」『季刊社会保障研究』Autumn 1982
 〔16〕 堀 勝洋「社会保障法判例」『季刊社会保障研究』Summer 1983
 〔17〕 堀 勝洋「社会福祉における費用負担」社会保障研究所編『社会福祉改革論Ⅰ』東京大学出版会、1984年
 〔18〕 堀 勝洋「私的扶養と公的扶養」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会、1985年
 〔19〕 堀 勝洋「公的福祉と有料化政策」『ジュリスト増刊総合特集 No. 41—転換期の福祉問題』1986年1月
 〔20〕 堀 勝洋「社会保障法判例」『季刊社会保障研究』Spring 1987
 〔21〕 堀 勝洋『福祉改革の戦略的課題』中央法規出版、1987年
 （ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長）

編集後記

1987年は早くも終わろうとしています。今年1年を振り返り最も大きな社会的事件は、日本の特に首都圏の土地価格の暴騰であろう。そして学会領域では地域福祉学会の創設が、福祉に新しい息吹を吹き込んだことであろう。

地価の高騰は、社会保障機能を相対的に低下させることになり、また在宅福祉の前進を阻む大きな要因となろう。福祉の前提条件である土地が、このまま高値安定価格が続けば、高齢化が進むわが国で高齢者の生活がどう保障されるのか不安となってくる。

地域福祉学会が創設されたことを契機に、土地問題を地域福祉の領域からも是非取り組んでももらいたいし、また私達も研究したいと考えている。今後の発展を大いに期待している。

本号は、高齢者を中心とする生活費の問題を取り上げた。とくに、わが研究所のプロジェクト研究の1つである「高齢者の消費に関する実証的研究」は3年間におよぶ研究の中間報告をここに掲載した。高齢者の問題があらゆる領域において取り上げられていながら、その生活実態を把握する最も基礎的データである家計調査は皆無に等しいほど行われていない。研究所では10年来高齢者の家計調査に取り組んで来たが、今回は、昭和48年調査の追跡調査を行った結果の分析である。来年早々には、調査の全体像を本にまとめる予定である。

「季刊社会保障」の編集委員の1人であられた木村陽子氏がこの11月をもって研究所を退職され母校の奈良女子大学で教鞭をとられることになりました。編集委員としてテキパキと迅速に仕事に取り組んで下さって大いに助かっておりましたが、残念です。新人として野呂芳明氏が編集委員となりますので宜しくお願い致します。
(K. O.)

編集委員長 小山路男 (社会保障研究所長)

編集委員 地主重美 (千葉大学教授)

都村敦子 (社会保障研究所研究部長)

西三郎 (東京都立大学教授)

庭田範秋 (慶応義塾大学教授)

野口悠紀雄 (一橋大学教授)

福武直 (東京大学名誉教授)

編集幹事 大本圭野 (社会保障研究所主任研究員)

野呂芳明 (社会保障研究所研究員)

保坂哲哉 (上智大学教授)

星野信也 (東京都立大学教授)

堀勝洋 (社会保障研究所調査部長)

三浦文夫 (日本社会事業大学教授)

宮澤健一 (一橋大学教授)

下平好博 (社会保障研究所研究員)

(五十音順)

季刊

社会保障研究 Vol. 23, No. 3, Winter 1987

(通巻98号)

昭和62年12月25日 発行

編集・発行所

社 会 保 障 研 究 所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号

赤坂2丁目アネックスビル内

電話 (589) 1381

製 作

財団法人 東京大学出版会

〒113 東京都文京区本郷7丁目3番地1号

電話 (811) 8814 振替東京 6-59964